

4. LPガス事故(全事故)の概要

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/1/3	埼玉県松伏町	C2級	漏えい	一般住宅	11:00		集中監視システムの容器配送予測情報より消費者宅の容器交換の指示があり、2025年1月3日11時頃、販売事業者が消費者宅(一般住宅)に到着。屋外式ガス給湯器周辺にガス臭があったため、漏えい検知装置にて確認したところ、屋外式ガス給湯器と接続員である金属フレキシブルホースの接続部分よりガス漏えいを確認。金属フレキシブルホースを交換し、再接続。漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認した後、12時30分頃、ガスの供給を再開。 一次原因は、屋外式ガス給湯器と金属フレキシブルホースの接続不良によるもの。 二次原因は、2024年12月21日の工事業者による屋外式ガス給湯器の交換工事の際、施工が不完全であったことによるもの。	金属フレキシブルホース	(株)タマフレックス工業	LMA3 450L	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 消費者に対し、燃焼器具を交換する場合は販売事業者に連絡するよう説明した。工事業者に対し、燃焼器具の正しい交換方法、交換後のガス漏えい検査の確実な実施を指導した。また、燃焼器具を交換する場合は販売事業者に連絡するよう、注意喚起した。
2025/1/4	埼玉県久喜市	C2級	漏えい・爆発	一般住宅	19:00		2025年1月4日19時10分頃、消費者から販売事業者へ給湯器が爆発したと連絡があった。19時40分頃、販売事業者が消費者宅(一般住宅)に到着し、当該給湯器の前面部及び側面部の変形を確認した。メーターガス栓から給湯器までの圧力保持による漏えい試験を行ったが異常は確認されなかった。消費者に確認したところ、入浴後の掃除のために給湯器を使用中、爆発音がしたとのこと。当該給湯器の接続員を取り外し、ガス栓にプラグ止めをして使用禁止とした。1月6日、給湯器の交換工事を実施した。 給湯器の製造事業者が調査したところ、給湯器は正常に作動しており、原因の特定には至らなかった。しかし、ガス電磁弁の弁体に異物が付着しており、ガス通路には水分の痕跡および異物が確認されたことから、一時的にガス漏れが生じ、機器内部にガスが溜まった結果、異常着火に至った可能性が考えられる。	瞬間沸湯器(RF式)	(株)長府製作所	GK-2001K	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/1/4	埼玉県朝霞市	C2級	漏えい・爆発	一般住宅	17:50		2025年1月4日17時50分頃、消費者がシャワーを使用した時に爆発音が聞こえたため、屋外の風呂釜を確認したところ火を噴いていた。消費者にて風呂釜に接続されているガス栓を閉止し消火した。消費者より連絡を受けた販売事業者が18時20分に現場に到着し、風呂釜の前面部が膨らむように変形していたことを確認。18時25分、圧力保持による漏えい検査を実施し、メーターガス栓から消費機器まで漏洩が無いことを確認。当該風呂釜を撤去して風呂釜の製造事業者へ調査を依頼し、1月8日に屋外式風呂釜を新規に設置。 一次原因は、腐食・劣化によるもの。給湯熱交換器の腐食(水質等の影響)による水漏れが、点火プラグやバーナー、ノズル部に付着・水封し、正常に点火燃焼できない状態のまま稼働させ、点火し難い状態で、繰り返しの給湯操作で機器内に未燃ガスが滞留し、風の吹込みによる排気口閉塞などの環境要因が加わり、異常着火によって機器が変形したものと考えられる。	風呂釜(RF式)	リンナイ(株)	RFS-V1611	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/1/6	北海道岩見沢市	C2級	漏えい	工場	9:25		2025年1月6日9時25分頃、整備工場から販売事業者へ給湯器が点火しないとの連絡があった。消費者が給湯器を使用し、お湯にならないのでガスメーターを見に行ったら、ガス栓が閉止していたので電話したとのこと。販売事業者が現地到着後、メーター表示のガス止め及び層板からの落雪により配管が欠け凍結している箇所を発見。封閉によるガス漏えいと思われるため圧力検査を実施したところ、圧力低下が見られたためガス検知装置にて建物周辺を調査。10時30分に建物周辺にガスが滞留していないことを確認し、LPガス容器を回収。1月7日に配工作業を行い、ガスの供給を再開。 一次原因は、屋根からの落雪による配管の破損によるもの。 二次原因は、雪害(落屑)によるもの。	配管(銅管(継手部)(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、雪害(屋根からの落雪含む)の影響のないルートに供給設備を移設した。
2025/1/10	愛知県東海市	C1級	漏えい・爆発・火災	飲食店	9:03		2025年1月10日、飲食店において従業員がフライヤーのパイロットバーナーに点火棒を使用して着火しようとしたところ、一度目は点火せず、二度目に同じ要領でバーナーの点火バルブを開けて点火棒をバーナーに近づけたところ、当該フライヤー下部のバーナー付近にて小規模爆発が起き、従業員が顔周辺に軽いやけどを負った。当該フライヤーの販売事業者が確認したところ、点火バルブの周辺から微量のガス漏えいが確認されたため、漏えいが確認された箇所を撤去し、使用不可とした。今後、当該設備を交換する予定である。 原因は、当該フライヤーの経年劣化(製造から20年経過)によるものであり、バーナーに点火棒を使用して着火する方式のために事故が起こるリスクが高かったと推測される。	業務用フライヤー	トーエイ工業(株)	E600F	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 1月10日17時頃から現地調査を実施して、飲食店及び飲食店が入居している店舗の担当者から状況、事故原因を聴取し、事故孤次の恐れがないことを確認。 販売事業者へ再発防止策を徹底するよう口頭指導。 販売事業者は当該飲食店に対し、ガス機器の定期的なメンテナンスを施設管理者と協力して実施するよう再度依頼した。また、引き続き定期的な保安点検及び周知活動を徹底し、保安の確保に向けた啓発活動を継続的に実施する。
2025/1/10	静岡県伊東市	C2級	漏えい	一般住宅	15:04		2025年1月10日にセキュリティより微小漏えい通報が入り、1月14日に消費者宅(一般住宅)で漏えい検査したところ、台所に設置されていた1口ヒューズコックの先端の自在部分よりガスの漏えいが確認された。ガス漏れ警報器は設置されていたが、検知しない量の漏えいと考えられる。 一次原因は、ガス栓(1998年1月製造)の経年劣化によりゴム製及びプラスチック製のOリングの不具合が生じたことによるもの。 二次原因は、耐用年数は経過していたが、定期消費設備調査で異常が無かったため交換の推奨をなかったことによるもの。	末端ガス栓(ヒューズガス栓)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対して口頭指導を実施し、同様の事象があれば事故原因として提出するよう伝えた。 販売事業者は以下の対策を実施。 定期消費設備調査時に目視点検及び作動確認をして、消費者に交換のお断いをするようになる。
2025/1/14	高知県高知市	C2級	一酸化炭素中毒	飲食店	12:20		2025年1月14日12時20分、飲食店において店内に充滿した蒸気により火災警報器が作動したため、警備会社から消防に通報があり、消防から販売事業者へ通報が入った。12時45分頃、販売事業者が飲食店に到着した際には、既に従業員2名(全員)は一酸化炭素中毒により救急車で病院に搬送されており、容体は確認できなかったが、現場でガス漏れが無いこと、又、使用ガス機器が火災で無いことを確認し、経営者から聞き取りを行い、事故原因を確認した。従業員2名はラーメン店のオープンに向けて練習していたとのことであり、2日間入庫し、退店した。 原因は、換気扇を使用せずに、業務用連バーナー(竈で給湯器)を使用してスープを作っていたことにより、一酸化炭素が店内に充滿したことによるもの。なお、ガス機器を使用する際には、換気扇を使用することは販売業者から周知されていた。また、ガス機器を使用時には換気扇を使用するよう、対面にて口頭及びチラシで周知はできていたが、使用しなかった場合の危険性が十分に伝わっていない可能性が有る。	業務用めんゆで器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、換気の徹底とCO警報器の取付けを推奨するよう指導した。また、高圧ガス関係団体に関係事業者に対する注意喚起を依頼した。
2025/1/15	岐阜県多治見市	C2級	漏えい	その他(従業員用炊事場)	12:50		2025年1月15日12時50分頃、下水道工事業者が市道上において重機を使って掘削作業中、未使用となっている供給管取出し用配管を掘って損傷した。下水道工事業者は、破損した箇所をテープにて濡れ防止措置を行い販売事業者に通報し、販売事業者が現地確認後、即日復旧作業を完了する。 一次原因は、下水道工事業者による下水道の掘削作業によるガス配管の損傷によるもの。 二次原因は、ガス管の存在を把握して掘削工事を行ったが、供給管取出し用配管の存在を知らなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(未管埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は、事故報告があった1月16日に現地調査を実施し、復旧されていることを確認する。 販売事業者は以下の対策を実施。 下水道工事を行う際、ガス管が埋設してあることを十分に認識して行うよう指導した。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/1/15	富山県水見市	C2級	漏えい・爆発	事務所	7:00	原因不明の漏えい・爆発	2025年1月15日08時、事務所において消費者Aがお湯を沸かすためにピルトインコンロを使用した。4時にガス警報器が作動したが、消費者Bが警報を止めるため、ガス警報器のコンセントを抜いた。7時にガス臭がする中、消費者Bがピルトインコンロを使用したところ、コンロ付近で爆発が発生した。ピルトインコンロの構成部材（バーナー、パネル等）が筐体で外れたが、人的被害及び建物の破損は無かった。その後、消費者から連絡を受け現地急行した販売事業者が室内を換気し、自記圧力計で漏えい試験を実施したが圧力降下は認められなかった。また、消費設備の漏えい試験及びピルトインコンロ周辺の点検を行ったが、異常は認められなかった。さらに、ピルトインコンロを製造事業者へ送り、点検を実施したが、点検結果は正常であり、漏えいの原因となる事象は確認できなかった。 一次原因は、ピルトインコンロの点火動作を行ったところ、何らかの原因で漏えい及び滞留していたガスに引火し爆発したことによるもの。 二次原因は、爆発の3時間前にガス警報器が作動したが、販売事業者へ連絡することなくガス警報器のコンセントを抜き置きし、ガス臭がする中でピルトインコンロを使用したことによるもの。	家庭用こんろ	(株)ノーリツ	N3WR4PWA41SVE	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、高圧ガス保安法第63条に基づく事故届を提出することを指示した。 販売事業者から消費者に対し、ガス警報器が鳴動した際には、必要な安全対策を講じるとともに、直ちに販売事業者へ連絡するように周知した。
2025/1/18	愛知県西尾市	C2級	漏えい	その他(介護福祉施設)	12:05	他工事業者(ウッドデッキ工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年1月18日12時05分、介護福祉施設において、工事業者がウッドデッキ取替にあたり、既存のウッドデッキ解体中に誤って電動工具(サンダー)で配管を損傷。12時13分、工事業者から販売事業者へ工事中にガス管を損傷したと連絡があり、工事業者によりメーターガス栓を閉止。12時29分、販売事業者が到着して現場確認を行い、修繕のためガス工事を手配。15時25分に修繕開始、17時00分に修繕完了。気密検査、漏えい検査にて異常なしを確認。 原因は、工事業者が既存のウッドデッキ解体中に、ガス配管があることを認識していたが、慌てて作業をしたため電動工具(サンダー)でガス配管を傷つけたことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指導した。 販売事業者から消費者に対し、敷地内のガス管・ガス設備近傍での改修工事を行う際は、必ず事前連絡を行うよう周知した。
2025/1/18	兵庫県三木市	C2級	漏えい・火災	共同住宅	19:53	ガス種不適合給湯器の燃焼不良に伴う漏えい	2025年1月18日19時53分、管理会社より販売事業者へ事故の一報があり、20時40分に販売事業者が集合住宅に到着。ガス給湯器の排気部が黒く焦げっており、消防がガス給湯器の電源を抜き、器具ガス栓も閉じていた。消防に確認すると、ガス給湯器本体から火が上がっていたのを通行人が発見し通報があったとのこと。漏えい検査を行ったが、ガス給湯器周辺及び配管からのガス漏れはなかった。ガス給湯器をLPガス用のものへ取り換えた。 一次原因は、ガス給湯器のガス種が都市ガス(13A)であったため燃焼不良を起こしたことによるもの。ガス給湯器の設置業者は不明。 二次原因は、定期保安点検調査が不在完了であったこと(2023年3月16日13時35分・不在1回目、2023年3月18日10時35分・不在2回目、2023年4月3日14時35分・不在3回目)及びガス給湯器が高所に設置されており階板が目視確認できなかったことにより、ガス種の確認が未実施であったことによるもの。	瞬間湯沸器(RF式)	(株)ノーリツ	GO-1637WS	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、ガス器具設置の際、適合しているガス種を確認の上、設置するよう指導した。
2025/1/19	宮崎県日向市	C1級	漏えい・爆発	飲食店	11:11	原因不明の漏えい・爆発	事故発生時は開店前で、レストランの従業員が昼の営業に向けて準備していたところ、何らかの原因で爆発が発生した。この影響により、店主1名と従業員3名が顔や腕に火傷を負った。事故原因として、漏えいと思われる業務用3口コンロ等については、警察が収去しており、現在も調査中である。何らかの原因でガスが漏えいし、引火して爆発に至ったと考えられるが、直接の原因は不明。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	現時点において、責任の所在が不明であるため、販売事業者等に対して指導は行っていない(漏えいと思われる業務用3口コンロ等については、警察が収去しており、現在も調査中である)。
2025/1/19	石川県加賀市	C2級	漏えい	一般住宅	12:30	器具ガス栓の腐食による漏えい	2025年1月19日12時30分頃、消費者からガス臭がすると連絡を受け、販売事業者が現場に急行して換気実施。自記圧力計を用いて漏えい検査を行うため圧力を加えたところ、圧力が抜けていった。台所ガステーブル元栓を漏えい箇所として元栓を取替後、改めて自記圧力計を用いて測定したところ、結果は良好であり、異常は認められなかった。原因は、元栓の劣化によるもの。	消費設備その他(器具ガス栓)	不明	不明	不明	販売事業者は消費者に対し、普段からガス臭や燃焼器の異常がないか声掛け、ヒアリングを積極的に行う。
2025/1/20	神奈川県鎌倉市	C2級	漏えい・爆発	共同住宅	16:00	消費者による風呂釜の点火ミスに伴う漏えい・爆発	2025年1月20日16時00分頃、風呂釜の点火操作で種火が点かなかったため、5回点火作業を繰り返したところ、ボンという大きな音と共に風呂釜の側面パネルが変形した。1月21日に集合住宅の大家より販売事業者へ当該風呂釜が点火しづらい旨の連絡が入り、1月22日に販売事業者が現場を訪問した。風呂釜に変形があることを確認し、消費者にヒアリングしたところ異常着火が起きていたことを告知した。当該風呂釜の接続具を外し、使用禁止とした。2月5日新しい同型式の風呂釜へ交換済み。 原因として、消費者が繰り返し点火操作を行ったため、風呂釜内部に未燃焼ガスが滞留し、点火操作時に引火し爆発燃焼したものと推定される。	風呂釜(BF式)	(株)ノーリツ	GUQ-5D	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指示。 販売事業者は消費者に対し、開栓時及び定期消費設備調査等の業務機会に、種火が着火しない場合は繰り返し点火操作をせず、確実に5分間あけてから操作をするよう継続的に周知をする。
2025/1/20	石川県野々市市	C2級	漏えい	一般住宅	23:21	配管の腐食による漏えい	2025年1月20日23時21分頃、容器交換時等供給設備点検を委託している事業者より、点検不良連絡書にてFAX連絡があった。翌日11時25分頃に販売事業者が実施した漏えい検査にて、ガスコンロのヒューズコック(二口)接続ニップル管ネジ部から漏えいを検知した。ニップル管にシール材塗布後、ヒューズコックを二口から一口のものに取替を実施した。 原因は、ネジ穴の経年劣化によるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、業者側で微量漏えいと判断し、発生直後の報告が無かったことから、今後漏えい事故が起きた際には自己判断をせず報告するよう指導した。
2025/1/21	岐阜県山県市	C2級	漏えい・火災	一般住宅	10:35	消費者による未使用ガス栓の誤開放に伴う漏えい・火災	2025年1月21日10時38分頃、消費者宅(一般住宅)から火災が発生したと119番通報があった。ガス栓の開閉操作を行ったところ、誤って未使用側のガス栓を開放し、漏えいしたガスにこんろの火が引火し、火災となった。 原因は、消費者が使用頻度の低い炊飯器を使用する際、ガスホースをガス栓に接続する前に誤ってガス栓を開放させたことによるもの。	末端ガス栓(ヒューズガス栓(未使用側))	光陽産業	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、火災であったため、火災調査及び注意喚起を実施。 販売事業者は消費者に対し、ガス栓誤開放時にガスが出ないような新しいアダプター新しく(旧片割をワッパ接続式)になっている2口ガス栓への交換を推奨。また、ガスの使用にあたって、注意すべき内容を周知した。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/1/21	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	一般住宅	10:10	埋設管の腐食による漏えい	2025年1月21日10時10分頃、LPガス保安センターが定期消費設備調査時に一般住宅のガス漏れを発見し、当日中に販売事業者が埋設配管(SGP)を露出配管(ガスフレキ管)に変更した。 原因は、本管(埋設配管)が腐食したことによるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・立入検査で緊急時対応簿を確認した際に、埋設配管から漏れた記載があり、事故届を提出するよう促した。 ・今後、漏れ等の事故があった場合は、行政機関に連絡をするよう指導した。 ・埋設配管の管理を徹底するよう指導した。
2025/1/23	茨城県ひたちなか市	C2級	漏えい	一般住宅	18:17	他工事業者(外構工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年1月23日18時17分、消費者宅から販売事業者へガスが出ないとの連絡があり、販売事業者から復帰操作をお願いするも復帰できなかった。他に変わったことがないか聞いてみると外構工事が入っていたとの情報を得たため現地調査をしたところ、外構工事のため防草シートを敷設しており、敷設時の机打ちによりフレキ管が損傷していたことが分かった。現在復旧済み。 原因は、外構工事による防草シート敷設時の机打ちによるフレキ管損傷によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、配管図面の提供を行うとともに、他工事によるガス管損傷を防ぐための周知を行う。
2025/1/23	岡山県備前市	C2級	漏えい	一般住宅	17:30	容器と高圧ホースの接続不良による漏えい	予備側のLPガス容器2本のうち1本の高圧ホースとの接続部(ねじ部分)に容器キャップの欠片と推察されるプラスチック片が混入し、何らかの原因で接続部がゆるみ異物混入部より漏えいした。予備側容器2本の交換は2024年12月16日に行ったが、その際の容器交換時供給設備点検では異常なし。その後3回供給側の容器交換を行い、その際の容器交換時供給設備点検で予備側ホースの漏えい検査も行ってはいるが異常はなかった。よって、直近の容器交換時供給設備点検日(2025年1月14日)から1月23日の間に、何らかの原因で接続部がゆるみ異物混入部より漏えいしたものと考えられる。 一次原因は、容器と高圧ホースとの接続部に異物が混入し、接続不良になったことによるもの。 二次原因は、目視確認不足によるもの。	高圧ホース	(高圧ホース) 桂精機製作所	(高圧ホース) NA6P	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 容器交換接続時に、異物の混入がないか目視確認の徹底。交換後の検査液での漏れ検査の徹底。配達員へ事例の共有。 県は情報収集を実施。
2025/1/24	茨城県稲敷市	C1級	漏えい火災	共同住宅	12:17	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい火災	2025年1月24日12時17分頃、井戸水業者が漏水を修繕するために集合住宅の敷地内を掘削した際、掘り上げた白ガス管を給水管と見誤り、ディスクグラインダーにより切断。この際に発生した火花が漏えいしたガスに引火し、井戸水業者1名が顔半分程度に火傷を負った(重症)、井戸水業者及び集合住宅のオーナーにて水をかけて消火したが、オーナーも軽い火傷を負った(軽傷)。両者とも人間はなにもないが井戸水業者は現在通院にて治療を行っている。なお、通報により出動した消防が容器バルブを閉止する処置をとっていたため、販売事業者の到着時には漏えいは止まっていた。現在復旧済み。 原因は、白ガス管を給水管と見誤りディスクグラインダーで切断したため、漏えいしたガスに切断時の火花が引火したことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、敷地内を掘削するような工事が発生した場合は連絡をもらえよう、消費者に周知する。販売事業者は、敷地内を掘削するような工事が発生した場合は連絡をもらえよう、消費者に周知する。販売事業者は、敷地内を掘削するような工事が発生した場合は連絡をもらえよう、消費者に周知する。
2025/1/24	群馬県邑楽郡	C2級	漏えい	一般住宅	18:33	容器交換時の高圧ガスホース未接続による漏えい	2025年1月24日18時頃、消費者宅(一般住宅)付近の通行人から、容器付近から音がしLPガスが漏えいしているとの連絡を受けた消費者が消防へ通報した。消費者の説明を聞いた消防が容器と高圧ホースの未接続を確認し、消費者へバルブ閉止を指示し作業を行った。販売事業者が18時58分頃に現場に到着し状況を確認したところ、消費者宅に設置された2本の50kgLPガス容器のうち、供給側容器の高圧ホースが未接続となっていた。販売事業者はガス検知器と自己圧力計による漏えい検査を行い、異常がないことを確認し供給を開始した。なお同日午前中、配達事業者が容器交換を行っており、その際にホースを接続し忘れたものの、逆止弁の作動によりすくには漏えいが発生せず、配達員が即座に気づけなかったものと推測される。 一次原因は、容器交換時の高圧ガスホースの未接続によるもの。 二次原因は、配達事業者が容器交換時の事故防止行動マニュアル及び容器交換作業手順通りに作業を行わず、最終確認・チェックの実施によるもの。	高圧ホース	矢崎エンジニアシステム(株)	RHS-800TS	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、事業者への聞き取り及び監督部への報告を行った。 販売事業者は、配達業務時の作業手順の再確認と指導を徹底する。また、SNSを活用した配送物件の写真的確認を行う。
2025/1/24	兵庫県明石市	C2級	漏えい	一般住宅	12:10	他工事業者(解体工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年1月24日12時10分、解体業者より解体工事中に埋設管をショベルカーで破損したため、ウエス等で配管破損部をふさいだとの連絡があった。12時38分に販売事業者が現場(一般住宅)に到着し、供給管の破損を確認。13時10分に側溝カット済の上流側の配管を破損。15時5分にプラグ止めで修繕完了。 一次原因は、解体のショベルカーによる破損によるもの。 二次原因は、他工事業者が事前に確認を怠り作業を行ったことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は工事業者に対し、工事を行う際には、ガス事業者へ周辺にガスの配管の有無を確認することを周知。
2025/1/25	宮城県柴田郡	C2級	漏えい	その他(行政庁舎)	13:00	配管の腐食による漏えい	2025年1月25日13時、配達時点検の際にメーターB表示を確認。周辺にガス臭は無く、警報器も作動していない。1月27日14時30分、電気式圧力計にて漏えい点検を実施。圧力が低下したため、漏えいと判断。露出配管と埋設配管を切り離し、それぞれに漏えい試験を実施したところ、埋設配管部分のみで漏えいを確認。漏えい箇所である埋設配管の切り離し工事を実施。 一次原因は、配管埋設部分の腐食によるもの。 二次原因は、経年劣化によるもの(配管の施工年不明)。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者から事故報告書を受け、埋設配管に対する点検の徹底の指示を行った。 販売事業者は、ガスメーターに遠隔通信端末を接続して設置、24時間監視。
2025/1/26	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	共同住宅	18:00	建物の地盤沈下による供給管損傷に伴う漏えい	2025年1月26日18時頃、共同住宅の入居者よりガス器具に点火しようとしたが点火できずとの連絡を受け、休日のため緊急時対応事業者が出動。LPガス容器が軽かったためガス切れと判断し、LPガス20kg容器1本を仮置きし、点火を確認して帰社。1月27日9時頃、販売事業者が現場を確認したところ、LPガス50kg容器4本が空になっており、仮置きのLPガス20kg容器も半分位減っていたため、ガス漏れ検査を行ったところガス漏れが判明。建物及び配管支持金具を確認したところ、約50cmの地盤沈下で破損であることが確認された。埋設部のため、漏えい箇所は埋設できなかった。1月27日午前中に入居者毎に仮設供給を行い供給再開。2月12日、13日、露出配管より再配管工事を行い、LPガス50kg容器4本により供給再開。 一次原因は、建物の地盤沈下による埋設部供給配管の損傷と推測される。 二次原因は、ガス切れと判断し、ガス漏れ検査を実施せず、LPガス20kg容器を仮設置したことで、更に埋設部供給配管の損傷部から漏えいした。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、再発防止について指導。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/1/30	新潟県長岡市	C2級	漏えい爆発	その他店舗	8:00	GHPの腐食による漏えい爆発	店舗において消費者がGHPのリモコンスイッチを入れたところ、ボンという爆発音が聞こえたため、GHPを確認したところ、室外機の中から火が出ており消防に通報した。当該GHPは2012年にリコールがあり2013年に対応したとの報告があったものだが、実際には対応しておらず、腐食が進んでいた。そのため、飲食の箇所からLPガスが漏えいし、着火爆発に至った。リコール未対応があったことから、並列して設置してあるGHPを検査したところ、他のガスについても漏えいし確認された。 一次原因は、腐食による漏えいによるもの。 二次原因は、外部腐食が発生するおそれがあることから出されていたリコールに対して、虚偽の修繕報告を提出していたこと、その修繕報告を虚偽のものを作成できる環境があり、それを見抜くシステムになっていなかったことによるもの。	業務用燃焼器(GHP)	(株)アイシン	TGMP450A5P-H	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の対策を実施。 原因究明と再発防止策を指示。事故時の販売事業者及び県への通報を指導しヒューズガス栓なし 販売事業者は、社内の勉強会のほか、交換時の写真の撮影を行う。
2025/1/30	栃木県那須塩原市	C1級	漏えい爆発	その他(宗教礼拝堂調理場)	15:00	消費者による業務用こんろの器具類の操作ミスに伴う漏えい爆発	2025年1月30日15時頃、集会所に隣接する鉄筋コンクリート2階建て建物内の業務用5連コンロ及び業務用3連コンロが設置してある調理場(1階部分)で爆発が発生。消防によると被害者は身体全体の20%にやけど(顔面:2度熱傷、皮脂:3度熱傷)を負い、建物は内壁が大きく変形し、窓が外れたとのこと。販売事業者が現場の実況見分しに立会い、状況を確認したところ、業務用5連コンロのうち、2つのコンロのガスコックが開いていたため液化石油ガスが漏えいし、滞留していたガスに何らかの原因で着火、爆発が起きたと思われる。また、運動型の警報器が取り付けられていたが、コンセントが抜かれており(消費者が外した)、作動しなかった状況であった。現場は不特定多数が入り出す場所であり、誰がガスを使用しているかを把握できない状況であった。 一次原因は、バルブの操作ミスによりガスが滞留していることに基づき、何らかの着火火源により爆発が起こったことによるもの。 二次原因は、人為的なバルブ操作ミスによるもの。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指示 販売事業者は以下の対応を実施。 今後は使用管理者から調理機器の使用者に使用方法を周知させ、さらに安全装置のついたガス器具を使用するように注意喚起をする。
2025/1/31	広島県尾道市	C2級	漏えい	共同住宅	9:20	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい ※法令違反(法第35条の5、規則第44条、例示基準29)	2025年1月31日9時20分頃、水道設備業者から販売事業者に対し、水道メーター増設工事のため屋外土間コンクリートをカッターで切断中、埋設配管を破損させた旨連絡があった。9時40分に販売事業者が現場に到着した際、水道設備業者より集合住宅の一室のメーターガス栓は閉まっていた。ガス漏れは止まっていた。その後、当該室のガスメーターを使用できないように遮断し、当該室以外のガス配管を圧入しガス漏れがないことを確認した。なお、LPガス事業者に対して、水道工事の事前連絡はなかった。 一次原因は、水道メーター増設工事に伴い、屋外土間コンクリートをカッターで切断した際に当該室の消費埋設配管を誤って損傷させたことによるもの。 二次原因は、埋設配管の深さが法令で求められている値よりも浅くになっていたことによるもの(法令:300mm以上>実際:300mm)。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・他工事業者が埋設管の敷設状況が分かる対策を講じるようにする。 ・法令違反を解消する。 今回事故箇所について、修復工事後の状況を写真等で報告(露出配管にするなど)すること。その他物件についても、水平展開を行うこと及び一般消費者者に対して周知すること。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・集合住宅での事故であるため、オーナー、管理会社へ他工事対策についてチラシを使って周知する。 ・埋設配管の表示を埋設表示シール等で明示、または敷地内にガス埋設管があることを標識にて明示する。 ・埋設配管は最低でもGLより300mm低い位置に施工する。
2025/1/31	北海道歌志内市	C2級	漏えい	共同住宅	7:00	落雪による供給管損傷に伴う漏えい	2025年1月31日7時00分頃、集合住宅の消費者より消防へガス臭がある旨連絡があった。7時15分頃に消防が現場に到着し、容器バルブ閉止及びガス臭を確認。7時35分頃に販売事業者が現場に到着し、ガス検知器及び検知液により漏えい箇所の特定及びガスの滞留がないことを確認。その後消費者へ説明の上、ガス復旧工事を実施し、11時00分頃に工事完了。気密試験実施し異常がないことを確認の上、ガスの供給を再開。 二次原因は、雪害(落雪)によるもの。	供給管(白管(本管・継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道は雪害防止パフレットの配布等、各消費者へ注意喚起するとともに、引き続き、雪害の落下の恐れがある消費者宅について、巡回するよう要請した。 販売事業者に対して、市と相談して再発防止策を講じるよう指導した。 販売事業者は、雪解け後、建物設置者である市と協議し屋根の塗装、屋根排雪などの依頼を行い、場合によってはガス配管ルートの変更を検討。
2025/2/1	熊本県熊本市	C2級	漏えい	共同住宅	14:00	調整器取付部の接続不良による漏えい	2025年2月1日13時30分頃、消費者から販売事業者へガスが使えないとの連絡があり、同時に遠隔監視装置にて圧力低下遮断の信号を受信。販売事業者が現場(共同住宅)へ到着後、50kg×6本のLPガス容器が空の状態になっていることを確認し、容器取り付け後、調整器取付部をガス検知器で確認すると漏えい反応があったため、調整器取付部を差し替へし、漏えい反応が無いことを確認して供給を再開。供給再開後、圧力低下遮断したメーターの正常復旧を確認し、その他の住戸のメーターの異常遮断が無いことを確認して作業を終了。 原因は、1月16日に実施した供給設備の配管の移設工事の際、調整器取付部の締めつけが緩かったことによるもの。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・事故現場の現地確認を行い、正常復旧を確認し、事故後の展開について販売事業者から聴取する。 販売事業者へ当該集合住宅の入居者に対する注意喚起を指示する。 再発防止対策の指定を指示する。 販売事業者は、工事施工後の漏えい検査の際に、バックンによる接続部分においては再度緩みがないかをダブルチェックする。
2025/2/1	群馬県太田市	C2級	漏えい	共同住宅	14:20	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年2月1日14時20分頃、外構工事業者より、防草シートを貼る作業中、約20cmのピンを指す時に何かの管に当たり音が響いたことで確認してほしいと販売事業者に連絡があった。14時30分頃、販売事業者が現場(集合住宅)に到着し、ガス管(埋設深約15cm)の損傷及びガス漏れを確認したため、ガス止めを実施し、損傷したガス管を入替。気密検査を実施してガス漏れが無いことを確認し、ガスの供給を再開した。なお、外構工事業者より工事に関して事前照会はなかった。 一次原因は、外構工事業者が防草シートを貼る際、誤ってピンをガス管に刺したことによりガス管が損傷したことによるもの。 二次原因は、外構工事業者のガス管理設備所の認識不足によるもの。	供給管(ポリエチレン管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、事業者への聞き取り及び監督部への報告を行った。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・外構工事業者(ガス配管埋設箇所周辺で作業する際はガス管に注意するよう周知した)。 消費者、オーナー、管理会社及び取引のある工事業者へ、工事の際は販売事業者へ連絡するよう、定期的な周知を行う。
2025/2/2	栃木県宇都宮市	C2級	漏えい	共同住宅	10:20	ガスメータ交換時のユニオン部の接続不良に伴う漏えい	2025年2月2日10時20分頃、共同住宅から監視センターに使用時間オーバーによりNOU警報が発報。住民へ連絡しガスを使用していないことを確認。11時頃、販売事業者が現場へ到着し確認したところ、現場にはガス臭があったため、供給側のコックを閉鎖。調査の結果、メーターユニオン部分からのガス漏れであることが判明。ユニオンを締め直し、あらためて漏えい検査にてガス漏れが無いことを確認。 一次原因は、2025年1月30日に販売事業者の委託事業者が今回の漏えい箇所となったガスメーターの交換を実施した際、メーターユニオンを(手締めのみで)完全に締めなかったことによるもの。 二次原因は、当該委託事業者が販売事業者が定める作業手順書にある、作業終了後の検知液によるメーターユニオンの確認を怠らしたことによるもの。	ガスメーター	矢崎総業	SY-25MT-VL	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指示。 販売事業者が委託事業者に対して毎年4月に実施しているメーター交換手順書と事故防止対策についての周知他、販売事業者が委託事業者に教育を実施するよう指導した。
2025/2/2	北海道札幌市	C2級	漏えい	飲食店	6:51	消費者による業務用こんろの器具類の誤開放による漏えい	2025年2月2日6時51分、飲食店の関係者から何らかの警報音がすると消防へ通報があり、現場対応した消防が現場建物屋外でLPガスの漏えいを検知し、販売事業者がLPガス容器のバルブを閉止した。店内を確認した結果、厨房に設置されている鍋物(重)こんろのガスコックが全開であった。販売事業者が漏えい試験を実施し、異常がないことを確認した。 原因は、店舗関係者による業務用こんろのガスコック誤開放によるもの。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・消費機器取扱時の確認について、周知を徹底するよう指導した。 ・契約している飲食店に対し、CO警報器の設置について検討を依頼した。 ・供給開始時点検・調査票において、CO警報器機能など未記載項目があるため、確定し点検・調査を実施し記録するよう指導した。 販売事業者は以下の対策を実施。 朝礼時に従業員と事故情報を共有し、LPガスの販売先である各飲食店へ注意喚起を実施した。今後、飲食店への周知を強化する。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/2/2	北海道旭川市	C2級	漏えい	一般住宅	11:54		2025年2月2日11時54、一般住宅の消費者から販売事業者に対し、ガス器具が点火しないとの連絡があった。12時15分に販売事業者が現場へ到着時、周辺ガス臭無し、ガスメーター「Cガス止」(流量遮断)を確認。漏えい検査を実施した結果圧力降下を確認。ガス検知器にて床下等も含め検査しガスの滞留がないことを確認。屋根からの落雪による配管折損の可能性が高くその場での復旧が困難なため、小型容器を仮設し後日復旧工事をする事となった。原因は、屋根からの落雪による供給設備の破損によるもの。	供給管(白管(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・管首(屋根からの落雪含む)の影響のないルートに供給設備を移設及び転送等施工による配管強化 ・検針時等に都度目視点検を行う
2025/2/3	広島県福山市	C2級	漏えい	その他(介護施設)	10:20		2025年2月3日10時20分頃、ガス管をひっかけガスが漏えいし、バルク元弁を閉止したと設備業者から販売事業者へ連絡があった。10時40分頃に販売事業者が介護施設付近の現場に到着し、閉止状況及び配管損傷状況を報告。13時00分より配管復旧工事を開始し、14時30分より復旧完了。原因は、施設の所有者から設備業者へ漏水修繕依頼を行い、設備業者が掘削して埋設配管を損傷したことによるもの(埋設深度は370mm)。設備業者・所有者ともに販売事業者に対する工事連絡等はなく、販売事業者は埋設表示ピンなど明確に認識できるようにしていなかった。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、埋設管の状況及び破損状況の分かる資料の提出を指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・所有者・設備業者に対する周知の実施 ・現場に埋設管明示シールを貼付 ・貯槽設置箇所埋設管ありの明示
2025/2/3	山形県尾花沢市	C2級	漏えい・爆発・火災	一般住宅	18:09		2025年2月3日18時09分、消費者宅(一般住宅)で火災が発生。18時44分鎮火。2月4日に警察、消防、販売事業者が立会い残ガスを確認した結果、予想される漏えい量は13.7kg。冬期間は基本留守にしているが、石油給湯器の凍結防止のために電源を入れたままにしていた。また、帰宅することがあるためLPガスは閉栓していなかった。融雪の圧力で調整器が折損し、漏えい滞留していたLPガスに凍結防止で作動した石油給湯器の火気が引火し火災に至ったと考えられる。 一次原因は、調整器の折損によるもの。 二次原因は、融雪の圧力によるもの。	調整器	富士工業(株)	RH8N	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書を提出するように指導し、消費者への注意喚起を行うよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・所有者・設備業者に対する周知の実施 ・LPガス供給設備の除雪状況の確認と除雪の呼びかけ、雪害が想定される物件の巡回強化と利用者に対しての注意喚起に努める。
2025/2/4	栃木県那須郡	C2級	漏えい	共同住宅	12:46		2025年2月4日12時46分、集中監視システムにより「使用時間オーバー(ACガス止め)」の警報があり、連絡がつかないため、販売事業者担当者が集合住宅の消費住宅に向かった。13時24分に販売事業者が現場到着したところ消費者は就寝中であつたが、声をかけ台所へ入った。ガス臭がしたため、元栓を閉め、すぐに換気した。その後、建物コンロの換気コンロは半開であった。警報器警報物件のため、供給開始時(2023年10月)にはガス漏れ警報器を設置したが、消費者によって外されていたため、警報が作動しなかった。なお、次回の際点検予定は2027年。自記圧計による漏えい検査を実施し、異常がないことを確認し、メーターを復帰させた。 一次原因は、消費者の誤操作により鍵物コンロのコンクが半開であったことによるもの。 二次原因は、ガス漏れ警報器が消費者によって外され警報が作動せず、早期のガス漏れ発見に至らなかったことによるもの。	家庭用コンロ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・立ち消え安全装置付きのコンロに買い替えを提案し、設置推進。 ・そのままの器具を使うのであれば、警報器とメーターを連動させ、万が一の際は遮断させる。使用しないときは元栓を閉めておくことを徹底させる。
2025/2/4	北海道帯広市	C2級	漏えい	飲食店	10:44		2025年2月4日10時44分、飲食店の店員より屋外配管が損傷しているのかガス臭くて近づけないと販売事業者へ連絡があり、スイッチの操作・火気の使用の禁止を指示。2月3日夜から2月4日の朝にかけての大雪(124cm)により早急に駆けつけことが困難と判断したため、消防へ出動を申請した。11時20分に消防が現場に到着し、一時対応(Cガス止)完了。11時40分に販売事業者が到着し、メーター下流側の配管折損を確認。除雪作業による損傷と判断。ガス止め処置がされていること、ガスの滞留がないことを確認し作業完了。復旧工事は2月5日実施する旨を消費者へ説明し承諾済み。 一次原因は、除雪業者による店舗敷地内除雪作業中、重機と接触してガス配管が損傷したことによるもの。 二次原因は、積雪によりガス設備が埋没してしまい周囲から確認しにくい状態であったことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道は、ガス事業者以外の者がガス設備周辺で作業する場合は、事前に周辺状況について説明しておくよう指示した。 販売事業者は、ガス管立ち上がり部が作業者から視認しやすいように目印をつけることとした。
2025/2/5	大阪府大東市	C2級	漏えい	学校等	10:30		2025年2月5日に解体業者が建物の外壁を内側から解体していた際、外壁の外側に液化石油ガスが通っている配管があったが、ガスの供給は止まっていると勘違いし、そのまま外壁を破壊。それにより外壁の外側にあった配管が損傷し、液化石油ガスが漏えいした。液化石油ガスの漏えいは遮断弁付ガスメーターにより瞬時に止まる。設備工事会社により損傷した配管を取り外し、プラグ止めに修繕した後、連絡を石川ガスへし、販売事業者と共に復旧作業を実施する。 一次原因は、解体業者が作業場近くを通過していた配管のガス供給が止まっていると勘違いし、建物の解体を実施したことによるもの。 二次原因は、解体業者と事前に打ち合わせを行っていたにもかかわらず勘違いし、作業を実施したことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は他工事業者及び販売事業者へ事情聴取を実施。 販売事業者は解体業者に対し、ガス配管等の状況確認を行ってから工事を行うよう再周知。
2025/2/6	栃木県芳賀郡	C2級	漏えい	一般住宅	9:00		2025年2月6日9時00分頃、一般住宅において消費者からガス警報器が点滅していてガスが出ないとの連絡があり、9時20分頃、販売事業者が現場に到着し、ガスメーターの遮断機能でガスが止まっていることを確認。1-1/4リフォーム工事業者より、ガスコンセント用のガス配管が電動工具で切断されていた。10時30分頃、ガスコンセントを使用していないことを消費者に確認し、ガス配管の末端部分をプラグ止め。気密検査によりガス漏れがないことを確認後、ガスの供給を再開。なお、リフォーム工事業者から工事に関して販売事業者へ事前照会は無かった。 一次原因は、リフォーム工事業者がガス配管を切断したことにより、ガス漏えいが発生したことによるもの。 二次原因は、リフォーム工事業者がガスコンセント用のガス配管をガスが通っていないと勘違いしたことによるもの。	配管(白管(本管(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書を提出するよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・リフォーム工事業者に対し、供給しているガス管への電動工具使用に対する危険性を説明、撤去工事を含むガス工事を勝手に行わないよう指導。 ・消費者及びリフォーム工事業者に対し、工事の際は販売事業者へ事前に連絡することを定期的に周知するよう指導。
2025/2/7	石川県小松市	C2級	漏えい	飲食店	18:05		2025年2月7日18時5分頃、飲食店においてガス漏れ警報器が鳴ると連絡があった。自記圧力計で配管の検査を実施したところ漏れが見つからず、漏えいの原因箇所を特定できなかったため、その日の営業を終了してもらう。2月8日8時から再度自記圧力計で配管の検査を実施するも、漏れは見つからなかった。その後、おでん鍋のバーナーを弱火にする2本のうち1本が立ち消えになることが判明し、バーナー内部の錆びを清掃・修理したところ、弱火にしても再燃しないことを確認した。なお、定期消費設備検査で確認した機器は不明であり、安全装置はなかった。 一次原因は、バーナーの立ち消えによりガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、バーナー内部の錆びによるもの。	業務用おでん鍋	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、今後、漏えいなど液石法事故に該当する場合は、県に相談・報告するように指導した。 販売事業者は消費者に対し、点火状況の確認と維持管理を徹底するよう周知を行った。



年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/2/22	千葉県流山市	C2級	漏えい	共同住宅	18:30		2025年2月22日18時過ぎ、集合住宅の1階未入居テナント部に設備業者がトイレ工事をしてたところ、隠蔽されていたガス配管が露出し、水道配管と間違えて外してしまった。ガスが噴出したため、急いで容器のバルブ・調整器下の中間ガス栓を閉止し、18時30分に販売事業者へ通報。18時50分に販売事業者が現地到着し、当該配管をプラグ止めで修理後、設備業者及び入居者立会のもと気密試験、漏えい検査を実施して異常無しを確認。20時00分に検査完了。 一次原因は、設備業者がガス配管を水道配管と間違えて外してしまったことによるもの。 二次原因は、設備業者が工事前に販売事業者に連絡ガス配管ルートを確認しなかったことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(継手部(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故履歴の提出を指示。 販売事業者は、当該設備業者と管理会社に設備工事の際は必ず販売事業者に連絡し、配管ルートを確認するよう強く要請した。
2025/2/23	宮崎県宮崎市	C1級	漏えい爆発	飲食店	5:14		2025年2月23日、飲食店において販売事業者が2台の業務用ガステーブルコンロを両手で同時に点火した際、異常着火が起こり、1名が軽い火傷を負った。事故発生時は飲食店前前で、販売事業者が2時26分にガス警報器遮断のアラームを受け(錆物コンロの器具栓・箇所が開いていたことによるもの)、2時50分に現場に到着し、調査、復旧、漏えい試験を行った後、点火テストを実施した際何らかの原因で爆発が発生した。何らかの原因でガスが漏えいし、引火して爆発に至ったと考えられるが、直接の原因は不明。	業務用こんろ	(株)マルゼン	MG-270B	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	現時点において責任の所在が不明であるため、県は販売事業者等に対して指導は行っていない。
2025/2/25	山形県長井市	C1級	漏えい爆発・火災	一般住宅	15:00		2025年2月25日15時頃、一般住宅において火災が発生した。15時45分頃に販売事業者が現場に到着した時はすでに消火状態で、調整器、マイコンメーター、ホシベが壊れており、確認確認を行い一度現場を離れた。17時30分頃、消防、警察と現場検証を行い、焼損箇所(メーター、調整器)の確認、発火点になる器具はないかの確認があった。翌26日9時30分より消防との現場検証があり、消防の指示によりガス、調整器、ボンベの撤去作業を行った。 一次原因は、屋根からの落雪により調整器が破損してガスが漏れ、供給設備の近くにあった石油ボイラーに滞留したガスと空気が一緒に吸気され、石油ボイラーの燃焼室内で一瞬の爆発が起きたことによるもの。 二次原因は、自然現象によるもの。	調整器	カツラ	SKL-9B	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・雪害防止対策を講ずること。 ・供給設備を技術上の基準に適合するように維持すること。 販売事業者は、雪害防止対策及び法令遵守(火気との距離)の対策を行う。
2025/2/25	北海道北見市	C2級	漏えい	飲食店	14:40		2025年2月25日14時40分頃、事故現場(飲食店)の近隣住人が落雪の衝撃音から消防へ通報。到着した消防が高圧ホースの破損によりガスが漏れしているのを発見し、容器バルブを閉止し、15時頃に消防より販売事業者へ連絡があり、現地到着した販売事業者が容器バルブの閉止を確認。屋根の雪は雨前より除去されており、検知器にて現場周辺と建物床下にガスの滞留がないことを確認した。屋根からの落雪で水が降る壁へ衝突し、その反動で水が跳ね返り、向かい側に設置してあったLPガス供給設備(調整器及び高圧ホース)に衝突。高圧ホースが折損しガスが漏れしと推測される。16時頃に飲食店消費者が現場に到着し、詳細を説明。夕方、飲食店でガス使用の要望があったため、調整器及び高圧ホースを交換し、漏えいが無いことを確認のうえ仮復旧を完了した(調整器及び高圧ホース以外の設備に被害は無かった)。消費者と打合せし、近日常に落雪の影響がない場所へLPガス供給設備を移設することで合意。再度、雪害に関する注意事項や緊急連絡先について消費者へ説明した。 一次原因は、屋根から落ちた雪・水が高圧ホースを損傷しガスが漏れしたことによるもの。 二次原因は、直近の大雪で屋根に堆積した雪・水が気温上昇により溶化したことによるもの。	高圧ホース	矢崎エナジーシステム(株)	RHS-600TCS	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。 販売事業者は、落雪の影響が無い場所へLPガス供給設備を移設。
2025/2/26	岐阜県岐阜市	C2級	漏えい	飲食店	8:00		2025年2月26日8時00分頃、販売事業者が容器交換に飲食店を訪問したところ、定休日(店内無人)にもかかわらずガスメーターに燃焼ランプがついていることを発見。不審に思った販売事業者が飲食店の店長に連絡し、自記計をかけたところ、ガスが漏れしていることが判明した。未端ガス栓以降の配管を一節交換し、処置完了。 原因は、配管の腐食・劣化によりガスが漏れしたことによるもの。	配管(白管)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、腐食・劣化がみられる配管等は早急に取り換えるよう消費者に説明。
2025/2/26	山形県南陽市	C2級	漏えい	事務所	11:50		2025年2月26日、給湯器からお湯が出ないため消費者が設備業者に連絡し、設備業者が給湯器等を確認したところ、給湯器にガスが供給されていないことが分かった。消費者から連絡を受けた販売事業者が現場(事務所)に出勤確認したところ、LPガス20kg容器に落雪し、容器と単段式調整器の接続部分が破損して漏れした状況を確認した。販売事業者が容器内に残量したガスがないこと、周辺の滞留ガスの気密がないことを確認し、今後の危険性は無いと判断した。 二次原因は、落雪により、単段式調整器に上方から多大な負荷がかかり容器との接続部分が破損したことによるもの。 二次原因は、自然現象(雪害)によるもの。	調整器	富士工器	RSA5	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は、今後雪害による液化石油ガスの事故が発生しないよう、落雪等の防止対策の実施、適切な除排雪、雪囲い、周知等を行うよう口頭指導。 販売事業者は対策として、期限更新時に雪害対応の調整器に交換する。
2025/2/27	山口県萩市	C2級	漏えい	一般住宅	15:00		2025年2月27日15時00分頃、リフォーム工事で下請けの水道工業者が空家リフォームに伴う給排水設備工事の際、現在使用されていないガス配管もしくは水道管が埋まっていると思い、ノコギリで切断しようとしてガス埋設配管(施工年1973年、埋設深さ10cm、埋設管種シート・埋設管管径種等無し)を損傷した。現場に居合わせたガス業者(販売事業者とは別業者)にて損傷箇所を応急処置し、15時10分頃に閉止した。ガス業者は当物件が集団供給先とはならず、リフォーム後にガスを供給予定だった。15時10分にガス業者より販売事業者へ連絡が入り、15時30分に販売事業者が現場に到着し、損傷箇所をガス漏れが無いことを確認した。リフォーム業者は販売事業者に対して事前の連絡は行っていなかった。 一次原因は、水道工業者がガスが通っている管と認識せずに作業をしたことにより、ガス管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、販売事業者に事前連絡がなかったことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者、施工業者に対し、施工の際には確認・立会いの連絡をするよう周知した。 ・埋設配管箇所には埋設配管表示シール・雪囲い等で明示または敷地内にガス埋設管がある事を標識等で明示する。 埋設配管はGL-300mm以上に施工する。
2025/3/3	石川県小松市	C2級	漏えい	事務所	12:10		2025年3月3日9時頃、事務所において消費者(従業員)がガスの臭いを感じる。12時11分、消費者が再びガスの臭いを感じたため、販売事業者に通報。12時30分、販売事業者が現地到着。予備用のLPガス50kg容器のバルブねじ込み継目から漏えいを確認。ガス残量はほぼ満であり、未使用容器であったため推定漏えい量は50kg。 2025年3月4日、当該容器を検査した容器検査所へ原因調査を依頼。調査の結果、バルブ部に塗布するシール材の量が少なかったため、LPガスが漏れしたものと推定。 漏えいのあった容器と同日検査ロットの容器について、販売事業者が独自に保安点検を実施。 原因は、バルブねじ込み部へのシール材塗布量の不足によるもの。シール材を塗布する機械の劣化により発生したと推定され、現在は新しい機械に更新済み。	容器/バルブ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は2025年3月7日、当該容許検査所へ立入検査を実施。原因確認、容許検査手順確認及び再発防止策の聴取を実施。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/3/4	愛知県高浜市	C2級	漏えい	共同住宅	9:55	他工業者(浄化槽工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年3月4日9時40分、共同住宅において他工業者が浄化槽から下水への切替工事中に敷地内の石畳へ電動カッターを入れた際、埋設ガス配管(供給管)を損傷し、ガス漏えいが発生。9時55分、他工業者から販売事業者に連絡があり、販売事業者より他工業者へバルク貯槽プロテクター下の中間ガス栓の閉止を依頼。10時20分、販売事業者が現場到着し、供給配管(PE50A)が破損していること及び他工業者により中間ガス栓が閉止され、ガスの噴出がないことを確認。 16時00分、ガス工事会社が到着して修繕工事を開始し、16時55分に修繕工事を完了。気密試験を行い、異常がないことを確認。 二次原因は、他工業者が敷地内の石畳へ電動カッターを入れた際、埋設ガス配管(供給管)を損傷したことによるもの。 一次原因は、事前の他工業者からの照会に対し、販売事業者は事前調査を行わず一般的な30cm程度の埋設深さであったこと。また、事前の照会時に販売事業者から他工業者へ施工日の事前連絡を依頼したが、連絡が不当日施工されたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・他工業者に対し、敷地内のガス配管、ガス設備近傍で工事を行う際は、販売業者へ施工日程など必要な情報(施工日程、連絡先、工事内容等)を事前に連絡するように周知。 ・自社内に対し、埋設深さ等の不正確な情報は他工業者へ伝えず、現地にて事前協議を行い、埋設ガス配管の位置調査を行う。加えて、他工業者から事前照会があった際は、必要な情報を記載する書面をFAXにて送付し、施工日までには返信させることを周知。
2025/3/4	福島県南会津郡	C1級	漏えい・爆発	一般住宅	19:00	落雪による調整器と容器の接続部の破損に伴う漏えい	2025年3月4日、消費者が給湯器を使用し、家屋に隣接する小屋の石油ボイラーを起動させたところ、滞留していたガスに引火し、爆発が起きた。屋根からの落雪により、折換式ガス放出防止型単段式調整器と容器の接続部が折れ、ガスが漏えいし、その場で滞留していた。人的被害はなかったが、爆発と一瞬の出火により家屋に物的被害があった。爆発後は、消費者が容器のバルブを閉め、かつ折換式調整器が完全に折れたことで漏えいを止める安全装置が作動し、ガス漏れを防いだ。事故翌日に現地調査を行い、ガス検知器と圧力計で周囲と配管を検査したところ、ガス漏れがないことを確認し、同日11時00分に危険性がなくなったと判断した。 一次原因は、折換式調整器が完全に折れず、その状態が続いたため漏えいしたことによるもの。 二次原因は、屋根から折換式調整器に落雪し、その重さで調整器が折れたものの、完全に折れず、その状態が続いたため漏えいしたことによるもの。	調整器	桂精機	SKL-5B-S	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、事故原因や被害状況等について相手方に聞き取りを行い、再発防止を徹底するよう指導した。 販売事業者は、雪が容器周辺を覆わないように板を立てる。雪解け後は、積雪の影響の少ない場所に容器を移設する。
2025/3/4	熊本県熊本市	C2級	漏えい	共同住宅	12:30	他工業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年3月4日12時30分頃、共同住宅の入居者から販売事業者に対し「ガスのおいがある」との連絡があったため、販売事業者が駆け付けて漏えい検知器等を使って探索したところ、埋設部分からの漏えいであることが発覚した。ただちにバルク貯槽のバルブを閉鎖し、埋設配管の掘削作業を開始。その結果、埋設配管に防草シートの固定ピンが貫通した状態であることを確認し、この部分の配管の切断及び改修を行う。改修作業終了後、再度漏えい検知器等を用いて漏えい反応がないことを確認しガスの供給を再開し、作業終了とする。配管は地盤面からおよそ20センチメートルの位置に埋設されており、埋設状態の確認は無し。 一次原因は、埋設配管に防草シート用固定ピンが貫通したことによるもの。 二次原因は、外構工事業者が共同住宅の外構に防草シートを固定するために固定ピンを土壌に刺す際に、誤って埋設配管を貫通したことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下を実施。 ・販売事業者に再発防止対策の策定を指示する。 ・販売事業者に対し、建物所有者・管理者等の関係者に対して注意喚起を指示する。 ・工事関係部署を通じて、工事業者等へのホームページを利用した注意喚起を実施する。
2025/3/4	北海道石狩郡	C2級	漏えい	一般住宅	19:45	落雪による供給管損傷に伴う漏えい	2025年3月4日19時45分、消費者から乾燥機の周囲がガス臭い旨、販売事業者に連絡があり、20時15分、販売事業者が消費者宅(一般住宅)に到着。ガス臭がしたため、ガス検知器により確認したところ、室内及び床下、ガレージ内、供給設備周辺で反応があったため、換気を行った。供給設備(ボンベボックス)周辺に積もった雪の除雪作業の後、ガスメーターの「Bガス上」(貯蔵部)の表示及びボックス内調整器接続部の折断を確認したため、容器バルブ及び供給管の cocks を閉止した。漏えい箇所がメーターの上流側であったため、正確なガスの漏えい量は不明であるが、容器の残量から10kg程度と推定される。 一次原因は、雪の重みによりボンベボックス及びボックス内の供給設備が破損したことによるもの。 二次原因は、消費者が除雪の際に供給設備周辺に雪を積み上げたことによるもの。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道は販売事業者に対し、積雪期の前に一般消費者等に対して除雪作業時に注意すべき事項を周知させるよう要請した。 販売事業者は消費者に対し、供給設備周辺に雪を捨てないよう要請した。
2025/3/9	岐阜県土岐市	C2級	漏えい	一般住宅	15:57	調整器と容器の接続不良による漏えい	2025年3月9日15時07分頃、一般住宅に設置されているLPガス容器周辺からガス漏れが発生していると周辺住民から通報があった。消防が出動し現場を確認したところ、LPガス容器と調整器の接続部分からガス漏れが発生していることを確認したため容器閉止に閉止した。閉止後、接続部分が緩んでいることを確認した。 一次原因は、調整器と容器の接続不良によるもの。 二次原因は、容器交換時の接続不良もしくはいたずらによるもの。	調整器	桂精機	SKL-5B	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求め、再発防止対策を指示するよう指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・消費者及びオーナーに対し、末端ガス栓の構造と機能について説明し、再度法定周知文書を手交するとともに、使用しないガス栓に閉栓カバーを取り付け、他人が容易に接続部に触れることができないようにする。
2025/3/13	新潟県中魚沼郡	C2級	漏えい	一般住宅	10:35	落雪による配管接続部の破損に伴う漏えい	2025年3月13日10時35分頃、保安センターより消費者宅(一般住宅)において圧力低下遮断との連絡があった。販売事業者がガス使用量を確認した結果、昨年同月に比べ使用量が異常に多いことがわかり、ガス漏れの疑いがあると判断し現地に急行したところ、配管部からの漏えいを確認した。 一次原因は、配管が雪の重さで押しつぶされ、継手箇所からの漏えいによるもの。 二次原因は、雪の落下の衝撃で配管が押しつぶされたことによるもの。	配管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、再発防止策の徹底を指示。 販売事業者は、配管経路の変更を実施。
2025/3/14	宮崎県串間市	C2級	漏えい	学校等	15:26	高圧ホースの緩みによる漏えい	2025年3月14日15時26分、認定こども園の厨房で働く職員から、LPガス容器設置場所付近時々ガスのにおいがあるという連絡があり、販売事業者が出動したところ、LPガス50kg容器1本の漏えいを確認した(ボンベが空になっていた)。15時41分頃、ボンベ及び高圧ホースの交換を行い、作業を完了した。 原因は、2025年3月1日に供給開始時点検調査を行った際、漏えいがないことは確認していたが、予備側の容量1本の高圧ホースの長さに余裕がなかったため、3月3日に高圧ホースの交換を実施した。その際、自動切替調整器に取り付けけた高圧ホースの締め具合が不十分であったために、少しづつガスが漏れていたと考えられる。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BH-105	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下を実施。 ・販売事業者に対し、高圧ホース等の交換作業における安全確認を徹底し、再発防止を図るよう改めて指示した。 ・事故の詳細を聞き取り、保安監督部へ通報した。
2025/3/16	香川県仲多度郡	C1級	漏えい・火災	共同住宅	19:26	消費者による未使用ガス栓の誤開放に伴う漏えい・火災	2025年3月16日19時26分、消費者から販売事業者にガス事故の通報があり、19時50分に販売事業者が現場(集合住宅)に到着したところ、消費者自身が小火を消火し、ガス元栓は閉栓されており、建物の内装の一部焼損があった。当日は消防立会が中心のため、ガスメーターでの遮断を行った。翌日14時に販売事業者が現場の確認を行ったところ、片側が家庭用こんろと接続されている2口ガス栓(ヒューズ機構有り)の未使用側が開放されていることを確認したため、ガス栓の交換処理を行った。 一次原因は、消費者が2口ガス栓の未使用側を誤開放したこと、漏えいしたガスに家庭用こんろの火が引火したことによるもの。 二次原因は、2口ガス栓の未使用側に出荷時のプラスチックキャップが接続されたままとなっており、ヒューズ機構が正常に機能しなかったことによるもの。	末端ガス栓(ヒューズガス栓(未使用側))	矢崎エナジーシステム(株)	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、電話にてLPガス器具の取扱いに慣れない一般消費者等に対して操作方法を充分周知するよう指導した。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者及びオーナーに対し、末端ガス栓の構造と機能について説明し、再度法定周知文書を手交するとともに、使用しないガス栓に閉栓カバーを行うこととした。 ・社内教育を実施し、事故情報を共有するとともに、社員が消費者を訪問する際には注意喚起をすることとした。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/3/17	高知県高知市	C2級	漏えい	一般住宅	11:45		2025年3月17日11時45分ごろ、消費者から販売事業者へガス臭いとの通報があった。販売事業者が現場に到着し、50kg容積の銅板と鉄板の下方溶接部より漏れしていることを確認し、容器を交換した。当該容器は、充てん施設に運び、LPガスを回収した。 一次原因は、容器の溶接に不具合があり、容器溶接部から漏れしたことによるもの。当該容器は2024年1月、充填所にて再検査済み(2028年12月充てん期限)であり、耐圧検査後、1年しか経過しておらず、再検査後の容器配送履歴において設置箇所の状態不良なし。 二次原因は、容器の溶接の不具合について、充てん時及び配送時に見逃したことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、容器配送時及び充てん時の容器検査をしっかりと行うよう口頭指導した。 販売事業者は、充てん時の容器及び付属品の点検、容器保管時の異常の検知、配送時点検を再度徹底すること、当該事例を用いた再教育等を行う。
2025/3/17	東京都八王子市	C2級	漏えい	一般住宅	9:22		2025年3月17日、小規模導管により60戸に供給している戸建て団地の1戸(空き家)で外構工事を行っているリフォーム業者から、玄関タイルをカッターで切断したところ、ガス供給配管を損傷してしまったとの連絡があった。当日中に、損傷箇所の確認、A・Bテープ(補修テープ)巻き補修、及び配管上流側をスライズオフ(圧着)による遮断を行い、ガス検知器及び石鹸水により漏えいが無いことを確認した。3月18日に配管引き直し工事を実施し復旧した。 一次原因は、他工事業者が地中埋設のガス配管の存在に気付かず、電動カッターによるタイル切断作業を行い、ガス供給配管を損傷したことによるもの。 二次原因は、他工事の作業を行う前に、工事現場でのガス配管埋設の有無を確認する必要があることについて、他工事業者に知識・意識がなかったことによるもの。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故届書の提出 ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告 販売事業者は、住宅物件売却時のガス閉栓依頼や、不動産業者から導管調査依頼があった際に、他工事の有無を確認し周知を徹底する。
2025/3/19	熊本県天草市	C1級	漏えい・爆発	一般住宅	17:00		消費者がビルトインコンロをネットで購入し、設置工事業者(特定液化石油ガス設備工事事業届出済)に交換を依頼し、2025年3月18日に設置工事を行った。3月19日17時頃、消費者が魚焼きグリルを点火。数秒後に点火状況を確認するため顔を近づけたところ、爆音、爆風と共にグリル下部のキャビネットが勢いよく飛び出て、熱風が顔面を直撃。直後、消費者は外に出てLPガス容器のバルブを閉めた。同じ部屋にいた消費者Bが設置工事業者、販売事業者及び消防に通報。設置工事業者及び販売事業者が出勤し、ガス漏れ箇所のガス栓及び燃焼ホースを交換。消費者Aは病院に搬送され、処置後深夜0時過ぎに帰宅。 一次原因は、末端ガス栓のホース接続部付近に亀裂が認められたことから、締め込みすぎによる割れ膨らみによるもの。末端ガス栓から漏れしたガスがシステムキッチン下部のキャビネットに滞留し、グリル点火時に引火して爆発したと推定される。 二次原因は、設置工事業者が交換工事の後、漏えい検知液による漏えい検査は実施したが、規定圧力による気密検査は実施していなかったこと一因である。	末端ガス栓(可とう管ガス栓)	岩谷産業(株)	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下を実施。 ・ガス栓が特定消費設備に該当するため、販売事業者九州産業保安監督部への報告を指示。 ・3月24日に現場にて県警、消防及び本県消防保安課職員が共同で当該消費者、設置事業者からヒアリングを実施。 ・製造元に現物(ガス栓)の検証を依頼。調査結果を基に、設置工事業者へ指導指示書を送付。
2025/3/19	鹿児島県鹿児島市	C2級	漏えい	その他(バルコニー・置場)	17:00		2025年3月19日17時頃、充てん作業者がバルコニー置場である会社敷地内で終業時点検を行ったところ、ホースリール下部に設置しているガス漏れ警報器のレベル上昇(警報器鳴動)レベル以下を確認した。保安担当社員が検知器等で調査した結果、気相銅金属フレキシブルホースのリングとフレキシブルチューブの接続部よりガス漏れを確認した。その後、配管内部を大気圧まで開放した。 一次原因は、車両の振動等を起因とする金属疲労によるもの。 二次原因は、車両の振動点検不足(充填中等の振動チェック不足)によるもの。	高圧ホース	淀川螺旋管製作所	ESB2フレキシブルチューブ	不明	県は販売事業者に対し、事故概要を整理し、事故報告書等を作成、提出するよう指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・車両の振動点検(充填中等の振動チェック)の強化 ・定期点検時の金属フレキシブルチューブの状態チェックの強化
2025/3/20	岡山県岡山市	C2級	漏えい・火災	一般住宅	11:20		2025年3月19日16時頃、一般住宅に設置されているガス瞬間湯沸器の調子が悪かったため、販売事業者が新しい湯沸器へ取り換えを行った。その際は特に異常は見られなかったものの、3月20日11時20分頃に当該湯沸器下部の電池収納ケース付近より火が出たため消火した。消費者が最後に湯沸器を使用したのは3月20日9時頃であり、11時45分頃に販売事業者及び消防が確認するもガス漏れ等は検出できなかった。 一次原因は、事故当日に湯沸器を取り換えた際に配管部分との接続部が緩かったため、事故当日に湯沸器を使用した際の振動により接続部分がさらに緩み、ガスが漏れ出し、引火したことによるもの。 二次原因は、漏えい検査の際、ガスフレキシブルホースの一部のみ漏えい検知液を吹きかけ、全体の漏えい確認を行わなかったことによるもの。	金属フレキシブルホース	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は、情報収集(火災原因調査を含む)を実施。 販売事業者は、ガス器具の取替の際、漏えい検知液だけでなく、自責任計も用いて検査を行うよう徹底する。また、ガス配管等の施工を行う際には接続部分の確認(目視の確認)を行い、一つ一つの作業に集中し確認を怠らないよう徹底する。
2025/3/21	福島県郡山市	C2級	漏えい	一般住宅	12:30		2025年3月21日12時30分にメーター遮断(圧力低下)によりLPWA通報を受信し、販売事業者が緊急出勤。現地にてガスメーターユニオン部が折損し、ガス漏れが発生していることを確認した(全量漏えい)。同日、ガスメータ及び接続部分を修繕し、18時3分にガス検知器検査より周囲にガス滞留がないことを確認した。 一次原因は、ガスメーターユニオン部が折損したことによりガスが漏れ出したことによるもの。 二次原因は、約3mの降雪により屋根からガスメータに落雪し、その重さでガスメーターユニオン部が折損したことによりガスが漏れ出したことによるもの。	ガスメータ	愛知時計電機	SA25MT1-6	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、災害対策の周知を行うとともに、供給設備に災害対策がとられていなかったため、雪隠の設置またはガスメーターの設置高さを現状より高く(1m程度)設置することを検討。
2025/3/22	滋賀県長浜市	C2級	漏えい	一般住宅	12:20		2025年3月22日12時20分、解体工事業者からガス配管を破損させたとの連絡があり、12時36分に販売事業者が現場(一般住宅)に到着し、重機で解体工事を行っていた際に露出部配管を破損したことが判明したため、12時50分に粘土テープにて仮修繕を実施後、14時53分に破損した配管をブラグ止めで修繕実施。漏えい試験異常無しを確認し作業完了。 一次原因は、他工事業者がガス管を破損させたことによるもの。 二次原因は、他工事業者がガス配管があることを確認せずに作業を行ったことによるもの。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は工事業者に対し、解体等の工事の際、販売事業者へ連絡するよう周知及びガスが通っていない残置管へは明示シール貼付を徹底。
2025/3/24	静岡県伊東市	C2級	漏えい	一般住宅	9:24		2025年3月24日9時24分頃、消費者より「ガスの臭いがするので見て欲しい。」と販売事業者へ連絡があり、点検をしたところ、消費者宅のビルトインコンロと金属フレキシブルホースとの接続部よりガスの漏れを確認した。その後、金属フレキシブルホースを交換し、接続部を施工し直して漏えい検査を実施した。 原因は、ネジ部に施したシール材が経年により乾燥してしまっていたことによるもの。	金属フレキシブルホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は、ガス器具について今後同様の事例での事故が起こらないように、経年劣化等の状況確認、対応及び消費者への周知啓発を行うよう呼びかけた。 販売事業者は、今後も保安点検時には、配管等接合部の確認を急入に行い、メーター表示には、気を付ける。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/3/25	福岡県北九州市	C2級	漏えい	その他(駐車場)	15:50		2025年3月25日15時50分、集中監視システムでバルク漏えい検知メーター遮断情報が入ったため、販売事業者が現場に向かった。16時10分に到着し、バルク調整器の過流防止機能が発動してガスが遮断されていることを確認した。本事業は、所有者から依頼を受けた業者が隣の敷地を掘削作業中、ガス配管が埋設されているのを見つけたため、都市ガス事業者へ搬去を依頼した後、都市ガス事業者が未使用の不透明管と判断し、当該配管を切断したことでガスが漏えいした。一次原因は、2024年6月に当該集合住宅が都市ガスからLPガスへ切り替わり、埋設部の都市ガスの供給管をそのまま使用していたが、供給管より枝分かれした埋設管が存在しており、今回の掘削工事で現れた配管を撤去するよう依頼を受けた都市ガス事業者が当該配管を未使用の不透明管と判断し、配管を切断したことによるもの。二次原因は、LPガスの販売事業者へ連絡していなかったことによるもの。	供給管(本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県は販売事業者に対し、他工事事故防止のため、積極的な周知を行うよう指導した。販売事業者は、定期的に関係する所有者、管理会社及び工事業者に對して他工事事故防止のために周知を行っているが、外構や設備工事等の開始前には連絡や情報提供依頼を徹底して事故の未然防止に努める。
2025/3/26	福岡県北九州市	C1級	一酸化炭素中毒	その他(集会所)	13:10		2025年3月26日10時30分頃、集会所において消費者が調理のため鍋物コンロ2台に点火した。その際、換気扇を稼働させていたが、エアコンを使用していたため部屋の扉及び窓は締め切っていた。13時30分頃にめまいがしたため外へ出ようとしたが倒れてしまい、一緒にいた友人が救急要請した。その後、友人は自身の車で病院を受診した。2名とも一酸化炭素中毒と診断され入院となった。一次原因は、換気扇を稼働させていたが、エアコンを使用していたため部屋の扉及び窓は締め切っていたため、酸素濃度が低下し不完全燃焼が起きたことによるもの。二次原因は、周知文書は毎年郵送しているが、集会所には管理者が常駐していないため、対面での周知ができていなかった。集会所の管理者は施設利用者に対し、換気扇を常時稼働させておくよう周知しているが、窓を開ける等の十分な換気に関しては徹底できていなかった。CO警報器や業務用換気警報器を設置をしていなかったため、酸欠に気がつかなかった。	業務用こころ	伊藤産業(株)	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・施設管理者に対し、CO警報器や業務用換気警報器を設置するよう依頼する。 ・施設管理者から施設利用者に対し、集会所でガス器具を使用する換気の徹底について(窓を開ける等)、周知するよう依頼する。 ・集会所等には、LPガスの正しい使い方のポスター等を掲示してもらうよう依頼する。
2025/3/28	京都府京都市	C2級	漏えい	一般住宅	16:25		2025年3月28日16時25分、解体業者より、家屋解体中に埋設配管を破損しガス臭気がすると販売事業者が通報を受ける。16時30分、緊急出動委託物件のため、販売事業者がガス会社へ緊急出動依頼。販売事業者社員も後追い出動。16時53分、ガス会社到着。閉栓先である導管供給先の敷地内供給側ガス管25A、掘削にて破損確認。17時42分、販売事業者到着。18時15分、破損部より上流側を切断し、プラグ止めで修繕完了。二次原因は、他工事業者(解体業者)がガス配管を掘削して破損させたことによるもの。二次原因は、他工事業者(解体業者)がガス配管があることを確認せずに作業を行ったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆導管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府は、再発防止を徹底するよう指導した。販売事業者は工事業者に対し、解体等の工事は販売事業者へ一報を行うよう周知。ガスが通っている残置管へ明示シール貼付を徹底。
2025/3/30	福島県喜多方市	C2級	漏えい	一般住宅	14:20		3月30日14時20分に、販売事業者集中監視システムで微小漏えいに関するFAX通報あり。3月31日14時頃に圧力低下による集中監視システム通報情報を把握。現地にガスメーターユニオン部が折損し、ガス漏れが発生していることを確認した(全量漏えい)。14時30分にガス検知器検査により周囲にガス滞留がないことを確認するとともに、折損したユニオン部を交換して復旧した。一次原因は、ガスメーターユニオン部が折損したことによりガスが漏えいした。二次原因は、降雪により屋根からガスメーターに落雪し、その重さでガスメーターユニオン部が折損したことによりガスが漏えいした。	ガスメーター	愛知時計電機	SA25MT1-6	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、雪害対策の周知を行うとともに、供給設備に雪害対策がとられていなかったため、雪囲いの設置またはガスメーターの設置高さを現状より高く(1m程度)設置することを検討。
2025/3/22	愛知県豊田市	C1級	漏えい火災	一般住宅	18:00		2025年3月22日18時頃、一般住宅において消費者の知人がガステーブルを使用中、ガス機器に接続されていない予備側ヒューズガス栓を誤開放したことにより引火してキッチンパネルが一部焼損した。消費者が消防に通報し、自ら消火作業して鎮火。販売事業者には鎮火後の18時53分に連絡が入ったため、急のためLPWAで遠隔遮断。その後、20時に現地訪問し、焼損したヒューズガス栓を取替えて漏えい検査を実施、漏えい無しを確認した。原因は、ガス栓の開閉ミスによるもの。	末端ガス栓(ヒューズガス栓(未使用側))	矢崎エナジーシステム	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指示。
2025/4/1	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	共同住宅	9:10		2025年4月1日9時10分頃、LPガス保安センターが共同住宅の定期消費設備調査時にガス漏れを発見し、当日中に販売事業者が調整器を交換した。原因は、経年劣化により調整器から漏えいした。	調整器	ITO	AX-30A	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対応品震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指導。立入検査で緊急時対応簿を確認した際、本件が発覚したため、今後、漏れ等の事故があった場合は、行政機関に連絡をするよう指導。また、調整器の期限管理を徹底し、期限内に交換するなど再発防止について指導。
2025/4/3	千葉県山武郡	C2級	漏えい	飲食店	16:14		2025年4月3日16時頃、飲食店に設置されているガスメーターが圧力低下遮断し、LPWAにて通報があった。消費者によると、工事業者が配管に釘を打ってしまったこと、16時42分に販売事業者が現場に到着し、配管用フレキ管に釘跡を確認。その場で改修工事を実施。気密試験実施、異常なしを確認してガス開栓。なお、消費者が調整器下のガス栓を開栓していたため、増加流量遮断ではなく圧力低下遮断した。原因は、内装工事業者が消費者側のガス配管用フレキ管に釘で穴を開けてしまったことによるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。販売事業者は消費者への注意喚起を実施。
2025/4/3	福島県耶麻郡	C2級	漏えい	一般住宅	15:20		2025年4月3日、一般住宅の消費者からガスが止まっている旨連絡を受け、同日現地確認したところ、ガスメーター出口のユニオン部が折損していることを確認。メーターは自動で遮断されており(BC遮断)、ガス検知器により周囲にガス滞留がないことを確認した。二次原因は、降雪により感震器作動遮断後にガスメーターユニオン部が破断したことによるもの。二次原因は、ガスメーターに落雪した。	ガスメーター	愛知時計電機	SA25MT1-6	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は雪害対策の周知を行うとともに、供給設備に雪害対策がとられていなかったため、雪囲いの設置またはガスメーター設置高さを現状より高く(1m程度)設定するなどを検討。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/4/4	三重県桑名市	C2級	漏えい	一般住宅	10:50	他工事業者(外構工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年4月4日10時50分頃、委託配送会社の配達員が容器配送に一般住宅を訪問した際、マイコンメーターの液晶画面の使用時間満了(ACガス止表示)を確認、復帰操作したが、マイコンメーターが復帰安全確認中に再度漏えい(0ガス止表示)し、復帰せず。13時50分頃、販売事業者が現場到着、状況確認し、保安措置(容器バルブの閉止)を実施。14時40分頃、給湯器へ向かう埋設ガス配管(フレキ管20A)の損傷を特定。17時10分頃、仮設配管工事を完了。 一次原因は、他工事業者が外構工事のため防草シートを敷設した際、固定用のピンで埋設ガス配管を損傷したことによるもの。埋設されたガス管の深さは基準の30cmに対し15cmであり、20cmの固定用ピンがガス管に到達した。 二次原因は、工事業者はガス会社への埋設ガス配管の位置の照会を行わずに工事を施工した。	配管(配管用フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・他工事業者に対し、工事を行う際は必ず事前にガス会社へ埋設ガス配管の位置照会、確認を行ったうえで施工するよう指示した。 ・ガス工事会社に対し、ガス配管の埋設は基準位置よりも深い場所に行うよう指示した。 ・消費者へガス配管のルートを説明し、今後のリフォーム等においてガス配管の近傍で工事をする際は、ガス会社へ連絡するよう伝えた。
2025/4/7	熊本県熊本市	C1級	漏えい・爆発・火災	飲食店	18:22	ゴム管と点火棒の接続不良による漏えい・爆発・火災	2025年4月7日18時22分頃、飲食店で店主が開店準備のため鉄板焼きコンロに火をつけ鉄板を加熱中に爆発があった。隣家の住人が「ドン」という音を聞いて様子を見に行くと、飲食店前の路上に顔面を負傷した店主がいたため、119番通報と初期消火を行う。消防到着時、点火棒の外れたゴムホースから火災が吹き出しており、その直下の床面に延焼していた。ただちに消防隊がガス栓を閉止し消火活動を行う。鎮火後、供給設備付近からのガス漏えい反応はなし。なお、爆発により店主が顔面に熱傷を負い入院加療が必要となった。 一次原因は、点火棒とゴムホースの接続部に緩みがあり、その部分からガスの漏えいがあったことによるもの。店主は普段から点火棒を使用して点火しており、ゴムホースと点火棒の接続部に緩みがあることに気づいていたが、これまで外れたことはなかったとのこと。 二次原因は、ガスメーターと連動されたガス警報器のコンセントプラグが抜けており、ガス漏れを検知できなかったことによるもの。	ゴム管	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンE/Bあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・事故翌日に事故現場へ出向し、販売事業者と協力し事故状況の確認を行う。 ・ゴムホースの交換やガス警報器の維持管理、消費設備の点検調査や周知等の保安業務の徹底を販売事業者に対して指導する。 ・引き続き原因調査を行い、再発防止の注意喚起を行う。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・ガス警報器のコンセントを抜かない等、設置状態の維持管理について周知・指導を行う。 ・ゴムホースなど定期的な交換や維持管理について周知・指導を行う。
2025/4/16	埼玉県鶴ヶ島市	C2級	漏えい	共同住宅	14:00	原因不明の漏えい	2025年4月16日14時頃、保安供給機器メーカーが調整器の期限確認のため共同住宅に現地調査に行った際、供給設備の検知メーターに[B表示]が出ており、販売事業者と連絡が入る。保安業務委託先が点検調査を実施したところ、供給設備～各メーターまでの間で漏えいを確認。漏えい箇所は特定できず、埋設・隠ぺい部の漏えいと判断したため、露出配管にて再配管対応を実施。	供給管(ポリエチレン管、被覆銅管(本管(隠ぺい部、埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/4/17	茨城県石岡市	C2級	漏えい	一般住宅	13:53	配管の腐食による漏えい	2025年4月17日、戸建ての一般住宅において、通報監視を行っているガスメーターからB/R表示の発報を受信。販売事業者が訪問し漏えい検知液を吹きつけたところ、消費設備の埋設部からカニ泡より大きな泡を確認。漏えい箇所を発見。その後、埋設配管に接続されている配管を切断、プラグ止めを以て終了。後日修め。原因は、配管の腐食・劣化によるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・LPWAIによる通信連絡確認の徹底。 ・現在も実施している白管理配管にかかるメーター異常表示の確認。
2025/4/17	栃木県佐野市	C2級	漏えい	共同住宅	9:45	他工事業者(建設工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年4月17日、集合住宅の駐車場にて、建設工事業者による老朽化したアスファルトの張り替え工事のため、切断機を使用し切断作業中、誤ってガス供給管が切断され、ガスが漏れる音により異常が発覚した。建設工事業者は直ちにガス容器のバルブを閉め、ガスの供給を停止。その後、連絡を受けた販売事業者が現場へ急行し、ガス供給管の損傷箇所を確認後、速やかにプラグ止めを実施。漏えい検査を行った結果、異常がないことを確認したため、ガスの供給を再開した。 一次原因は、アスファルト切断作業中のガス供給管損傷によるもの。 二次原因は、事前に建設工事業者から販売事業者へアスファルト張り替え工事の通知がなされておらず、埋設管の確認や注意喚起がなされていないことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届を提出するよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・工事着手前のガス配管図の提供と事前説明の徹底 ・工事エリア周辺における地中埋設物の事前確認(探査)の義務付け ・建設工事業者に対する安全教育の実施及びガス設備取扱いに関する注意喚起文書の配布
2025/4/19	静岡県焼津市	C2級	漏えい	飲食店	13:45	容器交換時の高圧ホースのハンドル締め込み不足による漏えい	2025年4月19日23時19分、飲食店においてLPガス容器付近からガス臭がすと消費者から販売事業者へ連絡。販売事業者は消費者へLPガス容器のバルブ閉止などの初期対応を依頼。23時45分、販売事業者が現場に到着した時、LPガス50kg容器2本のバルブは閉止されており、ガス臭は認められず。状況を確認したところ、消費者より高圧ホースのハンドル増し締めを行った旨の説明があった。高圧ホースを取り外し、POL接続部のねじおよびOリングの状態を確認し、異物や損傷等の異常がないことを確認した後、再度高圧ホースを装着。容器周辺におけるガス検知器での漏えい調査、および高圧ホースの漏えい試験を実施したが、ガス漏れは確認されず。4月21日、LPガス50kg容器2本を交換。4月16日にLPガス50kg容器1本を交換していたことから、4日間で約50kgのLPガス漏えいが発生していた可能性が高いと判断。 一次原因は、容器交換時の高圧ホースのハンドル締め込み不足によるもの。 二次原因は、容器交換後の最終確認不足によるもの。	高圧ホース	(高圧ホース)富士工器(株)	LPS6-H	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	販売事業者は、保安業務に関する社内ルールの運用状況について確認した。また、今回の漏えいについては、社内ルールに記載のある最終チェックができていなかったため、改めてルールの徹底と、今後同様の事例が発生しないよう対策をとるよう指示を伝えた。
2025/4/19	大阪府八尾市	C2級	漏えい	その他(作業所)	21:00	調整器の不具合による漏えい	2025年4月19日22時26分、ガス事業者より作業所付近でガスのおいがすると消防に通報があった。22時30分に消防が到着し調査したところ、ガスは検知されなかった。ガス事業者が測定したところ、流量150ppmのガス漏れを検知した。臨場した保安機関によりLPガス50kg容器20本のコンク及びバルブを閉止し警戒監視したところ、ガス臭は取まりガス検知器で測定するも検知しなかった。4月20日5時30分、保安機関が機器点検を実施したが異常がなかった。4月25日13時00分、保安機関が再度機器点検を行ったところ、流量検知式切替型漏えい検知装置付近から微量のLPガスを検知した。4月28日15時00分、高圧部の流量検知式切替型漏えい検知装置を含めた親子式差圧調整器と配管等を交換し点検したところ、異常はなかった。 原因は、なんらかの原因により親子式差圧調整器から微量のガスが漏れたことによるもの。	調整器	(株)桂精機製作所	HL-30	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府は販売事業者に対し、同様の事故を防止するため、点検等を徹底するよう依頼した。 販売事業者は、ガス漏れの事実があった時点で機器交換等するなど対応するよう指示した。
2025/4/22	滋賀県栗東市	C2級	漏えい	その他(空地)	14:30	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年4月22日14時30分頃、工事業者が建物(2008年ガス閉栓)を解体作業中にショベルカーで灯外内管をひっかけ、供給ガス管を損傷しガス漏れが発生した旨、販売事業者へ連絡。一時対応として工事業者が配管に詰め物とテープ巻でガス閉止。販売事業者が14時40分頃に現場に到着し、ガス配管プラグ止めしガス漏えいがないことを確認。4月25日にガス配管を切り離し工事完了済み。 一次原因は、土壌掘削工事業者の不注意によるもの。 二次原因は、販売事業者に建物解体工事の連絡が一切なかったことによるもの。	供給管(白管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は巡回視察・周知を強化する。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/4/23	兵庫県芦屋市	C1級	漏えい・爆発・火災	共同住宅	8:55	原因不明の漏えい爆発・火災	2025年4月23日8時55分、ガスメーター交換作業員から消防及び販売事業者へ火災発生連絡。共同住宅101号室のPS内設置のガスメーターを交換作業中に消費者が給湯器を使用した際、引火。販売事業者が確認したところ、給湯器本体内部での引火爆発により給湯器フロントパネル及びパイプシフトが破損し給湯器目出し窓が変形、引火による供給停止。作業していた社員が軽傷を負った。10時45分に101号室の保安府検査を実施。11時30分、建物全体の漏えい試験及び他部屋メーター交換後の調査異常なし。18時35分、101号室の入居者が外出先から帰宅したため、損傷した給湯器から仮設用の給湯器に交換しついで101号室へのガス供給を再開した。 一次原因は、何らかの理由で可燃性ガスが隙間から給湯器内部に入り込み着火し、爆発したことによるものと推定。 二次原因は、訪問時タイムを確保したことが必要がないため、不在宅との認識で作業をしていたが、実際は在宅されており、入居者が給湯器を使用したことにより着火源となったことによるもの。	瞬間沸湯器 (RF式)	(株)ノーリツ	GO-1639WE-T-1	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は、原因の究明と再発防止策の検討・実施。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・メーター交換作業前に行う事前周知チラシ配布を徹底する ・在宅確認作業を念入り行う ・メーター交換作業を極力在宅にて作業する
2025/4/25	奈良県桜井市	C2級	漏えい・火災	一般住宅	20:30	容器の過熱による安全弁からのガス放出に伴う漏えい・火災	2025年4月25日、一般住宅において消費者がタケノコを茹でるため自動切替調整器から容器を取り出し、自身が所有する単体式調整器を接続し、ゴムホースを介して鍋物コンロを使用した。消費者が数分間その場を離れていた間に火災が発生し、近隣住民が消火器で初期消火を試みたが、一旦火が消えたと安全弁からガスが放出され続けたため、再度着火を繰り返す状態となった。その後、消防車の到着により鎮火した。現場に設置されていた容器はすべて逆の状態であった。 一次原因は、容器の周辺コンロを使用したため容器が過熱され、安全弁が作動してガスが放出され、そのガスにコンロの火が引火して火災が発生したことによるもの。 二次原因は、現在は廃棄されているが、20数年前は元ガスの小売店であったため、鍋物コンロと調整器を所有していたことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は消防に対して聞き取りを行い、販売事業者に対して消費者への注意喚起を行うよう指導。 販売事業者は、供給設備点検・消費設備調査の時にはガス機器の取扱いの周知を行い、必要な場合はガス栓の増設を推奨する。
2025/4/26	福岡県筑後市	C2級	漏えい	共同住宅	10:45	車両衝突の衝撃による調整器一体型コック機構に伴う漏えい	2025年4月26日10時45分頃、共同住宅の入居者がLPガス容器置き場に車両が衝突してガスが漏れ出ていると連絡を受けた。通報者は運転手の知人と見られ、容器バルブの閉栓と車両のエンジン停止を指示し、現場へ急行した。10時55分に到着した際、事故車両は移動されており、消滅と警報による一次対応がされており、対応に加わった。到着時はガス臭は無く、容器バルブも閉栓された。漏れメータはOPガス上で遮断、張力式高圧ホースは4本中3本が作動していた。また、調整器一体型になっている中間コックが事故の衝撃で破損していた。 一次原因は、衝突の衝撃により調整器一体型コックが破損し、ガスが漏れ出したことによるもの。 二次原因は、運転手が高圧であり、アクセルとブレーキを間違え、車停めを乗り越えてしまった。侵入ガード等の安全対策がなされていなかったため、容器置き場へ斜めから侵入、衝突したものと見られる。	調整器	桂精機製作所	(調整器)HL-100FU、(高圧ホース)BH05及びBH10	・ガス放出防止器不明 ・マイコンその他あり ・ガスガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県は販売事業者に対し、事故の詳細報告を指示。 販売事業者は設置箇所を車両が侵入しない場所へ変更、または侵入ガードの設置等で対策を行う。
2025/4/27	広島県福山市	C2級	漏えい	飲食店	9:30	ゴム管の劣化による漏えい	2025年4月27日9時30分頃、消費者から販売事業者内に屋上でガスの臭いがする旨連絡があった。10時頃に販売事業者が現地到着し確認したところ、厨房内のヒューズガス栓からサイフォン式コーヒーマーカーに接続されているゴム管に亀裂が生じ、ガスが漏れ出ていることが判明。10時40分頃、ヒューズガス栓の閉止及びゴム管の撤去を実施。併せて小型ガス容器を仮設し、サイフォン式コーヒーマーカーへ接続し漏えいがないことを確認の上、ガスの供給を開始(5/20ガス栓追加工事完了により仮設供給終了)。 一次原因は、ガス栓から燃焼器具へ接続されていたゴム管に、劣化による亀裂が生じガスが漏れ出したことによるもの。 二次原因は、接続されていたゴム管の長さが約5mあり、引き溜りや踏みつけ等ゴム管が劣化しやすい環境下であったことによるもの。また、消費設備調査時に、ガス警報器の設置状況を適切に確認できていなかった。	ゴム管	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・消費設備調査の適切な実施について口頭指導 ・報告が遅れたことに対して、事故の発覚時に速やかに行政庁へ報告するよう社内で共有する旨を口頭指導 販売事業者は、消費設備調査時にガス警報器の設置状況及びゴム管の状態を適切に確認していただくことと、点検者に対して指導を実施
2025/4/28	滋賀県彦根市	C2級	漏えい・火災	飲食店	17:42	ガス栓と迅速継手の接続不良による漏えい・火災	2025年4月28日、飲食店において従業員が業務用鍋物コンロを点火した際に1口コンセント型ヒューズガス栓とゴムホースに接続していた迅速継手の接続部より出火した。販売事業者が出勤後、現地で1口コンセント型ヒューズガス栓の窪みに付着した油を清掃し、再度同じ迅速継手で接続してガス検知器で検査及び漏えい試験を行ったところ漏えいなしであった。 原因は、1口コンセント型ヒューズガス栓の迅速継手接続部の窪みに調理の際に発生した油が付着しており、コンセントガス栓と迅速継手の接続部の気密が保たれておらず漏えいし、鍋物コンロ着火の際に引火したことによるもの。従業員が鍋物コンロを定期的に清掃する際、迅速継手及びゴムホースを配着しており、迅速継手内に残留した油が接続部に入り込んだと考えられる。	未検ガス栓 (ヒューズガス栓(使用側))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	販売事業者は消費者に対し、定期的にガス栓及び迅速継手を清掃するよう周知を行うと共に、接続の際に不良が疑われる場合は即時使用を中止連絡するようお願いした。
2025/4/28	栃木県宇都宮市	C1級	漏えい	その他店舗	5:20	充てん設備の安全弁部分の緩みによる漏えい	2025年4月28日5時20分頃、充てん事業者の作業員が充てん作業終了後、充てんホースをバルク貯槽から引込ホースを格納している際、充てんホースに附随するセフティ止弁のネジ止部分を外れ、バルブからLPガスが噴出した。緊急遮断装置と充てんホースへのバルブを閉止状態にしたが、充てんホース内に残圧があったため、セフティ止弁からのLPガス噴出が続く状態となった。作業員は外れた部品を拾い集め、セフティ止弁に取り付けようとしたが、噴出が続く状況で部品を取り付けることができず、この行為により左手を受傷した。5時35分頃、要請を受けた販売事業者が現場に到着。その時点ではホース内のLPガスはほぼ抜けた状態となっていた。その後、作業員は救急車で病院に搬送され入院。 原因は、バルブのネジ部分のゆるみが原因と考えられるが、ゆるみが生じた直接の原因の特定はできず。なお、作業前にバルブのゆるみ具合について目視確認は行っていたが、増し締めは行っていなかった。 二次原因は、充てん事業者は社内で社員教育は実施していたが、緊急時の初動対応マニュアルが策定されていなかったため、充てん作業員が適切な行動(対処)が行えず、突発的に噴出するLPガスを抑えるような行動をしてしまった。	充てん設備	不明	不明	不明	県は以下を実施。 ・販売事業者に対し事故届を提出するよう指導 ・充てん事業者に対し、立入検査を行い聴取指導 販売事業者から充てん事業者に対して以下の指導を実施。 ・セフティ止弁の接触を避けるよう安全継手の前後を持つ等し、ホース出し入れ、運搬するよう作業員に徹底させる。 ・作業前にバルブの緩み確認、増し締め点検を行う。 ・設備の外観に傷が目立つ場合は新品に交換する。 ・作業時噴出(漏洩)緊急時の対処法及び連絡体制についてまとめたマニュアルを作成させ、作業員等に周知させる。 ・セフティ止弁について、開放検査時の5年ごと交換対象となっているが、今回の事故を受けて交換周期を3年以内とする。 ・防護用具(手袋)は、これまで使用していたものに加え、緊急時対応用としてより厚手の革手袋を作業員に配布。 ・所有バルクローリー全てで車両に対して上記の点検と対策を行う。 販売事業者から配送事業者に対して以下の指導を実施し、同様の内容を社内で共有。 ・6月27日に配送会社を参集し、今回の事故の事例説明(共有)と対処法、凍庫についての研修会(※研修会は年2回開催)を開催。
2025/4/28	北海道小樽市	C2級	漏えい	一般住宅	22:30	容器と高圧ホースの接続不良による漏えい	2025年4月28日22時30分、消費者からガス切れの連絡があり、販売事業者が調査したところ、ガス漏れが判明した。新規ガス開栓の際の高圧ホースと容器の締め付け忘れにより、接続部の緩みからガスが微量に漏れ出し、2024年12月10日から2025年4月28日(約)28ヶ月間漏えいした。供給管、メーター、調整器に損傷なし。接続部を工具で締め付け後、自記圧力計で圧力漏れのないことを確認し、ガス供給を復旧した。 一次原因は、新規ガス開栓の際、販売事業者が容器と高圧ホース接続に専用工具を用いず、接続部分が緩く漏れ出したことによるもの。 二次原因は、専用工具による締め付け忘れと、接続部の漏れ確認不足によるもの。	高圧ホース	I-T-O(株)	THI-6-6S	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	事故発生を感知した際は、電話で直ちに日時と場所と現在わかっている状況を報告することを今後注意するよう指示。 販売事業者は従業員に対し、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検について、接続時の指差し確認、ガス漏れ検知用スプレーやチョークの使用を再度徹底する。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/4/28	福岡県福岡市	C1級	一酸化炭素中毒	飲食店	17:45		2025年4月28日17時44分、飲食店店主よりLPガス機器使用時に悪臭しい症状があると一報を受け、LPガス機器の使用中止と換気を依頼し出動。18時38分、販売事業者が現場へ到着。厨房スタッフ2名のうち店主に症状があったが現在は回復しているとのこと。原因は、換気扇2台設置中の1台が故障しているため、十分に換気ができていなかったと推測される。	業務用フライヤー	(株)マルゼン	MGF-13K	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・気分不良を発症からの通報が119番通報ではなく、ガス会社への通報であったため、ガス会社を介して、当時の通報連絡を受けた担当者からの状況聞き取り調査を実施。 ・その他、事故関係の聞き取り調査を実施 販売事業者は消費者に対して以下を実施。 ・緊急に換気扇を改善するように依頼し、その間LPガス機器使用時は窓を開けて換気するよう依頼 ・日頃よりLPガス機器使用時は給気・排気を行うように周知
2025/4/29	香川県高松市	C1級	漏えい爆発・火災	その他(仕出し料理店)	6:00		2025年4月29日、仕出し料理店の調理場で回転釜のガスコックを開けて具材の準備をしていたところ、ガス爆発が発生。6時40分にガス供給事業者が連絡を受け現場に駆け付けたところ、ガス漏れは止まっていたことを確認。その後、ガス供給事業者がガス漏れ箇所を調査したところ、回転釜のガス接続口の金属部材の破損断裂を確認しており、そこから漏れたガスにコンロの火が着火し、爆発したものと考えられる。原因は、消費設備の経年劣化により破損したと推定される。	業務用煮炊釜	服部工業(株)	GHS-30	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は2025年4月30日、販売事業者に立入検査を実施。事故が発生した一般消費者について、液石法第34条に基づく保安業務のうち定期供給設備点検・消費設備調査を2015年以降実施していなかったことを確認したため、5月1日付で改善指示書を交付した。同日中国四国産業保安監督部四国支部保安課へ電話にて報告し、立入検査後日事故発生報告書(急報)を提出した。
2025/5/1	京都府福知山市	C2級	漏えい	共同住宅	18:32		2025年5月1日18時32分、共同住宅の入居者から販売事業者へ、ボンベ庫周辺でガス臭がするとの連絡あり。19時10分に販売事業者が現地へ到着し、高圧ホースと容器の接続部からLPガスの漏えいを確認。容器のバルブを締め直し、漏えいが止まったことを確認。原因は、高圧ホースと容器の接続不備(締込不足)によるもの。	高圧ホース	富士工業(株)	NX6S	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は配送担当に対し、高圧ホース接続作業手順の徹底を指導。
2025/5/1	埼玉県新座市	C2級	漏えい	一般住宅	11:00		2025年5月1日、建物解体工事のため解体業者が敷地掘削中、ガスメーターがついていなかったため不要ガス供給配管と思い重機で撤去作業し、埋設配管に損傷を与えてしまったとのこと。連絡を受けたガス事業者が応急処置を実施。11時20分頃、連絡を受けた販売事業者が現地(現在空家)到着し、損傷箇所及び修繕状況を確認。応急処置箇所のガス検知器反応なし。15時30分頃、損傷箇所の手前でメタメメを実施。ガス検知器で修繕箇所の漏えい確認を行い異常なし。一次原因は、ガスメーターがついていないガス配管のため、不要(未使用)と考え撤去しようとし損傷させてしまったことによるもの。二次原因は、解体業者から販売事業者への事前確認依頼がなかったことと、空家物件のため確認を怠ったことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・連絡先の明示(看板) ・近隣住宅へ注意喚起 ・社内において同種事故防止の啓蒙
2025/5/1	三重県桑名市	C2級	漏えい	一般住宅	10:02		2025年5月1日、一般住宅において、2階住居部の浴室リフォームに伴い、給水給湯工事を行うため2階床より1階に向け穴を開ける際に隠れいガス消費配管破損。ガス漏えい。臭気及び音がしたため、リフォーム工事業者がガス容器バルブを閉止。ガスメーターがBCガス止PIにて遮断。5月2日、ガス配管施工、ガス供給再開。一次原因は、穴明け工具による消費配管破損によるもの。二次原因は、工事業者の事前確認不足によるもの。	配管(被覆鋼管(本管(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・周知文書配布 ・消費者宅訪問時の注意喚起
2025/5/3	福岡県福岡市	C1級	漏えい火災	その他(移動販売車)	10:45		2025年5月3日10時45分頃、消費者が移動販売車で開店準備中にガス式石焼きいも機の火が消えていることを目視で確認する。一旦ガス器具栓を閉め、ガス栓を開きチャッカマンで再点火したところ、滞留していたLPガスに引火し従業員が負傷した。原因は、庫内に未燃焼ガスを滞留させたことに加え、未燃焼ガスを排出せずに再点火したことによるもの。	業務用こまろ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、情報共有の再徹底を指導。
2025/5/4	千葉県野田市	C2級	漏えい火災	飲食店	15:18		2025年5月4日15時18分ごろ、飲食店において消費者がガス使用中に、業務用ガスコンロに接続されている金属フレキシブル管付近から火が出たため、濡れ布巾をかき消火した。連絡を受けた販売事業者が確認したところ、金属フレキシブル管に亀裂がみられた。漏えい箇所は当日中に措置改善済み。原因は、業務用ガスコンロに接続された金属フレキシブル管の亀裂から漏えいしたガスに向かからの火が引火したことによるものと推定される。対策として、漏えいリスクが低い接続管へ交換することにより、同様の事故の防止を図る。	金属フレキシブルホース	(株)タマフレックス工業	LMA3 Bタイプ	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	なし
2025/5/10	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	共同住宅	14:59		2025年5月10日14時59分頃、共同住宅の住人が敷地内の建屋裏側の空きスペースでガーデニングを行っており、杭を打込んだ際に消費側埋設配管へ杭を打込みガスが漏えい。販売事業者が現場到着時、ガスの漏えいはメーター遮断により止まっていた。通報者(住人)立会いの下、杭を打込んだ場所の土を掘り起こし損傷箇所を特定したところ、当該共同住宅住人宅への消費配管であった。当日は埋設管の修復作業ができなかったため、該当メーターを遮断し閉栓、仮設工事を行いガス供給。5月14日に損傷した埋設管の修繕工事を行い作業完了した。原因は、住人が埋設管の存在を知らず、杭を打込みガスが漏えいしたことによるもの。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、情報収集及び産業保安監督部への報告及び消費者に対し改めて周知を行うよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・共同住宅入居者全戸へ敷地内にガス管が埋設されていることを周知し、入居者へ敷地内での杭の打込みや掘りこしをしないよう注意喚起を依頼。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/5/12	福岡県福岡市	C2級	漏えい	一般住宅・共同住宅	16:40	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年5月12日16時40分頃、工事業者がコンボで掘削時に供給ガス配管を損傷し、LPガスが漏えいした。掘削の事前連絡はなし。応急措置は実施済み。17時に販売事業者が供給管ハルプを閉止。配管破損箇所をキャップ止めし、縁切りを行う。19時に気密検査実施し、合格したため供給開始。原因は、工事業者がコンボで掘削時供給ガス配管を損傷したこと。 2025年4月にオーナー宅建替えの連絡を受け、元請け業者・解体業者へガス配管が埋設してある旨と掘削前に販売事業者へ連絡するよう周知し、埋設配管立ち上がり部に表示していた。	供給管(ポリエチレン管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故関係の聞き取り調査を実施し、再発防止に努めるように指導する。 販売事業者は工事期間中の巡回と情報共有を密に行い、再発防止に努める。
2025/5/13	千葉県船橋市	C2級	漏えい・火災	飲食店	8:00	配管の腐食による漏えい	2025年5月13日8時00分頃、飲食店において配管より出火、店主により消火。8時40分頃、販売事業者が現地到着し、自己圧力計を用いた漏えい検査で圧力が下がったことを確認。配管をバイブレンヂで回したら破損したことから、25A×15Aチーズと15Aエルボを繋ぐニップルの老朽化による腐食と判断。一部配管やり直し工事後、自己圧力検査にて漏れが無いことを確認しメーター復帰と警報器運動試験をし警報器も動いていることを確認。対策として、腐食防止用塗料を塗布。 一次原因は、白管接手の老朽化による腐食によるもの。 二次原因は、中華レンジを使用しているためその火で引火したと考えられる。	配管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器不明 ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器不明	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。
2025/5/14	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	飲食店	11:35	消費者による業務用こんろの器具の不完全閉止に伴う漏えい	2025年5月14日11時35分頃、車中監視センターより圧力センサー遮断の連絡を受け、販売事業者が現場(飲食店)でメーターの遮断を確認。店舗のガス警報器が鳴っており店舗に行くとガス臭がしたため、消費者自身でメーターコックを閉めたことと、それに伴いメーター遮断が発生した。厨房にて業務用こんろの器具コックが半開になっており、そこからガスが漏えいしていた。器具コックを閉鎖し、圧力検査により漏えいがないことを確認し作業終了。原因は、消費者が、業務用こんろを使用後に器具コックが完全に閉鎖していないことに気づかずこんろを離れ、その間にガスが漏えいしたことによるもの。	業務用こんろ(株)マルゼン	RGC-0963D	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、情報収集及び産業保安監督部への報告及び消費者に対し改めて周知を行うよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者に対し、器具使用後に(器具コック及び元栓の閉止を確認)するよう周知。 ・今後、設置されているガス漏れ警報器とメーターを連動できるよう消費者と話し合いを実施。	
2025/5/17	三重県桑名市	C2級	漏えい	病院等	16:27	他工事業者(建設工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年5月17日16時27分、建設業者監督からマイコンメーターがC表示で遮断しているとの通報があり、18時6分に販売事業者が現場到着し調査したところ、埋設配管経路にある当日の雨で形成された水たまりの中に泡の発生を確認。プロアで水抜き後、掘削して消費配管の埋設部PE管の損傷を確認。建設業者による2日前に表層改良中にコンボを使用したことと、作業中に埋設ガス管を損傷したと考えられる。18時45分に配管修理を実施し、19時31分にPE管入れ替え工事完了。気密試験により安全確認し、供給を再開。 一次原因は、建設業者による表層改良工事中、コンボを使用した作業により埋設ガス管を損傷したことによるもの。 二次原因は、ガス会社と建設会社の立会いのもと、図面で埋設ガス管の経路を確認したが、詳細な位置が図面では不明確であったため、工事の際に誤ってガス管を損傷したと思われる。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・工事前に他工事業者と図面等でガス配管の位置を十分に確認する。 ・埋設管付近を掘削する他工事の際は、ガス会社社員が立ち会う体制を構築する。特に注意が必要な作業工程については、確実に現場で確認する。 ・ガス配管近くの工事では、重機等を使用せず、手掘りにて慎重に作業をさせる。 ・現場作業者と情報共有と危険予知の徹底を図る。 ・方が一作業中に異常を発生した際の緊急連絡先を確認しておく。 ・PE埋設管の位置を表示ピンや色付きマーカで示す。 ・配管図面はできる限りPE埋設管の正確な埋設経路を明示する。
2025/5/17	東京都足立区	C2級	漏えい	一般住宅	15:30	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年5月17日15時30分頃、建物解体業者が解体中個人宅の敷地内に設置であったガス供給管(PLV管)の立ち上がり部分で電気ノギで切断しようとして作業している途中でガス漏えいに気づき、ビニールテープを巻いて応急措置をした。15時50分頃、解体業者から通報を受けた販売事業者が現場に到着し、ガス供給管の立ち上がりの根本での漏えいを確認し、配管のテープを巻き直しにより漏えいを停止した。その後、解体業者からガス配管埋設の依頼を受け、販売事業者が埋設配管(PE管)をスクイズオフにてPE管を切断し、先端にキャップを装着した後、ガス漏れ検知器及びガス漏えい検知液によりガス漏えいがないことを確認の上、埋設シート敷設、埋め戻し、ガス管杭の埋設管先端近くへの差し込みを行い、作業を終了した。 原因は、建物の解体業者が、地中から立ち上がっているガス配管を切断しようとしたことでガスが漏えいしたことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は導管供給を行っている消費者に対し、改めてガス埋設管に関する資料を作成し説明するとともに、他工事を行う際の販売事業者への連絡徹底について周知を行う。
2025/5/17	兵庫県三木市	C2級	漏えい	一般住宅	9:28	他工事業者(下水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年5月17日9時30分、水道業者が下水道工事の際、電動工具にてコンクリートを研り作業中に、ガスの臭気がしたとの通報。ガスメーター遮断済み・容器ハルプ閉止済み。9時41分、緊急委託会社が到着し、埋設配管をインパクトドリルにて破損したと判明。テープにて応急措置実施。15時21分、協力業者にて破損部を切り取り、HGM継手にて配管を繋ぎなおし修繕完了。 一次原因は、他工事業者による研り工事での破損によるもの。 二次原因は、他工事業者が事前に確認を怠り作業を行ったことによるもの。	配管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、他工事業者へ工事を行う際には事前確認を行なうことを徹底するよう指導。 販売事業者は水道業者に対し、ガス配管等の状況確認を行ってから工事を行うよう再周知。従前より消費者に依頼しているガス配管周辺でのりフォーム等の他工事が発生する場合の事前連絡を継続実施。
2025/5/17	兵庫県加古郡	C2級	漏えい	学校等	11:25	他工事業者(解体工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	解体業者が重機により埋設管を破損。 2025年5月17日11時25分、LPガス保安センターより合計増加流量遮断の緊急連絡。12時40分、販売事業者が現地にて埋設管損傷を確認。5月18日に供給再開。 原因は、第二期工事の校舎解体の際に解体業者がバウンスヤベルにて掘削工事を行っていたこと、第一期工事に新設したガス埋設配管を破損したガスが漏えいしたことによるもの。当該ガス埋設経路は当初の計画とは違う経路(第二期工事の工事範囲)で施工されていた。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、他工事業者へ工事を行う際に事前確認をするよう周知徹底するよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・他工事の際は、施工業者と事前に入念な打ち合わせを行う。 ・他工事業者に対し、他工事を行う際の事前連絡について周知を徹底する。 ・ガス供給会社がすぐわかるようにメーター及びボンベ庫に緊急連絡先記載の掲示を行う。
2025/5/18	愛知県瀬戸市	C2級	漏えい	一般住宅、その他(空地)	16:15	他工事業者(建築工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年5月18日16時15分頃、住居改修作業中の作業員がコンクリート土間切削中に隣接敷設のガス配管(フレキ管)を損傷、ガスが漏えいさせた。 原因は、工事業者からの事前連絡が無く、ガス配管に対して養生されていないことによるもの。	供給管(配管用フレキ管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故報告を提出するよう指示した。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・今後は安全教育を通じて各法令を正しく理解し、法令遵守を徹底する。 ・緊急時対応記録を作成後、関係部署内で回収情報の共有をすることで業務主任者の管理監督を徹底する。対応方法が不明の場合は関係各所に相談をする。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/5/18	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	一般住宅	15:00	原因不明の漏えい	2025年5月18日15時30分頃、販売事業者より一般住宅においてガス切れが発生した旨の連絡があった。現場で容器配送員による漏えい試験実施が不可(漏えい検知液しか持参してないため)こと及び残量18.6mのガス在庫が含まないことが発覚したため、販売事業者も現場へ急行。販売事業者が現場へ到着した時点でLPガス20g容器4本の全量交換を確認し、消費設備及び供給設備の漏えい検査を実施したが全て異常なし。なお、5月21日に保安業務委託先が当該容器4本の本体及びバルブ部分について自社で検査を実施したところ、異常は確認されなかった。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	原因不明ではあるが、容器交換時の接続の緩み等考えられる内容について、再発防止を指導した。 販売事業者は、次回より配送日(配達サイクル)を早めに実施。その際、メーター指針値と残ガスに相違が無い確認を実施する。
2025/5/25	福岡県田川市	C2級	漏えい火災	共同住宅	19:30	消費者による未使用ガス栓の誤開放に伴う漏えい火災	2025年5月25日19時30分頃、共同住宅において消費者が2口ヒューズコックの未使用側のコックを開通して閉栓しガスが微小漏えいした。その状態でコンロを使用中にコック周辺で小さな炎が上がり、家庭用消火器にて消火した。原因は、未使用ガス栓の誤開放によるもの。	末端ガス栓 (ヒューズガス栓(未使用側))	ヤザキ	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者より連絡を受け、販売事業者に事情聴取を実施。
2025/5/26	香川県木田郡	C1級	漏えい火災	一般住宅	19:35	消費者による家庭用こんろの点火ミスに伴う漏えい火災	2025年5月26日20時45分頃、消防から販売事業者に対し、火災が発生したため出動している旨の連絡があった。販売事業者が現地確認したところ、ビルトインコンロが漏えい着火により破損していた。他に漏えい着火による被害からビルトインコンロ近辺のガス栓の間の漏えい検査を実施したが、漏えいは認められなかった。直近の点検調査(2024年11月5日)では、当該ビルトインコンロの燃焼状態やその他設備に異常はなかった。原因は、ガスコンロの火が付かなかつたため、消費者が点火操作を複数回実施したところ、ビルトインコンロ内部に溜まった未燃焼ガスに引火し、異常燃焼が発生したものと推定される。	家庭用こんろ	ハーマン	DW32L8WA	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者からの事故報告を受け状況を確認した後、中国四国産業保安監督部四国支部保安課へ事故発生報告書(急報)を提出した。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者に対する燃焼器具の使い方に関する周知の徹底。 ・社内で事故情報について共有し、保安教育を実施。
2025/5/26	福島県伊達郡	C2級	漏えい	一般住宅	14:30	他工事業者(カーポート施工業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年5月26日14時30分頃、一般住宅において消費者が手配したカーポートの施工業者が掘削作業中、バックホーのバケット先端が地中埋設配管に接触したことにより亀裂が発生し、そこから漏えいが生じた。原因は、一般消費者及び施工業者の埋設配管の敷設状況の確認不足により、配管を損傷させたことによるもの。	配管(台管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は敷地内に埋設配管がある一般消費者に対し、敷地内の掘削工事が発生する際は必ず販売事業者まで連絡する旨周知する。
2025/5/28	徳島県阿南市	C2級	漏えい	その他(現在は不使用)	13:00	容器の腐食による漏えい	2025年5月28日13時頃、通行人がガスの漏えいに気づき消防に通報。その後販売事業者まで連絡が回り、13時30分頃から事故現場にて販売事業者による処置(大気放出)が開始された。15時頃に処置が完了し、容器は販売事業者の事務所へ持ち帰られた。一次原因は、質量販売したまま放置されていたLPガス容器の底が腐食し、そこからガスが漏えいしたことによるもの。容器底部の一部が土と接触したため電氣が発生し、容器が腐化したと考えられる。容器はコンクリートの設置場所からほみ出して土の土と接触してしまっていた。二次原因は、質量販売されたのが最大15年程前と考えられるが、その間に消費者は容器を使用した土地を使用しなくなり、容器自体も忘れられ放置されていたと思われる。消費者から販売事業者への連絡はなく、販売事業者からの調査等も実施されていなかったとのこと。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者から事故の情報を聞き取り、事故届の提出を依頼した。また、事故報告の聞き取りの際、質量販売でも保安調査を実施しなければならない旨の指導を行った。 販売事業者は県と協議した結果、以前から体積販売を行っていた消費者等限られた相手以外には質量販売を行わないよう変更した。また、自社から購入した容器にガスを充填して販売する方法のみ対応し、保安業務を実施の上、それを記録・保存することを徹底する。
2025/5/29	神奈川県横浜市	C2級	漏えい火災	飲食店	19:00	給湯器の不完全燃焼により発生した排気ガス成分による漏えい火災	2025年5月29日19時頃、飲食店で給湯器使用中に給湯器本体吹き出し口より出火し、エアコン室外機の一部焼損。漏えい点検を行いガス漏えいがないことを確認。定期消費設備調査及びメーター表示も含め異常なし。6月10日に給湯器の交換を実施。 一次原因は、ファンモーターのほこり詰まりから燃焼不良を起こしたことによるもの。燃焼不良により発生した煤の詰まりから排気不足を起こし不完全燃焼となった。不完全燃焼により、排気完全に燃焼されなかったガス成分が残ったため、給湯器吹き出し口からの排気に火が移り燃焼したものと考えられる。 二次原因は、維持管理不完全によるもの。2023年4月、燃焼器不具合による修理依頼を一般消費者よりキャンセルされた履歴あり。	瞬間湯沸器(FF式)	ノーリツ	GG-2037WS	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因調査及び事故防止対策を指導。 販売事業者は消費者に対し、給湯器にエラー表示が出た場合、ガス会社に連絡の上、修理または交換等の措置をとることを周知。
2025/5/29	青森県平川市	C2級	漏えい	学校等	8:20	集合装置のフランジ等の緩みによる漏えい	2025年5月29日8時20分、学校関係者よりLPガス貯蔵庫付近でガスの臭いがする旨の連絡があった。販売事業者が8時30分に現地に到着し漏えい検知器で点検を行ったところ、集合装置の圧力計でガスを検知した。14時に小学校建設時に配管工事を行った業者の立会いの下、圧力計、フランジ等の締め付けトルクを増し締めし、漏えい検知液で確認後、15時に供給を再開した。原因は、施工業者が圧力計を取付する際、締め付けトルクが不十分であったことによるもの。供給開始時に実施した漏えい検査では異常は確認されておらず、時間の経過により緩みが生じ、ガス漏えいに至ったと考えられる。	集合装置	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、圧力計や継手類の取り付けに際してメーカー指定のトルク値を遵守させるとともに、施工完了後は複数人で確認し、見落としを防止する。
2025/5/29	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	飲食店	9:20	消費者による業務用こんろ器具栓の不完全閉止に伴う漏えい	2025年5月29日9時20分頃、集中監視センターより使用時間オーバー遮断の連絡が入る。販売事業者が現地到着後、メーターにAC遮断の表示を確認し復帰作業を行ったが、C遮断が表示され復帰しなかった。消費者不在により店舗内(飲食店)で作業ができなかったため、9時40分頃消費者に連絡をしたが折り返しなかった。メーターを閉止し、容器バルブを閉めその場を離れた。12時40分頃、消費者と連絡がつかせ直後、厨房内に向かうと業務用3口コンロの器具コックが半開であることを見出し、器具コックを閉止し、目視圧力検査を行い漏えいがないことを確認した後、メーター復帰作業を行い異常に復帰。 原因は、消費者が業務用コンロを使用後、器具コックが半開であったことによるもの。	業務用こんろ	(株)マルゼン	RGC-096D	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、情報収集及び産業保安監督部への報告及び消費者に対し改めて周知を行うよう指導。 販売事業者は消費者に対し、ガス器具を使用後は、器具コック及び元栓をしっかりと閉栓してあることを確認してから器具を離れるように周知・指導を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/6/2	香川県丸亀市	C1級	漏えい・爆発	その他(給食弁当工場)	9:30	消費者による業務用煮炊釜の点火ミスに伴う漏えい・爆発	2025年6月2日9時30分頃、給食弁当工場において従業員が大型鍋に着火する際、バーナー部を確認しながら点火作業をしたところ、バーナー部にて小爆発が発生。バーナー部がガスマッチを差し込んで点火したため、腕に火傷を負い負傷した。従業員は直後に病院へ急行。眼科で自業の処方を受け、診察は終了。皮膚科では医師の判断により退院している。 原因は、従業員が点火時にバーナーの器具コックを開け、バーナーに点火する際、一度機器を離れ背面に置いてあるガスマッチを取りに行ったため、点火までに時間がかかり滞留していたガスに引火し爆発したことによるもの。	業務用煮炊釜	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、2025年6月3日に状況を確認し、中国四国産業保安監督部四国支部保安課へ事故発生報告書(急報)を提出。販売事業者から給食弁当工場の現場監督等へ、ガス機器の正確な取り扱いについて従業員へ指導するよう依頼し、即日指導した。
2025/6/5	福島県郡山市	C1級	漏えい・火災	共同住宅	15:00	バイク火災による漏えい・火災	2025年6月5日15時00分頃、共同住宅地内の指定駐車場以外の場所に駐車してあったバイクから火災が発生した。付近の住民が発見し消防に通報。16時15分頃、販売事業者が現場へ到着し、消防指示のもと点検、容器の撤去を行った。バイク近傍に置かれていたLPガス50kg容器4本等の供給設備がバイク火災の炎を浴び、接続ホース(高圧ホース)が焼損し、LPガスが漏えいして炎に引火した。さらに、容器も炎を浴び温度・圧力が上昇して安全弁が作動し、LPガスが噴出して炎に引火したことで火災の規模が大きくなり共同住宅に延焼し、外壁や階段の一部に延焼被害(焼痕)が生じたものと推定される。	その他	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者へ改めて安全な取扱いへの注意喚起を促し、容器付近より2m以上離れた場所に駐車してもらうよう周知する。 ・容器があることを明示する看板等を設置し、周囲への注意喚起を行う。
2025/6/6	広島県広島市	C2級	漏えい	一般住宅	11:55	原因不明の漏えい	2025年6月6日11時55分頃、一般住宅の消費者よりガス給湯器が使用できないとの連絡あり。販売事業者が現地確認において、調整器接続部ユニオンの締めによるガス漏えいを確認した。当該不備設備に対し接続部分の増し締めを実施後、漏えい試験によりガス漏えいがないことを確認した。容器残量ガスは0kg、過去1年間の集中監視履歴並びに事故発生時点でメーター異常表示の無いことを確認。直近の保安業務は2025年5月26日に実施。配送センター(保安機関)による容器交換時供給設備点検での記録及び担当者へのヒアリングにおいて異常はなかったとのこと。原因は不明。5月26日の保安業務以降に何らかの原因でユニオン部緩みが生じたものと推測する。当該供給設備は外部及び消費者も立ち入ることがない場所に設置している。	消費設備その他(中間ガス栓)	I・T・O(株)	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・ガス設備工場の確実な施工とともに、保安業務や現地訪問時において供給設備の不備(漏えい他)の有無、状態確認を行い保安確保に務めることを社内で情報共有し注意喚起を行う。 ・引き続き集中監視による圧力常時監視を継続すると共に、委託している保安機関(配送センター)に対し、容器交換時等供給設備点検の強化を要請。
2025/6/9	岡山県岡山市	C2級	漏えい	一般住宅	16:40	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい(法令違反)施行規則第18条12号 例示基準28(3)(1))	2025年6月9日、解体業者が集合住宅を解体中に掘削により埋設されたLPガス管を損傷させ、ガス漏えいがあった(コンクリート下埋設深20cm強)。ガス漏えい防止措置は解体業者が実施。16時48分、解体業者から販売事業者に連絡があり、販売事業者が現地確認したところ、ガス埋設設備の一部が破壊していた。ガス管の修繕を行い、18時30分に各戸仮設工事にてガス供給開始。6月10日朝より個別供給工事にて12時に各戸20kg2本で供給開始した。 一次原因は、解体業者が集合住宅解体時、重機が埋設部ガス供給管へ接触したことによるもの。 二次原因は、工事業者又は消費者から販売事業者へ工事当日の立会い連絡等の事前連絡が無かったことによるもの。	供給管(被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は情報収集を実施。 販売事業者は管理会社に対し、他工事がある場合は事前に情報提供を徹底し、他業者と事前協議を行うことを依頼。また、社内で事故情報について共有し、保安教育を実施。
2025/6/9	東京都足立区	C2級	漏えい	共同住宅	9:13	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月9日9時13分頃、他工事業者から販売事業者に対し、水道工事で地面を削っている際に埋設部供給管を損傷した旨の連絡があり、9時40分頃販売事業者が現地に赴き漏えい防止措置を講じた。現在は仮設供給中(7/11現在)。水道工事完了後、供給設備を移動し埋設管を無くす措置を講じる予定(完了日未定)。 一次原因は、水道工事で地面を削る場所の埋設管の存在について、他工事業者の確認ミスがあったことによるもの。 二次原因は、埋設管があたため大家様事前に周知をしていたが、他工事業者に伝わってなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・事故届書の提出を指示 ・事故再発防止策の策定を指示 販売事業者は、他の供給物種に関しては、今後大家様等接点を持った際、工事等行うときは販売事業者に連絡いただき、場合によっては立会いや説明するよう各所員に周知した。
2025/6/10	福岡県福岡市	C2級	漏えい	一般住宅	14:50	調整器ユニオン部の接続不良による漏えい	2025年5月27日15時頃、一般住宅においてガスメーターが復旧しないと販売事業者に連絡があり点検のため訪問したところ、内管側の圧力が下がることが発覚。そのため、既存のフロアバルブから仮設供給工事を実施。6月3日10時頃、移設工事を実施。自動切換式調整器は5月27日の物を再利用。気密検査及び漏えい試験を行い、器具の着火試験を実施し異常なし。6月10日15時頃、消防より現場にてガス臭いと連絡あり。15時25分に販売事業者が到着後、ガス漏れ検知器にて自動切換式調整器のユニオン部より反応あり。 二次原因は、自動切換式調整器のユニオン部へのパッキン入を忘れていたことによるもの。 二次原因は、6月9日に自動切換式調整器を再利用した際、ユニオン部を外すことなく配管に組込んだことによるユニオン部のパッキンの有無の確認不足。	調整器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、販売事業者が示した対策を徹底し、再発防止に努めるよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・施工範囲内にユニオン部がある場合は、必ず一度緩めてパッキンが入っていることやパッキンの摩耗が無いかを自視したうえで締め直すよう再度徹底。 ・施工完了後の検査として、マンメーターでの気密試験・漏えい試験に加え、ポンペ回りの高圧部・低圧部においてもガス漏れ検知器と検知液を使用し検査の徹底に努める。
2025/6/11	広島県呉市	C2級	漏えい	その他店舗	9:53	原因不明の漏えい	6月11日9時53分頃、消費者(かまぼこ店)より朝からガス臭がするとの連絡があった。販売事業者が現地でガス検知器により調査したところ、ちくわ焼き物器内の銅管(管ナットでの接続部下部)に裂けが生じ、その箇所からガスが漏えいしていた。同日、該当箇所の銅管を取出した上でプラグ止め処置を行い、漏えいは解消している。後日、該当器具の修理を行う予定。消費者に対し聞き取りを行ったが、原因と心な当りはないとのこと。	業務用焼き物器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者を通じて定期的なメンテナンスを行うとともに計画的に更新を行うよう指導。
2025/6/11	東京都江戸川区	C2級	漏えい	一般住宅	8:20	供給管の劣化による漏えい	2025年6月11日8時20分頃、事故発生地の一般住宅裏の住民からガス事業者へ「ガス臭がする」と通報が入った。9時00分、ガス事業者・警察・消防が現地調査を行い、9時10分、供給管立ち下がり埋設部からのガス漏えいの可能性を確認した。調整器のガス栓を閉止して漏えいを停止した。9時15分に警察から販売事業者に対し「ガス漏えいの可能性がある」との連絡が入り、9時45分に現地で販売事業者が供給管の白ガス管理設備での漏えいを確認。故障作業を実施した。10時00分頃、メーター位置を変更し、供給管は埋設せずに硬質塩化ビニル敷設管による露出敷設管を行い、消費設備の配管は配管用ガスフレキシブル管を敷設することで復旧した。本復旧工事として6月24日15時00分から配管用ガスフレキシブル管による埋設作業を行い、15時20分に完了。再度の気密試験・漏えい検査で異常がないことを確認した。 一次原因は、埋設管の経年による腐食によるもの。 二次原因は、2025年6月9日に事故発生住宅人が供給管付近の庭木の伐採を実施した際、腐食が進み劣化していた埋設供給管に干渉してガス管が損傷したことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 漏えいしていた、白ガス管理設備を含む供給管を全て供給管を全て撤去し、硬質塩化ビニル被覆敷設管を埋設せずに露出配管となるように施工 ・消費設備の配管で埋設が必要な箇所には配管用ガスフレキシブル管を敷設。今後、配管を埋設する場合は耐腐食性に優れた材料を使用する。 ・ガス漏れ警報器なし ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気警報器なし

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/6/14	神奈川県川崎市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	17:00	消費者による風呂釜の点火ミスに伴う漏えい爆発	2025年6月14日17時00分頃、共同住宅において消費者が入浴のため風呂釜の口火の点火操作を複数回行ったところ、ボンという大きな音がかがして風呂釜が爆発した。6月15日9時58分頃、物件管理会社から販売事業者へ「風呂釜から音がしたため、点検してほしい。」と連絡が入り、10時50分頃、販売事業者が現場で風呂釜前面パネル及び排気ダクトの点検を実施した。メーターガス栓から消費機器までの圧力使用による漏えい検査を実施し、異常がないことを確認。14時30分頃、消防の現地調査に併せて販売事業者が再訪し、当該風呂釜の接続管を外れて使用禁止とした。後日、風呂釜製造事業者が当該風呂釜の調査を行った結果、機器本体に異常は見られなかった。6月19日、屋外式給湯器に交換済み。原因は、消費者が繰り返し点火操作を行ったため、器具内部に未燃焼ガスが滞留し、点火操作時に引火し爆発燃焼したことによるもの。	風呂釜(BF式)	リンナイ(株)	RBF-SBN1-FX-R-T	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下を実施。 ・販売事業者に対し、機会を捉え、消費者に適切な点火方法等について継続的に周知するよう指導した。 ・LPガス販売従事者講習会の行政からのお知らせにおいて、事故情報の提供と注意喚起を行うこととした。 販売事業者は以下の対策を実施。 BF式風呂釜等の浴室内設置型ガス機器は屋外式への交換を促進する。 交換困難な場合は、閉鎖時や定期調査時に正しい点火方法(点火操作時は排水つまりや過気に注意し、繰り返し点火する際は時間を空けてから(5分間)操作すること等)を周知する。
2025/6/15	沖縄県浦添市	C2級	漏えい	共同住宅	20:00	高圧ホースと容器の接続不良による漏えい	集合住宅において、2025年6月28日に配管改修工事及び50kg×22本の増瓶を予定しており、予備側(左側)に連結用高圧ホース1本(片側容器接続無し)取付けた状態であった。6月15日20時頃住人からのガス臭の連絡により、販売店が現場を確認したところ、連結用高圧ホース(容母未接続部)からのガス漏えいが判明した。漏えいしている当該連結用高圧ホースの取り外し、その他の供給設備に異常が無いことを確認して供給を再開した。原因は、当該連結用高圧ホースは片側に容器を接続しない状態での使用はしないようメーカーの取扱説明書に記載されているが、担当者がこれを認識していなかったことによるもの。	高圧ホース	(株)精機製作所	OH-040×040	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・他の供給先で同様の対応が無いか調査し、不具合がある場合は早急に改善する。 ・同様の事象が発生しないように改善策を講じる(社内教育等)。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・他の供給先で同様の対応が無いか調査し、無いことを確認 ・当該ホース使用に関する社内保安教育を実施 ・当該ホースの使用禁止内容について社内通達を発出
2025/6/16	埼玉県春日部市	C2級	漏えい	一般住宅	15:20	原因不明の漏えい	2025年6月16日15時20分頃、一般住宅の消費者からガス容器付近でガスの流れる音がするとの連絡があり、15時35分頃に販売事業者が現場に到着。ガス臭がしていたため、ガス検知器で周辺を検査したところ、予備側容器継目接続部にピンホールを発見し、ガスが流出しているのを確認した。ピンホールにビニールテープ等を用いてガスの流出を最小限に留める急措置を講じ、当該容器を取り出し建物から運送する措置を取り、代替容器を手配。18時20分頃、代替容器が到着し消費者宅に設置完了。容器の設置から2か月程度しか経過しておらず、容器検査も行われているため、ピンホールができた原因は不明。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/6/16	神奈川県相模原市	C2級	漏えい	一般住宅	17:39	容器交換時の高圧ホースと容器の接続忘れによる漏えい	2025年6月16日17時39分、保安機関の集中監視システムに圧力低下遮断の通報が入り消費者に連絡したところ、一般住宅に設置されている容器付近からガスが漏れるような音がかがしていることを確認。17時55分、販売事業者が現場を確認したところ、LPガス50kg容器2本のうち、1本の高圧ホースが容器に接続されておらず、ガスが漏れいていた。原因は、2025年7月21日に容器交換を実施した際、高圧ホースの接続を忘れたことによるもの、ガスの消費に伴い供給側容器の残量が減り、自動切替調整器の予備側の流路が開いたことにより、供給側の容器残ガスが予備側に逆流しガスが漏れ出した。	高圧ホース	矢崎エナジーシステム	RHS-600ST	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故に至った原因の聴取及び再発防止策の確認販売事業者は業務委託先に再発防止策を講じるよう依頼。業務委託先は今回の事例を従業員全員に共有するとともに、容器交換時点検について再教育の実施及び容器交換時に写真撮影記録を残すなど、再発防止対策を講じた。
2025/6/19	山口県熊毛郡	C2級	漏えい	共同住宅	9:00	ガス工事業者による供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月19日9時頃、シンジダー供給への転換に向けバルク貯槽の基礎を広げるため、基礎施工業者がバルク基礎周辺を掘削中、PE管(30A)を破壊し、過流防止装置が働くとガスは停止し、9時25分、販売事業者が現場に到着。状況を確認し入居者にガスが燃えないことを周知した(4軒在宅)。12時、ガス配管修繕工事完了。12時10分、気密試験を行い漏れが無いことを確認し、供給を再開。埋設表示なし。警戒線はあり。埋設深度は約350mm。一次原因は、基礎施工業者が現地にてガス埋設配管の確認を行わずに、はつり工事を行ったため配管を損傷させたことによるもの。二次原因は、販売事業者と施工業者の現場打合せがなく、当該工事が施工されたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・事前に施工業者との現地打合せを行い、ガス配管図面を現地に照らし合わせて確認を行う。 ・埋設箇所等に埋設管標示シール、埋設標示杭の設置を行う。
2025/6/19	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	飲食店	10:19	消費者による業務用コンロ器具類の不完全閉止に伴う漏えい	2025年6月19日10時19分頃、消費者より飲食店においてコンロが点火しないので来てほしいとの連絡が入る。販売事業者が現場到着後、遮断コントローラーが閉まっていることが原因でガス器具が点火しないことを確認した。遮断コントローラーの開操作を行ったが復帰しないため点検を実施すると、業務用8口コンロの器具コックが開いていることが判明した。該当コンロの器具コックを閉め圧力検査を実施し異常がないことを確認。遮断コントローラーの復帰操作も正常に復帰し完了した。原因は、前日、業務用コンロの器具コックが閉まっていないまま作業を終えたことにより、警報器が鳴動し、連動して遮断コントローラーが遮断したことに伴うもの。	業務用コンロ	タニコー(株)	S-TGR-90	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、情報収集及び産業保安監督部への報告及び消費者に対し改めて周知を行うよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・従業員全員に、作業終了後は器具コックがすべて閉状態であることを確認し、その後遮断コントローラーの開操作をして作業完了とするよう指導。 ・定期点検時には、従業員へのガス器具の使用方法についての指導を行う。
2025/6/20	東京都板橋区	C1級	漏えい火災	飲食店	17:30	消費者による業務用めんゆで器の点火ミスに伴う漏えい火災	2025年6月20日17時30分頃、飲食店において業務用ゆで器にチャッカマンで着火した者が、着火を確認せずガスが流れ続ける状態にしてしまった。着火していないのに気づき、ガスを除去してから再点火したつもりだったが、ゆで器下部に滞留していたガスにより炎が上がった。操作者は、左右の手の手と顔に火傷を負った。2025年7月1日15時57分に、事故発生店舗からガス販売事業所にガス警報器の設置位置変更について連絡があり、6月20日の事故発生を告知した。原因は、業務用ゆで器を使用する際の点火確認不足があったこと、ゆで器下部に滞留していたLPガスが除去されていない状態で点火を行ったことによるもの。	業務用めんゆで器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	都は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は店舗に対して以下を実施。 ・ガス器具着火時は自視で着火したことを確認する等、正しい使用方法の説明を実施 ・経年劣化に伴うゆで器の買い替えを提案
2025/6/25	福井県福井市	C1級	漏えい火災	飲食店	18:04	低圧ホースの外れによる漏えい火災	2025年6月25日18時4分、飲食店従業員が燃焼ホースが何かの拍子で外れてしまったことに気が付かずその間に設置してあるファイヤースクリーンバーナーに点火したところ、漏えい直後のガスに引火し従業員が火傷を負った。ファイヤースクリーンバーナーは3台設置しており、真ん中の器具のホースが外れその左側にあるバーナーに点火したところ発火した。従業員が自身で消火をし、消防に通報を行った。燃焼ホースに負荷がかかり強い接続方法(熱の伝わりにくい、足などでホースに引っ掛けない)に替え、器具近くに警報器を増設した。一次原因は、燃焼ホースに何らかの力が加わったことによりホースが外れてしまい、そこからガスが放出。放出された方向にコンロがありそれに気付かず火作業をしたことによるもの。二次原因は、常に高温での作業をしている場所のため、ホースが熱せられて膨張し抜けやすい状況になっていたことによるもの。	低圧ホース	矢崎	KL10-500B	・ガス放出防止器なし ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は事業者に対し、事故の発生・拡大防止に努めるよう注意喚起した。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/6/25	福岡県糟屋郡	C2級	漏えい・火災	飲食店	17:38	配管の腐食による漏えい・火災	2025年6月25日17時38分頃、飲食店従業員から「録物コンロからガスが漏れて火花が出た。消火器で消火したため火は鎮火している」と通報があった。飲食店従業員によりガス遮断弁閉止済。18時頃販売事業者が現場へ出勤し鎮火を確認。25時30分、腐食配管取替後、気密試験実施し、漏えいのないことを確認。露出配管腐食部よりガスが漏れ、使用中の録物コンロにより火花したと思われる。一次原因は、露出配管腐食部より漏えいしたガスが録物コンロの火が引火したことによるもの。二次原因は、配管と樹脂バンドの隙間に水分や異物が侵入したことが原因となり、腐食が進行したものと推測。	配管(白管(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対策)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故発生状況の聞き取りを実施。販売事業者は以下の対策を実施。 ・管理会社へ他工事がある場合は事前に情報提供を徹底し、他業者と事前協議を行う ・社内で事故情報について共有し、保安教育を実施。
2025/6/26	岡山県岡山市	C2級	漏えい	共同住宅	10:00	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月26日10時頃、集合住宅において水道業者が給水配管工事中にガス配管を破損したと連絡があり、販売事業者が現地確認をしたところ、101号室入り口前土間コンクリート下ガス埋設配管の一部が破損し、ガスが漏れていた(埋設深さ20cm強)。水道業者がガス漏えい防止措置を実施。ガス供給配管の修繕を行い、12時55分、気密検査にて異常がなかったため、復旧完了した。一次原因は、水道業者が埋設部の水道配管工事のため、土間コンクリートをダイヤモンドコアドリルで穴明け中にコアが埋設部ガス供給配管へ接触し破損したことによるもの。二次原因は、工事業者又は消費者から販売事業者に大抵、工事の立会い連絡等の事前連絡がなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆銅管(本管、継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対策)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は情報収集を実施。販売事業者は以下の対策を実施。 ・管理会社へ他工事がある場合は事前に情報提供を徹底し、他業者と事前協議を行う ・社内で事故情報について共有し、保安教育を実施。
2025/6/27	千葉県佐倉市	C2級	漏えい	飲食店	13:56	他工事業者(内装工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月27日13時56分、消費者より販売事業者のコールセンターに対し、飲食店においてガスを使用しようとしたら使用できずガス臭気があると連絡あり。なお、6月23日から事故当日まで店舗改装中。14時23分に販売事業者が現場到着。工事業者にて壁面開口部、壁内隠へいガス配管(2箇所)からの漏えいを確認。シリンダ庫内の容器バルブを閉め、漏えい箇所の修繕を行った(損傷部分入替)。17時06分、気密・漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認し使用可能とした。一次原因は、内装工事にて工事業者が壁内隠へい配管を損傷させたことによるもの。二次原因は、工事業者の認識不足及び店舗への他工事に対する告知不足によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(隠へい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。販売事業者は各販売所に事例の情報共有を行い、訪問時に声掛け強化を促す。
2025/6/28	富山県砺波市	C2級	漏えい	その他店舗	16:15	消費者による草刈り中の容器損傷に伴う漏えい	2025年6月28日16時00分、LPガス供給先の事業所関係者がLPガス20kg容器2本の付近で草刈りをしてたところ、草刈り機の刃先が容器1本に接触し、容器からガスが漏れた。16時15分、事業所関係者が消防・警察へ連絡。消防から連絡を受けた県LPガス保安センター及び販売事業者が現場へ急行し、応急処置を実施。ガスが漏れが止まらなかったため、容器を近くの県内ガス事業者の事業所に持ち込み、残ガスの処理を実施した。17時30分、販売事業者が消費先へLPガス容器1本を持ち込み、点検実施後、供給再開。一次原因は、消費先において、LPガス容器周辺で草刈り機を使用し、誤ってガス容器底部を破損させたことによるもの。二次原因は、消費先において、作業時の安全確認が不足していたことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費先において、LPガス容器付近に除時カラーコーンを設置 ・消費先において、草刈り作業時には社員が立会い、2名体制で行う ・販売店において、草刈り作業時にLPガス容器周辺に近寄らないことを周知
2025/6/29	神奈川県相模原市	C2級	漏えい	一般住宅	14:30	容器の腐食による漏えい	2025年6月29日14時30分、一般住宅において消費者から容器周辺でガスの臭気を感じ、ガスが漏れているような音がることと通報があり、保安機関が現地を確認したところ、供給側のLPガス20kg容器の溶接箇所ピンホールが発生しており、ガスが漏れていた。保安機関は防食テープにより漏えい箇所を塞いでガスの漏れを停止させた後、容器所有者兼配達業者に連絡し容器交換を実施した。容器交換後にガス漏れ検査を実施したところ漏えいが無いことが確認できたため、供給を再開した。ガス漏れは速発検知。一次原因は、容器の溶接箇所(筒溶接部)にピンホールが生じ漏えいしたことによるもの。他容器等との接触による溶接部外表面の磨耗及び錆による腐食によって、フローホール上面を覆っていた溶着金属が消失し貫通状態となり、漏えいに至ったものと推察される。二次原因は、溶接部への油膜付着の異物の付着又はシールドガス不足により生成した気泡によりフローホールが生成されたものと推察される。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を依頼。また、容器メーカーと連携し、ピンホールが生じた原因を特定するよう依頼。販売事業者は、社内で今回の事故事例について共有し、供給開始時点検、容器交換時点検及び定期供給設備点検時の確認の徹底を図る。容器メーカーは、フローホールの直接的な原因と考えられる油膜付着の付着について、洗浄工程の洗浄液の管理を確実にすること、シールドガス不足にならないよう作業時のシールドガス流量の確認及びシールドガス出し口であるテーパの掃除を必ず行うことを実施する。
2025/6/29	静岡県静岡市	C2級	漏えい	その他(解体現場)	11:20	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月29日11時20分頃、建物解体現場と同一敷地で営業中の店舗付近でガス臭がしたことにより、店舗関係者が119番通報及び販売事業者に連絡。11時31分頃、消防隊が活動開始し、検知活動の結果、破損したガス配管からガスが漏れていたものと判明した。販売事業者が現場に到着後、消防隊からガス漏れの説明を受け、ガス漏れ配管を緑切した。6月26日にガス配管付近の建物解体を実施した際、損傷した配管からガスが漏れ出したと思われる。一次原因は、解体業者が原(壁)を解体した際、露出ガス配管を損傷させたことによるもの。二次原因は、配管位置・系統の情報共有や事前調査の不備により工事業者が配管経路を見誤り、配管にガスが通った状態で解体工事を実施し、ガス配管を損傷したことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコン、SBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・解体現場において関係者立会いのもと調査を実施した。販売事業者に対し事故情報及び事故届書の報告を求めた。 ・関係者(解体業者、販売事業者、建物所有者等)に対し事前調整、安全管理、緊急時の対応体制等の確認を再徹底するよう指導した。
2025/6/29	島根県安来市	C2級	漏えい	共同住宅	12:21	消費者の杭打ちによる供給管損傷に伴う漏えい	2025年6月29日12時21分、集合住宅の入居者(杭を打ち込んだ本人)から緊急時連絡先にガスの漏れいの可能性について電話連絡があった。13時20分、緊急時対応の担当者が供給設備の調整器直下の中間ガス栓止およびシリンダ容器のバルブ閉止によりガスの供給を止めた。13時30分、販売事業者も現場に到着し、復旧作業を実施。16時頃、復旧作業が完了し気密試験等を行った後、16時36分に供給を再開。原因は、集合住宅の住人が目よりの居室外部にて廉(ダシ)を設置しようとしたところ、誤ってガス管を損傷させてしまったことによるもの。一次原因は、ガス埋設配管の有無を把握しないまま廉を固定する杭を打ち込んだことによるもの。二次原因は、消費者のガス埋設配管に対する危険性についての認識不足及び販売事業者の消費者に対するガス配管経路等の説明不足によるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。販売事業者は、開栓時や定期消費設備調査時は保安に係る周知および注警喚起だけでなく、一般消費者の判断でガス管を損傷することのないように供給配管と消費配管の位置情報を共有し、必要な作業が生じた際に必ず最寄りの販売所へ連絡するように周知徹底を図る。
2025/7/1	大分県中津市	C2級	漏えい	その他(集団戸建)	11:40	供給管の腐食による漏えい	2025年7月1日11時40分頃、委託先保安機関が点検のための訪問した際、モレケンメーターにB表示があることを確認し、販売事業者へ連絡。販売事業者が現地訪問し、自記圧力計により漏えい検査を実施したところ、ガス漏れを確認した。ガス検知器及び、漏えい検知液、チメーターの表示により露出部の特定をこころみも漏えい箇所が特定できず、埋設白ガス管からの漏えいと推定。同日中に物件オーナー及び入居者に説明を行い、供給方式を集団供給から個別供給へ変更する仮工事を実施。7月2日に本工事を実施、全戸個別供給へ変更。埋設配管はメーカーア承を得、掘り起こしを行なった。原因は、埋設白ガス管接手部もしくは本管の経年劣化による腐食もしくは損傷が原因と推定。(少なくとも敷設後30年以上は経過)	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、報告書の提出を指示。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/7/3	茨城県つくばみらい市	C2級	漏えい	一般住宅	21:05	他工事業者(建築工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年7月3日21時5分、一般住宅の消費者からガスが出ないとの通報があり、販売事業所が出動したところ、バルクの過流防止弁が作動している状況だった。即地内を巡回したところ、折損の上放置された表示板を発見し、表示板の下を掘ったところ、切断された当該供給管を発見。切断箇所を修復し23時45分に供給を再開した。 一次原因は、新築工事施工業者による供給管の切断によるもの。 二次原因は、新築工事施工業者による不注意によるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、即地巡回による他工事業者への導管埋設状況の周知徹底と施工時の立会を実施する。また、業務機会を通じ、消費者に14条書面、周知文書等を用いて新築・改装・結居など工事の際は連絡してもらうよう周知する。
2025/7/4	福井県勝山市	C2級	漏えい	病院等	16:00	バルク貯槽の腐食による漏えい	2025年7月4日16時頃、充填業者から「バルク貯槽よりガスが漏れている」との報告。16時20分頃、販売事業者がバルク貯槽の液取り出し口付け根部分から漏えいしていることを確認。漏えい箇所が特定できなかったため、空の容器を用意して貯槽内のガスの抜き取り作業を実施。7月5日2時頃、ガスを全て抜き取り作業終了。8月1日よりバルク貯槽からシリンダー容器に切替予定。 原因は、バルク貯槽本体と液取り出し弁の結合部分の貯槽側の腐食によるもの。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は事業者、LPガス協会に対し、事故の発生・拡大防止に努めるよう注意喚起した。 販売事業者は従前通り、ガス配送・検針等の際に破損、漏えい箇所がないかの確認を徹底する。
2025/7/5	沖縄県豊見城市	C2級	漏えい・火災	その他(BBQ施設)	13:07	調整器と容器の接続不良による漏えい	2025年7月5日13時頃、屋外BBQ施設において、利用者が容器バルブを開栓しBBQコンロに火を着ける際に漏えいしていたガスに引火した。施設職員により消火活動を行い鎮火した後、容器バルブを開栓した。13時30分頃、連絡を受けた販売事業者が現場に到着し確認したところ、ガス容器及び単段調整器、二口ヒューズコックが焼損していた。 原因は、BBQコンロに接続された単段調整器とガス容器の接続不備(調整器メーカーの見解では過剰な増し締めの可能性)によるもの。利用者がバルブを開栓した際にガス漏れが発生したが、それに気づかず、BBQコンロに着火した際に引火したと推定される。	調整器	矢崎	R5-HF	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明とともに消費者への保安教育の指導強化を指示した。 販売事業者は施設管理者及び従業員に対し、今回の火災につながったと思われる原因の説明および操作方法など指導を行った。また、質量販売緊急時対応講習の受講を指導した。
2025/7/7	東京都東久留米市	C2級	漏えい	共同住宅	10:20	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年7月7日10時20分、外構工事業者からLPガス供給事業者へ、駐車場の掘削作業中にLPガス供給配管を破損し、ガスを漏えいさせてしまったとの連絡があり、連絡者にバルブのバルブを閉めるよう指示した。保安機関が現地に出勤し、指示どおりにバルブが閉められ、漏えいが止まっていたことを確認。現時点では仮設工事によりガス供給を再開しており、今後、本復旧する予定。 一次原因は、他工事(外構工事)の作業者が、地中埋設ガス配管の存在に気付かないまま掘削作業を行い、ガス供給配管を損傷したことによるもの。 二次原因は、他工事(外構工事)の工事監理者が、工事場所での埋設配管の有無・位置等について、掘削作業を行う前にLPガス供給事業者を確認しなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故箇所の提出 ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告 販売事業者は、他工事の予定がある場合はLPガス供給事業者へ連絡するよう、建物オーナーに周知する。
2025/7/10	福島県会津若松市	C1級	漏えい・爆発・火災	その他(露店)	12:30	綿あめ機とゴム管の接続不良による漏えい・爆発・火災	2025年7月10日12時30分頃、露店商が露店(綿あめ店)の準備の際、綿あめ機に点火器具で着火したところ火災が発生した。LPガス10kg容器は、2025年6月4日に販売事業者が移動販売事業者に対し、キッチンカーで使用する目的で販売した。移動販売事業者は当該容器を知り合いの露店商に貸した。 原因は、LPガス10kg容器と綿あめ機を接続するゴムホースの不完全な繋ぎ込みによるものと推定される。	ゴム管	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は14条の書面[5]に記載されている「本来の目的以外に使用された場合は、契約を解除する」との条件に則り、移動販売事業者との取引を終了する。また、取引回数や回転が早く、容器管理が困難な消費者に対し、販売条件や管理方法を再検討する。
2025/7/15	山口県宇部市	C1級	漏えい・爆発	共同住宅	7:00	原因不明の漏えい・爆発	2025年7月15日7時5分頃、付近住民より販売事業者に対し、共同住宅1号棟の1階の部屋が爆発したと連絡が入る。7時28分頃、販売事業者が現場に到着し、集合ボンベ庫にあるLPガス50kg容器16本を閉止した。到着時には消防・警察が駆けつけていた。居住者1名が負傷(軽傷)。現場の状況としては室内の石膏ボード(壁、天井)、窓ガラスが割れていた。18時30分頃、1号棟ガス供給管の線を切り、プラグを打ったのち残ガス処置を完了した。原因は調査中。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。
2025/7/15	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	共同住宅	9:00	原因不明の漏えい	2025年7月15日9時頃、集合住宅の入居者より販売事業者に対し、容器付近よりガスが噴出したためバルブを閉止し噴出は止まったと連絡があった。販売事業者が現場に到着し現地を確認したところ、自動切替調整器の安全弁よりガスが噴出したことが判明した。同型の調整器と取り替え仮設供給した。事故原因となった自動切替調整器については、メーカーへ調査を依頼した。	調整器	富士工業(株)	RH10R	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は情報収集及び産業保安監督部への報告を実施した。
2025/7/16	青森県むつ市	C2級	漏えい	その他(作業場(煮置きする場所))	12:20	消費者による業務用こもり火力調整つまみの誤開放に伴う漏えい	2025年7月16日14時20分頃、消費者より煮置きを行う作業場においてガス不着火の連絡があり、販売事業者が出動。ガス切れの原因は鍋物コンロの火力調整コックの開放によると判明。通常は長時間ガスが流れた場合メーターで遮断するが、ガスメーターにDAアダプター設置接続のうえ時間無制限の設定がされており、LPガス20kg容器1本が漏えい。DAアダプターを取り外し、ガスメーターと警報器との連動を実施。 二次原因は、ガスメーターへDAアダプター設置の無制限状態であったことによるもの。	業務用こもり	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/7/18	栃木県日光市	C2級	漏えい	工場	14:00	フレキシブルホースの腐食による漏えい	2025年7月18日14時頃、充てん事業者がバルク貯槽にガスを充てんしていたところ、ローリーのエンジンが停止。運転手が車内のモニターを確認したところ、ガス漏れ警報機が作動しエラーが出ていたためローリーを点検し、フレキシブルホースよりガスが漏れていることを確認。車体下にある充弁を閉止し、そこから4mほどところにある営業所内行き配管内のガスを安全に処理した。 一次原因は、製造後6年が経ち、積雪地帯が主な使用場所であることから、融雪剤の影響による腐食及び劣化によるものと考えられる。 二次原因は、フレキシブルホースのため、直接的な目視による確認や清掃を頻繁に行っていなかったことによるものと考えられる。	充てん設備	不明	不明	不明	県は充てん事業者に対し、事故届を提出するよう指導。 充てん事業者は、積雪時の走行の後はホースまわりのカバーを取り外し、融雪剤を水で洗い流す等、腐食劣化の原因となるものを取り除くための清掃を実施する。
2025/7/19	岐阜県岐阜市	C2級	漏えい	共同住宅	12:37	調整器の腐食による漏えい	2025年7月19日12時37分頃、監視センターより販売事業者にガス漏れ警告の連絡が入り、現地(共同住宅)を確認したところ、調整器本体より漏えいを確認。直ちにバルクを使用禁止とし、安全確認後、消費者宅(4件)には単独で供給設備の仮設をした。7月24日に調整器を交換し、製造メーカーに原因調査を依頼する予定。 一次原因は、バルク貯槽内の水分によりガス取り出し管内に発生した錆が、再液化した液化石油ガスによって調整器のダイヤフラムに入り、隙間ができたことによる漏えい。 二次原因は、水分が入った経緯は施工時や充てん時が考えられるが、不明。	調整器	矢崎エナジーシステム	RMLB35A-HL	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は調整器のダイヤフラムを交換、バルク貯槽内の水分を除去し、充てん時等に入り込まないように努める。
2025/7/21	岐阜県山県市	C2級	漏えい	工場	19:15	集合装置の安全弁に過大な圧力が加わったことによる漏えい	2025年7月21日19時19分頃、通行人からガスのような臭いがして、LP貯蔵庫から白いガスのようなものが出ていると消防に通報。消防到着時、450kg容器4本の集合装置、高圧部の安全弁からLPガスの漏えいを確認。岐阜県LPガス協会岐阜支部が保安措置として安全弁からのガスの噴出を停止させた。21時20分、販売事業者が到着し、原因調査を開始。23時30分、大型容器及び液相集合装置の温度上昇により液移動のため、予備側の圧力が上昇し、安全弁が作動したものと推測。圧力ゲージが正常範囲内であることを確認し、気相供給に切り替え、ガスの供給を再開した。 一次原因は、集合装置予備側の安全弁に1.59MPa以上の圧力がかり、噴出したことによるもの。 二次原因は、気温の高い日が続き、大型容器及び液相集合装置の温度上昇により、残量が多い予備側へ液移動し、予備側の圧力が上昇したことによるもの。	集合装置			・ガス放出防止器あり ・マイコンSその他あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・直射日光が当たらないよう日除けシートの隙間を塞ぐ。 ・定期点検時に40℃以下に保たれているか、圧力異常はないかを確認。 ・安全弁の不具合がないかメーカーに検査を依頼。 ・異常を発見した際の緊急連絡先の説明。 ・夏場の対策として気相供給に変更。(冬場は液相供給に戻して供給。)
2025/7/28	大阪府大阪市	C2級	漏えい	飲食店	13:39	使用容器から予備側容器への液移動による漏えい	2025年7月28日、飲食店店主より容器の高圧ホースを接続している反対側付近からガスが漏れていると通報あり。販売事業者が現場に到着した際、若干の臭気あり、50kg容器4本(供給側2本、予備側2本)の内、予備側容器の1本が安全弁のキャップが外れており、安全弁よりガス漏れしているのを確認。漏えいしていた容器を交換、供給設備および管内漏えい調査異常なしを確認して作業完了。 一次原因は、使用容器から予備側容器への液移動によるもの。 二次原因は、直射日光及び2台の室外機からの温風による容器温度の上昇によるもの。	容器バルブ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は容器に遮熱カバーをかけて容器温度上昇を緩和するとともに、定期的に訪問し液移動が発生していないか状況を監視する。
2025/7/30	茨城県石岡市	C2級	漏えい	一般住宅	14:30	配管の腐食による漏えい	2025年7月28日、戸建ての一般住宅において、通報監視を行っているガスメーターから"BR表示"の発報を受信。7月28日に漏えい検査を実施したところ、微量漏えいを確認。7月30日に販売事業者が漏えい確認及び工事のために再度訪問したところ、該当の供給設備埋設部からカニ池より大きな泡を確認して漏えい箇所を発見。その後、埋設配管を埋め殺しにし露出配管へ修繕して終了。 原因は、配管の腐食・劣化によるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・LPWAIによる受信連絡確認の徹底 ・現状も実施している白管理配管に係るメーター異常表示の確認
2025/7/30	茨城県笠間市	C2級	漏えい	一般住宅	12:05	他工事業者(解体工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年7月30日、戸建ての一般住宅を解体中の解体工事業者が誤って重機でLPガス配管に接触及び損傷し、外部露出配管よりガスの漏えいが発生。解体工事業者より販売事業者へ通報があり、販売事業者が現地に出動。ガス検知器及び漏えい検知器に漏えい箇所を発見し、ガスを閉止後、配管継手を交換し応急処置完了。漏えい試験を実施しガス漏れがないことを確認した。 一次原因は、解体業者による重機での配管損傷によるもの。 二次原因は、解体業者による重機操作等の不注意によるもの。	配管(塩化ビニル被覆鋼管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/7/30	広島県呉市	C2級	漏えい 火災	飲食店	20:20	業務用食器洗浄機の振動等による金属フレキシブルホース接続部の劣化に伴う漏えい 火災	2025年7月30日20時20分、飲食店の従業員より緊急時連絡の委託先に対し、食器洗浄機のガス配管接続員から発火したと連絡があった。食器洗浄機の火災と同時に発火したが、従業員自身が水をかけて消火し、ガス栓を閉めて他のガス器具も使用しないようしたこと。連絡を受けた販売事業者が再度飲食店に状況確認して火気厳禁等を指示し、緊急時対応の委託先へ緊急時対応を依頼。食器洗浄機に繋がる金属フレキシブルホースからガス漏えいを確認したため、22時00分に予備の金属フレキシブルホースへ取替を行い、漏えい検査により漏えいがないことを確認。その後、応急処置として金属フレキシブルホースから会員付ガスホースに取り替えた。8月1日に低圧強化ホースにて本修理予定。 原因は、食器洗浄機の振動等により、金属フレキシブルホースの接合部が劣化したことによるもの。	金属フレキシブルホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・定期的なメンテナンス及び計画的な更新の実施 ・緊急時対応に係る疑義について理由を聞き取り
2025/7/30	福島県喜多方市	C2級	漏えい	一般住宅	22:26	消費者による草刈り中の配管損傷に伴う漏えい	2025年7月30日22時26分頃、集中監視センターから販売事業者へ連絡があり、22時40分頃に現地(一般住宅)確認。CO遮断(ガスの流量異常)となっていたことから、メーター復帰動作を行ったがバイロットが回り続けたため、屋外ガス配管の目視点検を行ったところ、基礎貫通部分のフレキシブルの皮が破けていることを確認。配管部分の損傷がみられたため、使用禁止とした。同日17時30分以降、21時30分頃まで住人が夕食準備、入浴、食器洗いをガスを使用。7月31日に配管交換実施 原因は、7月30日17時30分頃、住人が知人に家回りの草刈りをしてもらっており、その際に草刈機により配管が傷付いたことによるもの。	配管(配管用フレキシブル(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は消費者に対し、ガス使用に関する再周知を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/7/31	茨城県那珂市	C2級	漏えい	一般住宅	7:37	消費者による車列り中の配管損傷に伴う漏えい	2025年7月31日、一般住宅の消費者が対払機で作業中、誤ってガスフレキ管を切断。ガスマーターが遮断し復帰せず、集中監視システムから通知があり販売事業者が出勤。ガスフレキ管を修繕した上でガスマーターを開稼した。 一次原因は、対払機での配管損傷によるもの。 二次原因は、消費者の不注意によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は消費者に対し、ガスフレキ管の位置を周知する。
2025/7/31	埼玉県川越市	C2級	漏えい	一般住宅	17:36	工工事業者(リフォーム工工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年7月31日17時36分頃、緊急時連絡事業所より一般住宅においてLPWPAによる合計流量遮断が発生したとの連絡があった。販売事業所が消費者に連絡し状況を確認したところ、何度復帰ボタンを押しても復帰できないとのことであった。販売事業者が現場に到着するとメーターは遮断したままとなっていたため即座に容器バルブを閉めた。現場で作業していたリフォーム業者に確認したところ、2階の洗面所リフォームに伴い2階の天井を剥がして作業をしていた際、2階床下のガス配管を水道配管と間違えて切断してしまったとのことであった。切断されたSGP配管を取外し、配管用フレキ管にて引き直しを行い、気密試験にて漏えいが無い事を確認し供給再開。 原因は、水道業者が水道配管とガス配管を間違えてガス配管を切断したことによるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は消費者及び施工業者に、工事を行う際には販売事業者へ連絡するようお願いした。
2025/7/31	千葉県船橋市	C2級	漏えい	共同住宅	13:25	工工事業者(水道工工事業者)による配管損傷に伴う漏えい 法違反 法第35条の5、 規則第44条、 例示基準29)	2025年7月31日13時25分、不動産事業者より水道工工事業者が埋設配管を損傷させたとの連絡があり、シンダーの容器バルブを閉めるように依頼。13時53分に販売事業者が現場に到着し、シンダーが締まっていること及び配管からのガス漏えいを確認。漏えい箇所の修繕が不可能なため、仮設供給を実施(8世帯中5世帯使用)。16時50分、仮設工事実施後、気密検査・漏えい検査を実施し、異常がないことを確認。17時00分、供給先へ連絡し供給再開。 一次原因は、水道工事にて埋設部配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、施工業者の認識不足及び店舗への他工事に対する周知不足。	供給管(塩化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出の指示。販売事業者は販売所に対し、事例の情報共有を行い、訪問時に声掛け強化を促す。
2025/8/2	岐阜県可児市	C2級	漏えい	その他店舗	15:40	集合装置の安全弁に過大な圧力が加わったことによるガス漏えい	2025年8月2日15時40分、店舗従業員から販売事業者に対し、大型容器供給の液相集合装置ヘッダー上部にある予備側の安全弁からガスが噴出してきているとの連絡があった。16時02分、販売事業者及び消防が現場に到着し、バルブ閉止にてガス噴出を停止。供給設備全てのガス閉止。調査の結果、大型容器及び液相集合装置の温度上昇による液移動のため、予備側の圧力上昇により安全弁からガスが噴出したものと推察。圧力ゲージが基準の圧力範囲内であることを確認し安全弁の新品交換を行い、液相供給から気相供給に切り替、ガス漏えい検知器にて点検合格後、ガスの供給を再開。 一次原因は、大型容器供給の液相集合装置ヘッダー上部にある予備側の安全弁に1.59Mpa以上の圧力が加わり、噴出したことによるもの。 二次原因は、日除けシートにて温度上昇対策は行っていたものの、外気温上昇の結果、大型容器及び液相集合装置の温度が上昇し、残量が多い予備側への液移動により圧力が上昇したことによるもの。	集合装置	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・日除けシートの隙間から直射日光が当たらないように改善。 ・容器交換時に温度上昇防止策や圧力の異常有無を確認。 ・安全弁を新品交換済み。 ・消費者に夏場の放水方法について説明済み。 ・現場の安全弁の噴出対策として気相供給に変更。冬場には液相供給に戻して供給する。
2025/8/2	福岡県福岡市	C2級	漏えい	学校等	11:30	容器交換時の高圧ホース接続部の異物付着による漏えい	2025年8月2日、保育園の従業員よりLPガス容器付近がガス臭いと消防へ通報。消防車両、救急車両、警察車両、ガス事業者緊急車両が出勤した。11時45分頃、ガス事業者より連絡を受けた販売事業者が現地到着。到着時にはガス事業者が容器バルブを閉めており、ガスの漏えいは止まっていた。調査の結果、継手金具付高圧ホース手続の部分からの漏えいを確認。手続の部分のリングに土が付着していた。土を除去後、検知液検査で漏えいは見られず、継手金具付高圧ホースを交換後、検知液にて漏えい検査異常なし。 一次原因は、継手金具付高圧ホース手続の部分のリングに土が付着していたことによりガスが漏えいしたものの。 二次原因は、容器交換を行った職員が容器交換時にリングに土が付着していたことを見落とし、容器に接続したのが原因と思われる。	高圧ホース	桂精機	BH-105	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、販売事業者が示した対策を徹底し、再発防止に努めるよう指導。 販売事業者は自社配送員、全社員への容器交換時供給設備点検の保安教育を実施。 ・容器交換時の高圧ホース手続のねじとリングの汚れ、破壊の有無の確認を徹底。 ・供給設備が点検、検知液による漏えい検査、腐食変化がどうかの確認の徹底。 ・容器交換時点検項目の再確認。
2025/8/6	千葉県いすみ市	C2級	漏えい	一般住宅	15:55	配管の腐食による漏えい	2025年8月5日15時55分、一般住宅において長時間使用遮断の通報が入り、17時20分に販売事業者が現地到着。メーター復帰はしたが、漏えい検査の結果、漏えいを確認。検知液にて配管の調査をしたところ、白ガス配管の腐食部に漏えい箇所を発見。19時55分、ガス配管引き直し工事実施。気密、漏えい検査が問題なかったため修繕完了。 一次原因は、白ガス配管の経年劣化による腐食によるもの。 二次原因は、維持管理不完全によるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。販売事業者は以下を実施。 ・白管入替の予算化は毎年度あり、優先すべき配管更新の消費者選定に注意する。 ・販売店にて保安教育を実施し、ガス事故届書の基準を再度全員で徹底、届出遅延のないようにする。
2025/8/6	岡山県倉敷市	C2級	漏えい	その他店舗	11:51	調整器のフランジ部の緩みによる漏えい	2025年8月6日、容器配送業者が容器交換の際、予備側のLPガス50kg容器4本が空になっていることを見出し、販売事業者に通報。販売事業者が現場確認したところ、調整器の予備側フランジ部の1本のネジが緩んでいることを確認し、フランジ部からの漏えいが発覚した。その後全てのネジを締め直し、ガス検知器にて検査をして異常なし。なお、供給設備は容器庫内にあり、施設されていた。 一次原因は、7月17日と8月1日の配達時のリーグ剤によるチェック時は異常がなかったが、当初よりフランジ部のネジ締めが甘く、徐々に緩みが生じてガスが漏えいしたものと考えられる。 二次原因は、施工時の確認不足によるもの。	調整器	I・T・O	TAX-30A	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は施工時のフランジ等の接続にあたり、対角に締め、漏えいがないこと等の確認を徹底する。
2025/8/6	埼玉県新座市	C2級	漏えい	一般住宅	13:00	工工事業者(解体工工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月6日13時頃、解体業者がコンボで掘削作業中、敷地内の埋設配管を破損し、ガスが漏えいした。解体家屋にシンダー供給していたガス事業者より連絡があり、供給業者が周辺にあるポンプ庫の容器バルブを閉めた後、販売事業者が連絡があった。供給開始時は戸建て住宅6世帯に集団供給方式にてLPガスを提供していたが、現在は戸建て住宅3世帯に対しLPガス(50kg容器6本)を提供しており、残り3世帯は敷地内埋設配管より閉鎖措置を施していた。今回供給していた3世帯のうち1世帯の建物が空家状態になっていた。 一次原因は、解体業者がコンボで掘削作業中に埋設配管を破損したことによるもの。 二次原因は、閉鎖処理後他社工場のシンダー供給だったため、解体業者が敷地内にガス埋設管があることに気づかなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/8/8	福井県福井市	C1級	漏えい火災	飲食店	20:50	業務用焼き物器の腐食による漏えい	2025年8月8日20時50分頃、飲食店内のテーブルにて食事中の消費者よりロースターから煙が出ていると連絡が入り、店長が消防に連絡。その間にロースターより炎が上がっていた。消防が確認したところ、器具のガス栓が欠落し炎が着火していたため、LPガス容器を閉止し消火活動を行い鎮火した。8月8日11時40分頃、店主から販売事業者に対し8月8日の火災について連絡があり、11時50分に販売事業者が現場でロースター1台の全損を確認。8月8日時点で消防がガスを停止済みであり、全損していたロースターと縁切りを行い、ガス漏れ検査(デジタル式自気圧計とガス検知器)を行い漏えいがないことを確認。 原因は、ガス器具とガス栓との接続部にて経年劣化等によりガスの漏えいがあり、漏えいがあったガスに引火したことによるもの。	業務用焼き物器	サンタ(株)	SV-2G	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は事業者に対し、事故の発生・拡大防止に努めるよう注意喚起した。
2025/8/9	三重県亀山市	C1級	漏えい爆発	飲食店	8:00	消費者による業務用こんろの点火ミスに伴う漏えい爆発	2025年8月9日8時頃、飲食店において業務用こんろの不着火により小爆発が発生し、従業員1名が火傷を受傷した。15時に販売事業者が現地を訪れ現場に機器周辺のガス漏れ検査を実施、異常なしを確認。閉店後ガス配管及びガス機器の圧力検査を実施し、異常なしを確認。 原因は、点火時に下記①又は②の操作ミスがあったものと推測される。 ①パイロット点火後内側バーナーを点火操作せず、外側バーナーを点火操作。パイロットからの火移りが重くガスに着火し、溢れ出た火炎で火傷受傷 ②パイロットに点火せずに内側バーナー又は外側バーナーもしくは両方のバーナー用ガス栓を開操作。ライター等で点火したため、滞留したガスに着火し、溢れ出た火炎で火傷受傷	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は8月29日に現場確認と被害者への聞き取りを実施。
2025/8/11	岐阜県恵那市	C2級	漏えい	飲食店	6:20	消費者による業務用こんろ器具栓の不完全閉止に伴う漏えい	2025年8月11日6時20分頃、飲食店に従業員が出勤したところ、店内でガス臭がありガス漏れ警報器が鳴動していた。厨房へ向かうとコンロのcockが少し開いているのを発見したため、風通しを良くし消防へ通報した。販売事業者は事後報告で知り、消費者(飲食店の責任者)に対して、使用後のコンロのcock完全閉鎖を周知した。 原因は、コンロのcockを完全に閉止できていなかったことによるもの。cockが開いていた理由は不明。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし
2025/8/16	群馬県太田市	C2級	漏えい	一般住宅	19:00	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月16日19時頃、一般住宅において消費者からガスが出ないとの連絡があった。販売事業者が現地に到着後、ボンベ庫を確認したところLPガス50kg容器19本すべてが空であったため、持参したLPガス20kg容器1本を取付し、周辺の住宅周りの点検を行った。翌朝、付近で解体工事を行った場所を確認したところ、ガス漏れを発見し、応急の対応を行った。その後の工事で当該箇所がガス管は除去済みである。 一次原因は、入居者が建て替えのために旧家屋を解体した際、解体業者が埋設管があることを知らずに工事を行った結果、埋設管を損傷させ漏えいしたことによるもの。 二次原因は、解体工事業者のガス管理施設面の認識不足によるもの。	供給管(白管(埋設部))	不明	不明	不明	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・同様の事故が発生しないよう、消費者に工事をする場合は販売事業者へ連絡することを周知指導。 ・産業保安監督部への報告 販売事業者は以下の対策を実施。 ・解体や外構工事業者に対し、ガス配管埋設箇所周辺で作業する際はガス管に注意するよう周知する。 ・消費者、オーナー、管理会社及び取引のある工事業者に対し、工事の際は販売事業者へ連絡するよう、定期的な周知を行う。
2025/8/18	山梨県都留市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	20:30	消費者による風呂釜の点火ミスに伴う漏えい爆発	2025年8月18日20時30分頃、共同住宅において消費者がBF式風呂釜を点火した際、操作ミスと身体が少し不自由なため誤操作となり、滞留した未燃ガスに引火し小爆発を起こし機器前面パネル下部部分が変形した。消費者が119番通報し、消防職員が20時53分に現場に到着。ガス検知器にて検知なし、ガスメーター異常なしを確認し、メーターガス栓を閉止。8月19日13時00分、販売事業者・消防・警察・市役所職員による実況見分を行い、風呂釜の変形箇所を確認。風呂釜を取外し未燃ガスを閉めて漏えい検査を実施し異常なしを確認。 原因は、お客様による点火操作ミスによるもの。	風呂釜(BF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-850-α	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	情報収集及び販売事業者から消費者への注意喚起等の実施
2025/8/19	島根県江津市	C2級	漏えい	学校等	8:11	金属フレキシブルホースの腐食による漏えい	2025年8月19日8時9分、消費者からガス漏れに気づきcockを閉めたところ連絡があった。8時27分に販売事業者が現場(学校等)に到着し、漏えい箇所を確認したところ、金属フレキシブルホースの劣化によりピンホール程度の穴が空いていた。近くに設置されているガス警報器は鳴動しない程度の漏えいだった。金属フレキシブルホースを取り替え、その他に異常がないことを確認した。 原因は、金属フレキシブルホースの金属疲労による劣化によるもの。	金属フレキシブルホース	タマフレックス	LMA300	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故情報の報告及び迅速な報告を指示。
2025/8/20	滋賀県東近江市	C2級	漏えい	学校等	15:50	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年8月20日15時50分頃、保育園の敷地内でリフォーム工事業者が重機で掘削中に誤って埋設ポリエチレン管を破壊させ、ガスが漏えいした。ガスメーターの遮断情報及びリフォーム工事業者からの連絡を受け、販売事業者が16時10分に現場に到着。埋設管の損傷を確認。破壊部を修繕し漏えい確認を行い、17時15分に作業完了。リフォーム工事について、消費者又はリフォーム工事業者から販売事業者への事前連絡はなかった。リフォーム工事業者は埋設管があることは認識していたが、不注意によりはつり機でガス配管を折損させガスが漏えいした。 原因は、工事業者の作業時の不注意で埋設配管を誤って折損させたことによるもの。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・供給先の物件で工事予定の場合及び付近で工事実施を確認した際には引越つぎ注意喚起を行い、他工事事故を事前に防ぐように努める。 ・工事がある時は事前に販売事業者へ連絡するよう再度周知徹底する。
2025/8/20	福岡県福岡市	C2級	漏えい	一般住宅	15:10	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月20日15時10分頃、コンボで掘削時ガス管を損傷し、一時ガス漏えいした旨連絡あり。15時25分、販売事業者が供給管バルブを閉止。配管破壊箇所をキャップ止めに縁切りし、気密試験合格後に供給再開。なお、当物件は2025年5月12日に同様の掘削時ガス配管損傷に伴うガス漏えい事故が発生。 一次原因は、コンボで掘削時ガス管を損傷し、一時ガスが漏えいしたものである。 二次原因は、2025年5月に元請け業者・解体業者へガス配管が埋設してある旨と掘削時に当社へ連絡するよう事前周知を行っていたが、配管損傷によるガス漏えい事故が発生していた。今回、排水工事のためガス配管に注意しながら掘削作業を行っていたが、操作ミスによりガス管を損傷し一時ガスが漏えいしたため。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、販売事業者が示した対策を徹底し、再発防止に努めるよう指導。 販売事業者はガス配管付近作業時は細心の注意を払うよう注意喚起を実施。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策	
2025/8/21	長崎県佐世保市	C2級	漏えい	共同住宅	10:00	外圧等による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月21日10時頃、販売事業者の委託先保安機関から販売事業者に対し、定期点検訪問時にB表示及び漏えいを確認された旨連絡があった。販売事業者が現場へ急行し検査を実施したところ、露出部及びヒューズブレーカー以降の漏えいではなく、親メータから子メータ間にある埋設部からの漏えいと推定。埋設配管を切り離しての仮応急措置により漏えいは解消した。その後、8月29日に全部を露出配管とする変更工事を実施した。 一次原因は、埋設部は被覆管のため腐食の可能性は低いことから外圧等による損傷(亀裂等)によるものと推定。 二次原因は、現地は軟弱な地盤であり、当該集合住宅地盤にも地盤沈下とみられる状況が見受けられることから、沈下による圧力が埋設管に影響し亀裂等が生じたものと推察。	供給管(被覆鋼管(埋設部))	不明	不明		・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、今後、事故発生時は速やかに報告すること及び、同様の案件についての再発防止策検討を指示。
2025/8/22	山形県東置賜郡	C1級	漏えい・火災	飲食店	10:10	点検作業時のガス栓の不適切開放に伴う漏えい・火災	2025年8月22日、飲食店より業務用厨房内に設置しているガス炊飯器の着火不良の連絡があったため、販売事業者作業員が現地に訪問し、当該炊飯器にかかる燃焼点検作業を行った。作業員は末端ガス栓のヒューズ機構が作動する考え、末端ガス栓を開栓した状態で当該末端ガス栓からホースを取り外した。その際、ホース接続部と思われる部分からプロパンガスが漏えい、作業箇所周辺に滞留し、静電気と思われる着火源により火災が発生した。これにより、作業員が顔面及び右腕に火傷(全治7日間の軽傷)を負ったほか、炊飯器及び隣接する引戸が一部焼損した。その後、当該末端ガス栓を交換し、ガスの漏えいがないことを確認した上で、各消費設備の点検点検を行った。 原因は、末端ガス栓のヒューズ機構が作動するとの考えから、作業員が末端ガス栓を開栓せずに作業を行ったことによるもの。	末端ガス栓 (ヒューズガス栓(使用側))	富士工器	CB73F	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・従業員への保安教育の徹底 ・事故発生後、速やかな事故報告	
2025/8/23	兵庫県姫路市	C1級	漏えい・爆発・火災	その他(公園)	19:00	消費者による容器バルブ開放状態で取り外しによる漏えい・爆発・火災	2025年8月23日19時頃、公園において露店出店の飲食業者スタッフが撤収作業を始め、通常ならLPガス容器のバルブを閉めてから調整器を外すところ、バルブを閉めないまま調整器を外したため、容器内に残ったガスが流出し、同じプース内で使用中であったコンロの火が引火した。 原因は、飲食業者スタッフがバルブを閉めずに調整器を外す作業を行ってしまい、漏えいしたガスが使用中のコンロの火に引火したことによるもの。消火器を使い消火したが、プース内のスタッフ2名が火傷を負った。後日、当該業者の統括責任者より販売事業者へ連絡があり、訪問した際に事故の報告を受けた。	調整器	藤井工器	HS-5B	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明と再発防止策を指示。 販売事業者は使用で出店業者に対し、出店スタッフ全員への安全管理の徹底を依頼した。また、使用器具や調整器、コック、ゴムホース等の安全点検を行った。	
2025/8/23	宮崎県宮崎市	C1級	漏えい・火災	その他(障害者グループホーム)	16:00	原因不明の漏えい・火災	2025年8月23日16時頃、給湯器の燃焼機用ホースが何らかの原因で破損し、漏えいしたガスに引火して外壁、給湯器及び屋根材等を焦損した。16時37分に販売事業者は障害者グループホームから連絡を受け、17時5分に現地に到着した。消防の現場確認後、ガス管をプラグ止めし、漏えい試験を行い漏えいがないことを確認して一旦作業を完了した。8月25日10時に販売事業者は損傷器具を取り外し、給湯器を取り換え、漏えい試験を行い漏えいがないことを確認し作業を完了した。 一次原因は、何らかの原因でガスが漏えいし、引火して火災に至ったと考えられるが、直接の原因は不明。 二次原因は、事故当日16時から17時にかけて宮崎市内で雷が鳴っていたことから、落雷による送電電流がガスフレキ管にピンホールや被覆の破裂を引き起こした可能性もある。	低圧ホース	(株)十川ゴム	10PM 自在-TU	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	現時点において責任の所在が不明であるため、県は販売事業者等に対して指導を行っているが、事故の直接的な原因は判明していないが、販売事業者の対策は下記のとおり。 ・給湯器本体のアース工事を行うとともに確認を徹底する。 ・燃焼器用ホースが過度に曲げられた状態であったことから、無理な曲げを行う施工がなくなるよう社内での教育を徹底する。 ・燃焼器用ホースの劣化確認及び交換を徹底する。	
2025/8/24	滋賀県高島市	C2級	漏えい	その他(空地)	14:40	他工事業者(除草作業業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月24日14時40分頃、液石導管供給団内の空地において、土地の所有者から除草作業を委託された業者が乗用式の草刈り作業車で当該敷地内を作業中にPE25ガス管を損傷させた。なお、販売事業者と土地所有者とのLPガス供給契約は未締結の状況である。 一次原因は、宅内供給導管には保護用のや管を装着し赤色着色していたが、作業担当者はLPガス導管の立ち上げがあることを認識していなかったことに加えて、除草機の除草作業による押し削り、除草の作業で認識しづらい状態であったことによるもの。 二次原因は、3年前に「ガス管の周知札」を設置したが経年で消滅してしまい、更新できていなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・団内空地の空地の供給管において、速やかに「ガス管の周知札」を更新し、視認性を高める。 ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・改修工事(土地所有者の承諾後)の検討を行う。	
2025/8/25	愛知県碧南市	C2級	漏えい	共同住宅	9:20	他工事業者(浄化槽工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月25日、集合住宅において他工事業者が浄化槽から下水への変更に伴い最終弁を設置する際、重機(バックホウ)での掘削時にバルブ貯槽の埋設管(PE管)を引け掛けてガス漏えいが発生。過流防止装置によりガス供給は直ちに停止。緊急時連絡を受けた販売事業者が現地に到着し、中間バルブメータガス栓を閉止。埋設管を修繕後、気密試験実施。 一次原因は、他工事業者の重機(バックホウ)により、埋設管が損傷したことによるもの。 二次原因は、建物管理会社から販売事業者に対して工事情報が共有されず、事前のガス栓閉止や立会い等が行われなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届の提出を指導。 販売事業者は、管理会社を通じて工事に関する情報共有を徹底し、施工時に立ち会うことで事故を防止する。	
2025/8/25	滋賀県彦根市	C2級	漏えい	その他(空地)	15:48	他工事業者(水理工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月25日15時45分頃、団地の空地内で下水工事業者が重機で掘削工事中、誤って埋設管を破損させ、ガスが漏えいした。下水工事業者から連絡があり、16時10分に販売事業者が現場へ到着し、埋設部等の損傷を確認。工事業者が応急処置を行ったが販売事業者が始土にて構填、その後、破損部を脱着機にて修繕しガス検知器にて漏えいがないことを確認し16時45分に作業完了。今回、下水工事に入ることについて工事業者から販売事業者へ事前連絡は無かった。 原因は、下水工事業者が工事箇所の土中にガス管があることを認識していない状態で、作業時の不注意で埋設配管を誤って折損させたことによるもの。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・供給先で工事予定の場合及び付近で工事を行っているを確認した時には引きつづき注意喚起を行い他工事事故を事前に防ぐように努める。 ・工事がある時は事前に販売事業者へ連絡するよう再度周知徹底する。 ・今回道路側にガス管標記ピンの表示はあったが空地に杭打ちや案内エフが無くあったため、他の空地側のガス管注意の杭打ちと案内エフ設置を行う。	
2025/8/26	熊本県玉名郡	C2級	漏えい	一般住宅	15:40	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月26日15:40分頃、集中配管(54戸)で供給していた戸建て住宅(空家)の解体工事の際、外構工事業者が重機により埋設配管を損傷させ、ガスが漏えいした。業者からの連絡により、15時50分頃、販売事業者が現場に到着。敷地入口にてガス管をプラグ止めし、ガス検知器で補修箇所からの漏えいがないことを確認した。事故発生日、集中配管全体を気密試験及び漏えい検査を実施し、異常がないことを確認した。 一次原因は、外構工事業者がガス埋設管の存在を知らずに工事に着手し、重機による掘削の際にガス管を誤って損傷し、ガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、販売事業者から不動産業者にはガス管の存在を知らせていたものの、不動産業者から外構工事業者まで当該情報が伝わっていなかった。また、外構工事業者が、外構工事を行う際にガス管の有無等の照会を怠った。	供給管(プラスチック被覆鋼管(本管、継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・連絡を踏まえ、電話にて販売事業者に聞き取り調査 ・事故届出書の提出依頼 ・販売事業者、卸業者、LPガス協会出席の県主催会議にて、事故概要及び対策について説明(併せて、建設業者所管課を通じての周知を実施予定) 販売事業者は以下の対策を実施。 ・販売事業者から消費者及び不動産業者等への埋設管の有無及び事前の立会等の必要性について周知を徹底する。 ・県内の建設工事業者に対して、所管課を経由して注意喚起を行う。	

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/8/27	香川県高松市	C2級	漏えい	共同住宅	2:00	調整器の不具合による漏えい	2025年8月27日2時38分頃、消防が事故を告知(漏えいの発生時刻は不明)。3時10分頃、消防から連絡を受けた販売事業者が現場(共同住宅)に到着。バルク貯槽プロテクター内の調整器安全弁からの漏えいを確認し、調整器入口バルブを閉止後、漏えいが止まるのを確認。しばらくして調整器入口バルブを開けると、再度同箇所から漏えいが確認できたためバルブを閉止し供給を停止。10時30分頃、容器からの仮設供給に切替を完了し、全部屋へのガス供給を開始。9月3日、調整器を交換し、バルク貯槽からの供給を再開。 一次原因は、調整器の不具合によるもの。 二次原因は、調整器が期限内に交換できていなかったことによるもの。	調整器	矢崎総業(株)	RMLBF-50HL(V)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に状況を確認し、事故発生報告書を出発。また、販売事業者に対し、マイコンセンサー、調整器、高圧ホースなどの期限管理を徹底し、期限切れのものは速やかに交換するとともに期限管理を徹底するよう指導した。 販売事業者は、定期供給設備点検で期限切れの指摘を受けたにもかかわらず調整器交換を後回しとしていたことから、今後は期限管理強化と定期供給設備点検後の指摘事項に対する改善対応を早期にするよう努める。
2025/8/27	長野県長野市	C2級	漏えい	一般住宅	10:20	容器と高圧ホースの接続不良による漏えい	2025年8月27日10時20分頃、一般住宅において消費者よりガス容器周辺にてガス臭がする」と販売事業者に連絡があった。10時45分頃、販売事業者が現場に到着し確認したところ、LPガス50kg容器2本のうち、1本の充てり口と高圧ホース接続部よりガスの微量漏えいを確認。11時20分頃、容器を交換。ガス漏えい検査を実施し、異常が無いことを確認。直近の容器交換は2025年6月17日。推定ガス漏えい量は約80kg。消費者は8月15日頃も容器周辺で微かにガス臭を感じたが野良猫等の排泄物の臭いであると考え、連絡しなかったとのこと。警察の見解としては、通行人によるいたずらも否定できないとのこと。 原因は、容器と高圧ホースの接続不良によるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	EH-3H600×600	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故状況の情報収集及び事故届の提出を指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・消費者に対し、ガス設備周辺でガス臭い等の異変を感じたらすぐに当社に連絡するよう再周知した。 ・保安業務を委託している保安機関に対し、容器交換時の作業及び点検方法について再度徹底した。
2025/8/27	東京都福城市	C2級	漏えい	共同住宅	10:00	原因不明の漏えい	2025年8月27日に共同住宅においてガス供給業者が切り替わったため、ガス供給業者が容器搬入時に調査したところ、漏えい検知メーターにB表示(30日以上の微量漏えい又は口火継続使用)が出ていることを確認した。自記圧力計で漏えい検査を行った結果、各住戸メーターで漏えいは無く、敷地内の供給設備配管(各住戸メーター手前までの本管)で圧力低下(漏えい)を確認した。漏えい箇所は建物内隠蔽部と思われるが、正確な場所を特定するためには建物の一部を壊す必要があるため、調査できない。	供給管(本管(露出部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、事故届書の提出及び事故再発防止策の検討を指示。 販売事業者は容器配送時に検知メーターを必ず確認し、異常が表示された場合は直ちに対応する。
2025/8/28	大阪府大阪狭山市	C2級	漏えい	一般住宅	16:10	他工事業者(解体工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年8月28日16時10分、小規模導管団地の家屋の解体工事中の解体業者から「埋設ガス管に重機が当たって折損しガスが漏れしている」と連絡があり、販売事業者は火気厳禁を指示し緊急出動。16時35分に販売事業者が現場到着後、折損部を確認し、復旧補修作業開始。17時30分に補修作業完了。18時30分、供給ガスメーターと貯槽庫の容器残量の確認の完了(異常なし)。なお、解体業者から工事の実施について事前連絡あり。 一次原因は、解体作業中に重機とガス管が接触し、ガス管が損傷したことによるもの。 二次原因は、解体業者の作業時の不注意によるもの。	配管(塩化ビニル被覆鋼管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明及び再発防止対策の実施を指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・容器交換の際、他工事の予定がある場合はその業者に対してガス管損傷防止のため事前打合せ等を指導する。 ・普段から消費者に対して、工事等を行う際は工事業者が販売事業者へ連絡するよう指示を依頼しているが、今後も引き続き注意喚起を行う。 ・契約、閉栓(供給開始)先の既存配管にはガス管注意エフ(標識)を再設置する。 ・今回と同様に集団供給方式の場合は、個別供給に変更することでガス管の配置等徹底管理する。
2025/8/28	兵庫県加西市	C2級	漏えい	一般住宅	13:15	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月28日13時15分頃、同じ供給設備から約15軒に集合供給を行っている分譲住宅地内において、外構工事業者が敷地内へ引き込みしているガス本管をすでに接続している消費側配管と間違え、撤去しようとして損傷させ、ガスが漏れ出した。ガス管破損後、外構業者がすぐにガス漏えいに気づき、販売事業者へ連絡。外構業者にて応急でPE管打ち込み、漏えい防止の応急対応。販売事業者が20分後到着し、供給の元弁を閉止。即時ガス管修繕の工事対応。 一次原因は、外構工事業者の判断ミスによる配管損傷によるもの。 二次原因は、引き込み配管の経路及び存在の周知不足によるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明と再発防止策を指示。 販売事業者は集合供給を行っている供給先へ配管経路の説明や、他工事業者へ依頼する際にガス業者へも一報入れていただくよう案内する等、事故防止のため顧客とのコミュニケーションを継続して行っていくようにする。
2025/8/29	千葉県柏市	C2級	漏えい	一般住宅	13:30	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年8月29日13時30分頃、外構業者より販売事業者に対し、ガス臭い(ガス漏えい)と通報あり。隣地境界に施工するブロックを固定する杭(木製)を杭打ちした際に埋設ガス管を刺してしまい、杭を抜いたところガス臭がしたとのこと。13時40分頃、販売事業者が現場に到着し、敷地内引き込み15cm付近(埋設部)でガス管に穴が開いていることを確認。ポンペ庫(供給設備)の元栓を閉栓して完全にガス止めを行った後、PE管破損部分を切断し、キャップ止めを行って修繕作業を完了。気密試験、漏えい試験、ガス検知器にて漏えい状況確認を行い、異常なしであることを確認して現場からの供給を再開。 一次原因は、外構業者が事前打合せの際に販売事業者と確認したはずの埋設ガス管の位置について施工時確認を怠り、かつ現場立会い要請の連絡を行わず作業を行い、ガス管を損傷したことによるもの。 二次原因は、外構業者側に施工面所にガス管が存在し、ガス管を損傷すると事故につながるという認識が薄いことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は、敷設したガス管に影響を及ぼす(可能性がある)外構工事等に限っては現場での事前打ち合わせ実施を徹底すると共に、現場状況について他工事業者からの連絡の有無に併せて逐次現場巡回行って確認することで他工事事故の発生を未然に防ぐようにする。
2025/9/4	東京都町田市	C2級	漏えい	共同住宅	10:00	供給管の腐食による漏えい	2025年8月26日、集中監視センターから漏えい検知メーターで微量漏えい警告が出ている管の連絡があった。漏えい箇所を特定するための調査を行ったところ、9月4日13時頃に供給配管の埋設部で漏えい箇所を特定した。9月5日に既存の配管を廃止し、新規に配管を敷設し復旧した。 一次原因は、漏えいした配管は30年以上前に施工された白ガス管で、防食措置を行わずに埋設されていたため、配管の腐食が進行したと思われる。 二次原因は、維持管理不完全によるもの。	供給管(本管、継手部(白管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故届書の提出 ・事故再発防止策の検討 ・今後同様の事例が生じた際は、仮設配管を設置する等により、漏えいした配管の速やかな使用停止措置を講ずること ・集中監視システム(双方向)あり 販売事業者は集中監視の設置を推進する等、漏えいの早期発見に努める。当該物は2025年7月に集中監視対応済み。
2025/9/6	岐阜県岐阜市	C2級	漏えい	学校等	16:30	容器と高圧ホースの接続部劣化による漏えい	2025年9月6日17時00分頃、保育所内のプロパン庫(独立した建築物)付近から異臭がすると付近住民から消防へ連絡があった。消防及びガス供給事業者が現場確認したところ、LPガス容器と高圧ホースの接続部から漏えいしていることを確認したため、当該容器付近の閉止を行い、漏えい防止措置を実施した。高圧ホースと付属するパッキンを新しいものに交換した。 一次原因は、LPガス用と高圧ホースの結合部にあるパッキンの劣化(亀裂)によるもの。 二次原因は、気温の高い日が続き、温度上昇によって上昇した圧力が劣化したパッキンの許容を超えたと推測する。	高圧ホース	ITO	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/9/6	埼玉県春日部市	C2級	漏えい	一般住宅	10:52	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年9月6日10時52分、他販売事業者より専管供給地で建物解体中に重機による供給管損傷の連絡あり。解体業者が建物解体中に供給管を折損させてしまったとのこと。濡れタオル等を使い漏えいを最小限に留めるとともに火気厳禁を要請。11時10分、販売事業者が現場へ到着。供給管がガスメーターごと重機により折断されており、濡れタオル、ビニール袋、ビニールテープで漏えいを止めていることを確認。敷地内の配管を撤去し、敷地境界近くの引き込み供給管にPCプラグ止めを実施。13時35分、ガス検知器を使い漏えいが無いことを確認。 一次原因は、他工事業者が建物解体時の作業ミスにより悲観を折損したことによるもの。 二次原因は、建物所有者が現場で工事(土木工全般)を行う際に、販売事業者へ連絡をしないといけないという認識が欠如していたことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・事業地域での巡回頻度を強化し、他工事実施状況を可能な限り事前に把握するよう努める。 ・集中供給(小規模導管供給)の消費者に他工事事故防止の周知文書を定期的に配布し、近所で工事を見かけた際には連絡をいただけるようお願いをする。 ・他工事業者に対して埋設ガス管の危険性についての周知徹底。 ・建物の解体が決まった際には解体工が始まるのを待たず、可能な限り早期にガス管を含むガス設備の撤去を行うことで他工事事故の発生を防止する。
2025/9/7	長野県千曲市	C2級	漏えい	その他(元スナック・現在・空家)	17:30	原因不明の漏えい	2025年9月7日17時30分頃、消防より、ガス臭いと通報があり現地(空家)を訪ねたところホースと容器の接続口よりガス漏えいしていたので容器バルブを閉めたとの連絡があった。17時55分頃、販売事業者が現場に到着し、ホースと容器の接続口の漏えいを確認。18時20分頃、空家でLPガス使用なしのため、LPガス20kg容器2本を撤去。原因は不明。漏えいする要因がなく、いたずらではないかと推測される。	高圧ホース	(高圧ホース)矢崎エンジニアシステム	(高圧ホース)RHS-600H	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故状況の情報収集 ・事故原因の調査 ・事故原因の提出 ・未使用容器の撤去・回収
2025/9/8	神奈川県相模原市	C2級	漏えい	共同住宅	10:15	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年9月8日10時15分頃、共同住宅において水道管工事業者2名が水道メーター付近のコンクリート部を小型掘削機により掘削作業中、埋設供給管を破損しガスが漏えいした。水道管工事業者はLPガス容器のバルブを閉鎖し、その旨を販売事業者へ連絡した。販売事業者が現場へ出勤し、漏えい検査機にて漏えい検査を実施したところ、ガスが漏えいを確認した。その後、仮設供給管にて仮復旧を行った。後日、オーナー及び管理会社に確認し、正式に供給管復旧工事を実施する予定。 一次原因は、水道管工事業者による掘削作業中、小型掘削機にて埋設供給管を破損させたことによるもの。 二次原因は、水道管工事業者による供給管埋設箇所の確認不備によるもの。	供給管(被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・販売事業者から事故に至った原因の聴取 ・再発防止策の策定 販売事業者が以下の対策を実施。 ・他工事の際、工事業者へ埋設供給管等の図面を提供することについて、オーナー及び管理会社に再度徹底するように依頼する。 ・販売事業者と契約しており、図面を保有していないと考えられる他のオーナー及び管理会社には、販売事業者から改めて図面を提供する。
2025/9/9	埼玉県所沢市	C2級	漏えい	一般住宅	14:00	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年9月9日14時頃、解体業者による建物解体工事に伴う敷地掘削中、不要ガス配管と思い違いで撤去作業したため、埋設配管に損傷を与えてしまったと連絡があり、販売事業者が出勤。14時30分頃、緊急対応会社から現地到着し、サービスターのプラグを外しストッパーをかける。ガス検知器で安全確認の上、宅地内引込管掘削、掘削部を露出させ切断撤去を実施。ストッパーを外し、サービスターのプラグを取付後、ガス検知器で漏えい確認異常なし。9月10日に再度修繕工事を実施し、修繕完了。 一次原因は、ガスメーター等(他社設備)が引上り済のため、不要ガス配管と考え撤去作業を行い損傷させてしまったことによるもの。 二次原因は、プロパン容器(他社)の引上げ手配及び撤去が完了していたため、集中供給になっていたことを確認しなかったことによるもの。他工事業者から販売事業者への確認依頼なかった。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・近隣への連絡先の明示(看板) ・近隣住宅へ注意喚起 ・社内において同種事故防止の啓蒙
2025/9/10	兵庫県姫路市	C1級	漏えい・火災	一般住宅	10:30	消費者によるこころの扉の漏れ・火災	2025年9月10日9時頃、一般住宅において消費者が録音コンロを使用していたが、知人との予定があり火を止めずに外出。近所を通った宅配業者が火事に気付く警報へ連絡し、消防も出動。10時頃、消防から消費者宅の住人へ連絡。18時頃、消費者から販売事業者に対し、火災があったこと及び機器の点検とガス漏えい検査依頼の連絡あり(LPガス容器のバルブは消防が出勤時に閉めている状態のまま)。9月12日に漏えい検査異常なし。室内の二口ヒューズコックのつまみ部分が焼損していたため取替。キッチンとキッチン周辺を一部焼損した。 原因は、消費者の不注意によるコンロの消し忘れによるもの。	家庭用こころ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、一般消費者に適切な使用をしてもらうよう周知策の検討と実施を指示。 販売事業者は消費者に対し、ガス機器使用上の注意事項の周知徹底。社内においては、機器管理確認徹底、事故発生後の対応方法の確認。
2025/9/10	福岡県北九州市	C2級	漏えい	飲食店	9:30	他工事業者(リフォーム業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年9月10日9時30分頃、リフォーム業者が建物5階宴会場にて床の開口作業時、電動のこぎりで床下敷設のLPG配管を破損し、LPガスが漏えいした。ガスは漏えい直後にマイコンメーターにて遮断し、その他の被害には至らなかった。 一次原因は、リフォーム業者による床の開口作業時、電動のこぎりで床下敷設のLPG配管を破損させたこと。 二次原因は、工事前の打合せにて、床下にガス管があることはリフォーム業者も把握していた。午後より販売事業者が現場入り該当ガス管を撤去する段取りを打合せ済であったが、リフォーム業者が朝から作業をはじめた事故に至った。	配管(白管(隠ぺい部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、販売事業者と他工事業者がより連絡を密に取り合い、事故を防止するよう指導した。 販売事業者は、販売事業者とリフォーム業者の打合せ後に工程が変わった場合には、連絡を取り合う等の連携をする。
2025/9/11	群馬県前橋市	C2級	漏えい	飲食店	22:08	配管接続部のシール材の腐食による漏えい	2025年9月11日、緊急連絡の委託先より圧力低下遮断通報。消費者にてガスメーター復帰作業を行うも復帰せず。22時25分に宿直者が現場(飲食店)に到着し、ガスメーターが復帰しないことを確認。原因を特定できず、容器バルブを閉めて当日の対応とする。9月12日9時に再訪問し、厨房内ガス配管よりガス検知器にてガス漏洩箇所確認。ガス漏洩箇所を改善、気密検査を実施し、11時4分にガス漏洩なしを確認。エア抜き、点火試験などを実施し、11時35分にガス供給再開。 ・事故の原因 床から立ち上がっているPLV配管とチーズ間のニップルに防水用のシール材がなく、そこから腐食しガス漏洩したと推測。 一次原因は、床から立ち上がっているPLV配管とチーズ間のニップルの腐食によるもの。 二次原因は、床から立ち上がっているPLV配管とチーズ間のニップルに防水用のシール材がなく、腐食が進んだと考えられる。	配管(塩化ビニル被覆鋼管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下を実施。 ・事業者への聞き取り ・産業保安監督部への報告 ・産業保安監督部からの報告を基に、今回の施設を含めて、すべての業務用厨房施設内配管の自主点検を実施。状況に応じて配管更新を実施する。3号4号業務を委託している保安センターにも情報を共有して適切な判定を要請。
2025/9/11	佐賀県鳥栖市	C2級	漏えい	共同住宅	9:45	他工事業者(防蟻工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年9月11日9時45分頃、他工事業者が防蟻工事において薬剤注入のため建物周りをドリルで穴をあけていたところ、LPガス供給管理設備にドリルが接触したため、損傷箇所からガスが漏えい。防蟻工事業者から連絡を受け販売事業者が緊急出勤し、中間ガス栓を閉止し漏えいを止めた。その後漏えい箇所を特定し、修繕を行った。 一次原因は、防蟻工事業者(他工事業者)が誤って埋設管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、他工事業者の確認不足により販売事業者への事前連絡がなかったため、工事の立会や配管経路図の提供ができなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、情報収集及び事故報告書の提出依頼。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・集合住宅の管理会社へ他工事情報の提供の呼びかけ ・他工事の際の立会の徹底 ・他工事業者との事前の打ち合わせ及び周知の徹底。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/9/11	島根県大田市	C2級	漏えい	一般住宅	9:55		消費者による草刈り機での配管損傷に伴う漏えい 2025年9月11日9時55分頃、一般住宅において消費者の不注意にて草刈り機が屋外フレキ管(地上約40cmの高さ)へ接触、破損、ガスメーターが増加流量遮断し発報。集中監視会社から消費者へ連絡があり、草刈り機接触に起因する旨を確認。集中監視会社から消費者へバルブ閉止を指示した後、9時55分に販売事業者へ連絡。10時10分に販売事業者が現場に到着し、破損箇所とガス閉止を確認。配管修繕し漏えい検査で漏れが無いことを確認し、11時10分に供給を再開。 原因は、消費者の不注意による草刈り機での配管破損によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の迅速な報告を求めた。 販売事業者は該当箇所の調査への交換を実施。消費者に対し、草刈り機を使用する際は周囲に注意するようお願いした。
2025/9/13	富山県射水市	C2級	漏えい	その他(住宅団地)	8:00		2025年9月12日、集団供給の住宅団地(17戸)の下水道工事に際し、他工事業者が掘削中の地下水の排水工事を実施していたところ、下水道管の近くを通る液化石油ガス埋設供給管が折損し、ガスが漏えいした。9月13日8時、消費者より保安機関へガスが点火しないとの連絡あり。8時15分、保安機関が現場へ急行し、ガス漏れ検知器を用いて漏れ箇所を特定し、バルブ貯槽の元バルブを閉止。13時30分、送水ガスを停めて、供給管内部に流入した地下水の排水とガス交換作業を実施。15時、消費先(17戸)に対して仮設工事(10kg又は20kg容器設置)を実施し、ガスへの供給を再開。 一次原因は、配管位置を十分に把握していなかった他工事業者が地下水の排水工事を実施し、配管を折損したことによるもの。 二次原因は、他工事業者間の情報の伝達で十分ではなかったことによるもの。販売店と他工事業者(元請け)の間では事前にガス配管位置・深さの情報が共有されていたが、各工事を実際に担当する他工事業者(下請け)まで十分に情報が伝わっていなかった。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故箇所の提出を指示。 販売事業者は、実際に工事を実施する下請けの他工事業者まで、ガス配管位置・深さの情報などの周知事項が伝わるよう徹底する。
2025/9/14	静岡県浜松市	C2級	漏えい・火災	宿泊施設(旅館、ホテル等)	6:20		2025年9月14日8時20分頃、宿泊施設の厨房内において、露出する白ガス管(25A横引き)部分が腐食し、ガスが漏えいしたため、使用中のガスこんろの横火に触れて引火した。 一次原因は、腐食によるガス漏えいによるもの。 二次原因は、ガス漏れ警報器が危険区域内に設置されていなかったことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、情報収集、ガス漏れ警報器の増設及び再発防止対策の指導 販売事業者は以下の対策を実施。 ・ガス漏れ警報器の増設(2025年9月29日設置完了) ・定期供給設備点検及び定期消費設備調査における露出配管の(腐食など)目視確認をより徹底する。
2025/9/16	茨城県笠間市	C2級	漏えい	その他(建替・基礎工事)	18:35		2025年9月16日18時35分、集中配管先の戸建ての建替工事の基礎工事中に工事業者が残存している埋設管を発見。ガスが通っていないものと勘違いしてガス管をノコギリで切断しようとし、ガスが漏えいしてしまっ。工事業者より連絡を受けた販売事業者が現場に到着しガス管損傷状況を確認、スワイスプーにてガス遮断した。9月17日、ガス管の損傷部分を除去し、キップ止めを実施。漏えい検査を実施し漏えいがないことを確認の上、修繕完了。 一次原因は、工事業者によるガス管の切断によるもの。工事元請け業者からガスは通っていないとの指示があったこと。 二次原因は、施工から建築業者への引継ぎ不足によるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、他工事業者への事前周知及び導管団地の巡回を実施。
2025/9/16	兵庫県高砂市	C2級	漏えい	一般住宅	11:14		2025年9月16日11時14分頃、解体業者が一般住宅の浴室をリフォームするために解体を行っていた。ガスはビルトインコンロのみ使用の消費者宅であったため、浴室の床にガスフレキ管が通っていると思わず、販売事業者への確認なしに解体作業を開始したが、実際にはフレキ管が敷設されていたため直径1cm程度の穴をあけてしまい、ガスが漏えいした。供給開始当初(2005年)はガス給湯器が設置してあったが、現時点ではエコキュートへ変更していたため、その既存配管が残っており、その部分が今回の損傷箇所となった。ガス漏えいは、マイコンメーターの機能により「O」(合計増加流量遮断)で遮断した。さらに、解体業者は、すぐ以外の容器バルブを2本とも閉止し、販売事業者へ連絡し対応を求めた。 一次原因は、ガスフレキ管への穿孔によるもの。 二次原因は、ガス供給事業者への配管系統確認をせず、思い込みで解体工事が実施されたことによるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(隠へい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明と再発防止策を実施するよう指導。 販売事業者は他工事業者に対し、ガス配管等の状況確認を行うから工事を行うよう再周知。
2025/9/18	福岡県飯塚市	C1級	漏えい・爆発	共同住宅	19:40		2025年9月18日19時40分頃、共同住宅の消費者から販売事業者に対し、ガス風呂釜が爆発したと連絡があった。メーター入ロコックを閉め、ガスの使用を控えようとして消費者に伝え、緊急出勤。到着後、ガス漏れ検査を行ない漏れなし。直前の点検は2025年9月12日(事故6日前)の供給開始時時点検で異常なし。 一次原因は、口点火操作時、点火不良のため繰り返し点火を試み、機器内に出続け滞留したガスに爆発的に着火したことによるもの。 二次原因は、機器の老朽化に伴うバーナー、ノズルへの土埃や異物の付着、ガス通路への虫の侵入等により、ガスが正常に噴出しなかったことによるもの。	風呂釜(BF式)	バーバス(株)	GF-851SB	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者から事故の報告を受け、販売事業者に事情聴取を実施。販売事業者は消費者に対し、容易に点火できなかった時の点火操作の注意事項を周知徹底。
2025/9/19	茨城県土浦市	C2級	漏えい	一般住宅・共同住宅	7:40		2025年9月19日7時40分頃、一般住宅及び共同住宅の複数消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が8時30分頃現場到着。1つのポンペ庫より共同住宅A棟(8世帯)、B棟(4世帯)及び戸建て住宅10棟へ供給しており、共同住宅用と戸建て用とで系統に分岐していた。現場確認の結果、消費者宅ガスメーターにBOP表示点灯を複数確認。供給設備(炉・貯蔵庫)内の設置容器が全て空になっていないことを確認。駐車場に地盤沈下とみられる状況があり沈下下に配管が折損されている可能性があるとの判断。戸建て住宅10戸については9月19日中に個別供給としてガスの供給を再開。集合住宅2棟については9月19日に仮設設置を行行対処。10月17日には既設ポンペ庫からの新設配管(露出配管)敷設を完了。 原因は、共同住宅B棟前の駐車場を埋めて敷断している戸建て住宅用向けの配管接続部が地盤沈下により折損したことによりガスの漏えいが発生したものと推定される。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし
2025/9/19	岐阜県関市	C1級	漏えい・爆発	一般住宅	22:25		2025年9月19日22時25分頃、一般住宅の台所で消費者がガスコンロを使用し調理していたところ、弱火にしていた火が消えていたため、覗き込みながら再度、点火スイッチを押した際、突然炎が上がり引火し負傷した。 原因は、消費者が背袋からグリル受け皿を使用しておらず、グリル底部の清掃状況が悪かったことから本来過熱しないグリル内部底部が異常過熱され、隣接するグリル点滅器内のバルブブローが損傷し、燃焼が停止されずLPガスが漏えいしていたもの。このことから、消費者が弱火で使用していたところ、グリル点滅器内の器具栓からガスが漏えいしていたことでコンロに供給されるLPガスが少なくなり、火が立ち上る。再度点火したところ漏えいしていた未燃ガスに引火したものの。	家庭用こんろ	(株)パロマ	PD-509WS-60CV	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し以下を指示。 ・ガスこんろの製造事業者に対し、製品事故の可能性もあるため詳細に調査し、調査結果を行政機関及び販売事業者へ提出するよう指示すること。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・使用者への注意喚起 ・今回使用者のグリルの使用方法があきらかに適正でなかったものの、グリル内過熱防止装置等の安全装置が働かなかったことに疑念が生じている。今回の事例を踏まえ、使用方法が適切でない場合を想定した安全対策を図るようガスこんろの製造事業者へ要望。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/9/19	山形県南陽市	C2級	漏えい火災	飲食店	19:37		2025年9月19日19時37分頃、集中監視システムの担当者から販売事業者に対し、飲食店でのガス漏えい及びそれによる火出にかかる緊急出動要請があった。19時50分に販売事業者が現場に到着し、ガス検知器によりガス漏れ箇所を調査したところ、ガスレンジ付近からのガス漏えいを確認した。集中監視システムによる遠隔操作にてメーター遮断されていたため、すでに消火していた。飲食店の店主によると、最近、ガスレンジのcockが回りにくく状態が続いており、今回、cockを閉じる際にガスcock下部から火が出たとのことであった。そのため、ガスcockへのグリスアップを行い、ガス検知器でガス漏えいがないことを確認し、確認作業を終了した。一次原因は、ガスレンジバーナーcockの長期使用による摩擦でグリスの効き目が無くなり、cock下部からガスが漏えいし、cockを閉じようとした時にバーナーの炎の逆流が発生し、漏えいしたガスに引火したものと推定される。二次原因は、ガスcockが回りにくいという故障箇所の不具合等が発生していたが、一般消費者が不具合の点検を販売事業者等へ依頼していなかったため、バーナーcockへのグリスアップ等の適切な維持・管理が行わなかったことによるもの。	業務用中華レンジ	マルゼン	MRS-1148	・ガス放出防止器あり ・マイコンE9あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下の対策を徹底するよう指導。 販売事業者は、今回事故の発生した一般消費者に対し燃焼器具の不具合が生じた場合の対応について改めて周知を行う。
2025/9/19	東京都青梅市	C2級	漏えい	一般住宅	9:16		2025年9月19日9時16分頃、集中監視センターから販売事業者に対し、微量漏えい警告が出ている旨のFAX連絡があった。この間、販売事業者は受信していたFAXを確認せず、対応を行わなかった。10月15日に一般消費者から販売事業者に対し、ガス臭がするとの電話連絡があり、同日、販売事業者が消費配管(埋設なし)の露出部分での漏えい及びガスメーターでの「BR64」表示を確認した(54日前の9月19日からBR(微量漏えい)表示が出ていることを意味する)。10月18日に配管工事業者が消費配管を修理し、復旧した。一次原因は、配管の腐食による漏えい。二次原因は、配管の劣化状況に関する点検・調査が十分ではなかったこと及び集中監視センターからのFAX連絡への対応について販売事業者が通常の手順を守らず失念したまま放置したことによるもの。	配管(ポリエチレン被覆銅管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し以下を指示。 ・現地調査を実施 ・事故届書の提出を指示 ・事故再発防止策の検討を指示 販売事業者は以下の対策を実施。 ・ガス漏えいについて、他社が施工したものであったが、同様の施工が無い点検を強化する。 ・液化石油ガス販売事業者の対応遅れについて、システムをFAX方式からテック方式に変更し、担当者によるメール確認等の確実性を向上する。システム変更までの期間は、社内のチェック体制を強化する。
2025/9/20	愛知県蒲郡市	C2級	漏えい	宿泊施設(旅館、ホテル等)	8:20		2025年9月20日8時20分頃、宿泊施設のボイラー室の警報器が発報。8時22分に宿泊施設から販売事業者に対し、警報器が鳴っているとの連絡あり。8時48分に販売事業者が現地到着し、ボイラーのパイロットバーナーに接続する配管の接続部分が破断していること、バルブ閉止によりガス漏れが止まっていることを確認。14時48分に宿泊施設側が手配した修理会社による修繕開始。15時35分 修繕完了、ガス漏えいの無いことを確認。一次原因は、ボイラーのパイロットバーナー接続配管の腐蝕によるガス漏れによるもの。二次原因は、ボイラー運転中に機器内の送風ファンが破損したことにより振動が発生し、配管に力が加わったことにより破断したものである。	業務用燃焼器(ボイラー)	昭和鉄工(株)	CVM-800GS-WC	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故報告の提出 ・事故後の聞き取り調査の実施及び原因の調査 販売事業者は消費者に対し、以下を要請。 ・CO警報器なし ・フタの交換が完了するまで機器の使用禁止(交換部品入手後に修理予定) ・今回破損した箇所以外も影響を受けている可能性が高いため同様の部品の交換を要請し、定期的な機器点検を実施し、異常が疑われた場合は販売事業者・メーカーへ報告
2025/9/20	大阪府枚方市	C2級	漏えい火災	飲食店	6:45		2025年9月20日6時45分頃、飲食店において従業員が開店準備をしていたところ、厨房内の鍋物コンロとゴムホースを接続している迅速継手と鍋物コンロの接合部から漏えいしたと思われるプロパンガスにコンロの炎が着火した。従業員によりガス栓を閉止し消火。6時53分消防機関に通報。原因は、鍋物コンロとゴムホースを接続している迅速継手と鍋物コンロの接合部が使用中の器具の移動等によりゆるみが生じ、微量のガスが漏えいしたと推定。また、事故発生店舗より行われたガス栓から鍋物コンロまでの迅速継手等の取り付けが、メーカーが指定する取付方向から逆の接続となっていた。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンE9あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	府は販売事業者に対し、着火確認、事故調査を指示。 販売事業者は消費者に対し、鍋物コンロ等の接続の際、ガス栓からゴムホースとホースバンドで直結して使用するよう指導。
2025/9/27	大阪府大阪市	C1級	漏えい火災	学校等	8:58		2025年9月27日8時58分頃、学校において生徒がフライヤーに着火したところ、フライヤーと容器を接続するゴムホースが接続されておらず、漏えいしていたガスに引火し、生徒1名が軽傷を負った。火災の発生が一瞬であったため消火等の実施無し。また、ガス漏れの対応にあつては付近にいた教員がバルブを閉止したと推定される。学園祭の機織機の準備のため、当該生徒が前日に取扱説明動画を視聴しながら2台あるフライヤーのうち1台の準備を行った際、担当教諭が着火テストを行ったが、問題なく着火していた。一次原因は、生徒がLPガス供給用ゴムホース(フライヤー接続部)が抜けに気づかず閉鎖した状態で着火したことによるもの。二次原因は、容器と消費機器が接続されていることを確認してから着火を行うなどの管理が不十分であったことによるもの。	業務用フライヤー	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	未登録事業者のため、販売事業者に対して液化石油ガス法第3条に基づき登録を行うよう促した。
2025/9/28	石川県白山市	C2級	漏えい火災	飲食店	10:10		2025年9月28日10時35分頃、委託先監視センターより販売事業者に対し、飲食店にて火災発生との連絡あり。10時38分、販売事業者が現地到着し、容器バルブを閉止。厨房タイル壁とヒューズcockの一部が焦げていることを確認(到着時には店舗従業員が消火器にて鎮火済み)。消防、警報と火災現場の発見共に同席し、出火元がプロパンガスレンジ付近のゴムホースに発生したと推定されることが判明。原因は、従業員がコンロで煮ていた鍋をゴムホースに接続させてしまい、ゴムホースの一部が熱で膨らんだため布粘着テープを巻いて補修したが、従業員はそのことを誰にも伝えず「運動したため、他従業員は気づかずコンロを使用しゴムホース補修箇所から漏えいしたガスに着火した。一次原因は、ゴムホースの損傷により引火したものである。二次原因は、損傷したゴムホースを使用したことによるもの。	ゴム管	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンE9あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、報告書をもとに聞き取り調査を行った。 販売事業者は飲食店従業員に対し、改めて取扱方法の臨時周知を行う。
2025/9/29	岐阜県瑞浪市	C1級	漏えい爆発・火災	一般住宅	16:35		2025年9月29日16時30分頃、一般住宅において風呂に張った水を沸かすため、消費者が風呂釜の元栓を開状態にして点火した。約2分後に風呂場を確認したところ湯が沸いていなかったため、風呂釜の確認を行ったところガス臭がしたため、風呂釜の換気を約3分行った。16時35分頃に再度、風呂釜を点火しようとするつもりでいたところ爆発した。爆発により頭、右腕及び両足に火傷を負った。風呂釜を新しい規格のものに交換した。原因は、消費者が風呂釜の火がついたか確認しなかったこと及びガス臭がしたが元栓を締めることなく換気して再び点火したことによるもの。	風呂釜(OF式)	豊和産業	HX-HB-55	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故発生直後に現地調査を開始し、利用者1名が負傷、物的損傷はないことを確認。再発防止を利用者及び販売事業者に指導。
2025/9/29	群馬県前橋市	C2級	漏えい	一般住宅	17:09		2025年9月29日17時9分頃、一般住宅において消費者がコンロを使用しようとしたが、C遮断にて復帰できないと販売事業者へ連絡があった。17時30分頃、販売事業者が現地到着し、消費者からヒアリングしたところ当日防鼠シートを敷設したとのこと。現場を確認したところRF式給湯器付近の外排設配管の配管損傷があった。19時10分頃、当該建設部約7mの配管を切り離し、新たに露出配管にて配管新設。気密試験、漏えい試験を行ったのちガスを入れた。なお、損傷時にマイコンガスメーターにてガス遮断(C遮断)したためガス漏れは無し。一次原因は、外構工事業者が防鼠シート敷設作業時、固定用ピンを打ち込みにより埋設配管を損傷したことによるもの。二次原因は、他工事業者の不注視、認識不足によるもの。	配管(配管用フレキシ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・事業者への聞き取り ・同様の事故が発生しないよう、消費者に対して外構工事等を行う場合に販売事業者へ連絡することを周知指導 ・産業保安監督部への報告 販売事業者は消費者に対し、作業前に連絡するよう周知を徹底し、ガス管付近の埋設管の明示、工事の際の立ち合いの実施により他工事事故を防止する。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/10/3	石川県加賀市	C2級	漏えい	宿泊施設 (旅館・ホテル等)	22:15	金属フレキシブルホースの劣化による漏えい	2025年10月3日22時15分、宿泊施設の厨房において1日の業務が終了し、遮断弁装置を閉にして従業員が帰宅しようとしたところ、遮断弁コントローラーに圧力低下の表示が出て解除ができないと連絡があった。現場に到着した販売事業者がガス検知器により漏えい元を業務用燃焼機器(赤外線グリラー)に接続されているガスフレキシブルホースと特定。翌日は対象の業務用燃焼機器は使用しないのことで修理が完了するまでは使用禁止とした。10月4日11:10分頃、新品のフレキシブルホースと交換した。 一次原因は、赤外線グリラーに接続されているフレキシブルホースの経年劣化によるもの。 二次原因は、消費者側で消費設備の維持管理が不徹底であり、経年劣化に気がなかつたことによるもの	金属フレキシブルホース	マツジ機器工業(株)	FPMK 15A × 30m	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故に該当するかの判断材料にもなるため、緊急時対応時はしっかり記録を残すように伝えた(漏えい箇所の写真や図面、漏えい量等)
2025/10/3	鳥取県東伯郡	C2級	漏えい	一般住宅	11:00	容器の腐食による漏えい	2025年10月3日11時頃、一般住宅の消費者よりコンロが使用できないと電話連絡があり、販売事業者が出動し点検したところ、容器の残量がなくなっていた。その際、容器が激しく腐食していることが確認され、当該容器からの漏洩が発生したものと推定した。 一次原因は、設置容器の腐食・劣化によりガスが漏洩したことによるもの。 二次原因は、長期留守宅でガスの消費量が少なかったため、容器の配送サイクルが長くなり、設置場所が海岸に近く潮風の影響を受けやすく、腐食・劣化しやすい状況にあったことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は情報収集及び産業保安監督部への報告を実施。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・供給顧客の中で容器設置から1年以上経過しているリストを作成し、特に容器の腐食しやすい海岸に近い顧客を中心に緊急点検を行う。今後は半年ごとにリストを作成し、点検を行っていく。 ・定期点検調査を2023年6月30日に行っており、その際には異常は認められなかったが、今後はより厳重に点検を行っていく。
2025/10/3	福岡県京都府	C2級	漏えい	その他 (老人ホーム)	15:20	他工事業者(解体工事業者)によるバルク貯槽の腐蝕に伴う漏えい	2025年10月3日15時20分頃、建物解体工事中に解体業者がガス閉鎖中のバルク貯槽に重機を接触させ、安全弁が破損、ガスが噴出した。15時40分頃、解体業者から連絡を受けた販売事業者が現場に到着。漏えい箇所を補修しガスの漏えいは止まった。21時15分頃、販売事業者から依頼を受けた残ガスの回収業者が現場に到着。21時50分頃、残ガス回収車にて液移動。約50m離隔距離を取った上で、バーナーによる燃焼開始。10月4日6時30分頃、バルク貯槽内の残ガス回収完了。10月6日14時00分頃、バルク貯槽引上げ完了。 原因は、販売事業者と解体業者の現場監督者との間でバルク貯槽の引上げ時期や残ガスの状況、周辺解体時の注意点を事前に打合せしていたが、現場監督者から解体作業員への周知ができていなかったことによるもの。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故発生状況の聞き取りを実施。 販売事業者は他工事業者が入った、現場責任者との間で工程、ガス設備の注意事項について打ち合わせを行い、また、解体業者への周知徹底を依頼する。
2025/10/4	山口県岩国市	C2級	漏えい	その他 (介護施設)	14:00	他工事業者(舗装工事業者)による配管損傷に伴う漏えい ＜法令違反＞ 規則19条第7号(例示基準28)	2025年10月6日9時30分頃、介護施設においてガス臭いとの連絡が入る。10時頃、販売事業者が現場に到着すると、建設会社が舗装工事をしていた。メーター、バルク調整器を確認しガスが漏えいしていることを確認。損傷箇所の工事は10月4日に実施したとのこと(埋設表示無し・警戒標識無し・配管埋設深さ約100mm)。 一次原因は、舗装工事会社がガスが通っている管を認識しておらず、掘削作業中に誤って重機を埋設配管に接触させ損傷させたことによるもの。 二次原因は、販売事業者に事前連絡が無く、当該工事が実施されたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めた。 販売事業者は工事業者に対し、他工事の際は事前に立会・確認の連絡をするよう周知した。また、埋設配管箇所には埋設標示を追加する。
2025/10/4	石川県加賀市	C2級	漏えい	一般住宅	8:39	配管の腐食による漏えい	2025年10月4日、配達業者より一般住宅においてボンベ交換時、ガスメーターにBRの表示ありと連絡があった。販売事業者が現場に到着し、ガス検知器にて漏えい点検を実施したが、目で見える範囲では反応が出ないため、壁内隠ぺい配管と判断した。10月7日にガス配管工事をし、既設の壁内隠ぺい部分を撤す。配管を管理しやすい形に変更した。 原因は、経年による腐食・劣化によるものと推定される。	配管(白管(隠ぺい部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故に該当するかの判断材料にもなるため、緊急時対応時はしっかり記録を残すように伝えた(漏えい箇所の写真や図面、漏えい量等)
2025/10/4	島根県益田市	C1級	漏えい 火災	学校等	11:40	消費者による容器バルブの閉止ミスに伴う漏えい 火災	2025年10月4日11時46分頃、学校の玄関前にイベント出店のため容器を設置中、容器バルブを閉めようとして誤って調整器の接続ネジを緩めたところ、ガスが漏えいし近くで使用中のコンロに引火した。11時47分、主催者一人が消火器で消火し、もう一人が容器バルブを閉めた。12時10分、消費者が火傷をしたため、消費者が救急通報した(軽傷1名)。10月6日、消防より販売事業者に連絡があったことで、販売事業者は消費者から事情を聞いた。事故発生当時、販売事業者は事故発生の実態を確認してなかったため、当日の緊急時対応は行っていない。漏えい量は不明。 一次原因は、消費者が容器バルブと調整器の接続ネジを間違えたことによる操作ミスによるもの。 二次原因は、使用しているコンロの近くで作業したことによるもの。	調整器	富士工器	RSA5	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の迅速な報告を求めた。 販売事業者は消費者に容器の機能を説明し、再度周知文書を手渡し、火器の近くでの作業はしないこと及び販売事業者に連絡するよう周知。 販売事業者は事故情報を共有し、消費者が設備を使用する際には注意喚起する。
2025/10/6	埼玉県越谷市	C2級	漏えい	一般住宅	15:20	他工事業者による配管損傷に伴う漏えい	2025年10月6日15時20分頃、一般住宅において他業者が都市ガスへの切り替え準備工事に伴うはつり作業の際、消費側配管を損傷した。液化石油ガス供給設備と消費側建築物が1mほど離れていたが、はつり箇所にて埋設物がないと思い込みビックで消費側配管を損傷した。 一次原因は、他業者によるはつり作業前の確認不足によるもの。 二次原因は、作業における危険性認識の欠如によるもの。	配管(配管用フレキ管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/10/6	滋賀県湖南市	C2級	漏えい 火災	飲食店	17:10	消費者による未使用ガス栓の誤開放に伴う漏えい 火災	2025年10月6日17時10分頃、飲食店において金属フレキシブルホースの脱着部から漏えいしたガスに発火。17時20分頃緊急連絡があり、17時40分頃販売事業者が現場に到着。2024年5月14日の定期点検調査時点では4台あった揚げ物器のうち2台が販売事業者へ連絡の無いま取り外され、ガス栓と金属フレキシブルホースのみになっていた。脱着部からガスが漏えいし発火した。消費者が消火器により消火。発火前には警報器が鳴動しており、販売事業者が到着した際には外付遮断弁が作動しガスは閉止していた。発火部周辺が一部焼損した。金属フレキシブルホースを取外し、ガス栓にプラグを行った後、自記圧力計による点検を行い漏えいがないことを確認。 一次原因は、取り外された揚げ物器の脱着部のガス栓が何らかの原因で開き、漏えいしたガスに引火したことによるもの。発火源は不明。 二次原因は、厨房機器の入替工事の際は事前に連絡を入れるよう消費者に周知していたが、連絡が無く厨房機器が取外されており、プラグ止めによるガスの閉止措置が行われていなかったことによるもの。	金属フレキシブルホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、周知文書の交付時等を利用して、LPガス設備の変更を行う場合には必ず連絡を入れるよう消費者への説明を強化する。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/10/7	岡山県真庭市	C1級	漏えい・爆発・火災	一般住宅	20:10	原因不明の漏えい・爆発・火災 ＜法令違反＞ 規則第18条第1項第1号イ	2025年10月7日20時10分頃、一般住宅のガレージ内に設置されたLPガス容器的容器バルブ付近からLPガスが漏えいし、同ガレージ内にある給湯器が着火源となり爆発が起きたものと推定。ガレージ内には人はおらず、爆発による負傷者なし。爆発により、ガレージ内の換気窓(窓ガラスの割れ、シャッターの破損等)、バイクの転倒、自動車へのガラス傷、ガレージ向かいにある廊下の換気扇が破損。事故当時、ガレージ内のシャッターは閉まっていた。原因は調査中。	容器バルブ	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・情報収集 ・供給設備の技術基準の遵守を指導
2025/10/8	埼玉県秩父郡	C1級	漏えい・火災	一般住宅	7:42	消費者によるガス栓の誤開閉に伴う漏えい・火災	2025年10月8日6時13分、近隣住民が消防へ火災発生を通報。消費者がやかんでお湯を沸かそうとガス栓を開けてコンロを点火したところ発火した。近くにあった座布団を当てて消火を試みたところ座布団に火が移って座布団に焦げた。6時25分、消防到着時には騒火しており、容器的のバルブ及びコンロのトップは閉まっていた。その後、消費者が給湯を使用したところ圧力低下遮断が発生。7時42分、緊急時対応事業者が圧力低下遮断通報を受信。8時5分、連絡を受けた販売事業者が現場に到着し、現場確認。10月8日、2口ヒューズガス栓を1口ヒューズガス栓に交換。	家庭用こんろ	(株)ハロマ	IC-N900BR	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	なし
2025/10/8	山口県山口市	C2級	漏えい	事務所	22:02	調整器内部のスプリング受けの腐食による漏えい	2025年10月8日22時02分、緊急時連絡委託先から販売事業者に対し、圧力低下遮断で消費者に電話をすることが出来ず連絡があった。販売事業者は消費者が会社事務所で夜間は無人であり、ガスメーターが遮断されていることもあり、営業時間内での対応と判断し、出勤しなかった。22時54分、消防から販売事業者へ連絡があり、近所の住民からLPガス容器から音と匂いがするとの連絡があり、現場に行きLPガス容器的のバルブを閉めたので、以後の対応と結果報告をするよう指示を受けた。23時40分、販売事業者が現場に到着。漏えい検知液で単段式調整器キャップねじ部からのガス漏えいを確認。夜間で消費者が不在で連絡が取れないため、容器バルブを閉止し翌日対応した。10月9日8時40分、単段式調整器を交換。交換後ガスメーター復帰作業を行うがABCガス止めで復帰できず。同時にガスメーターの交換を行い復帰作業完了。漏えい検査を行い異常が無いことを確認。一次原因は、調整器の通気口より空気室内部に侵入した水分によって、調整器内部のスプリング受けが腐食し、破損。それにより吊具金が抜け落ち、吊り金具とダイヤフラムの安全弁シート部の気密が保たれなくなり、通気口よりガスが漏えいしたものと推測。二次原因は、近年のゲリラ豪雨等の気象条件が重なった結果、雨水が調整器内部に侵入したものと推測。	調整器	富士工業(株)	RSA5	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	売事業者は以下の対策を実施。 ・IoTによる常時監視を継続し、消費者に対しても、異常等があった場合に直ちに連絡するよう周知徹底する。 ・メーター遮断情報等による緊急出動判断基準について、消費者への連絡が取れない場合や状況が不明な場合は必ず現場を確認することを徹底する。 ・調整器の取り扱いについて、別の調整器メーカーに今回と同様の故障事例の有無や構造等を確認し、同様の事故事例はないとの回答。社内で検討を重ねた結果、今後は新しい調整器へ更新する。
2025/10/9	石川県加賀市	C2級	漏えい	飲食店	12:30	業務用めんゆで器の電磁弁の腐食による漏えい	2025年10月9日12時30分、飲食店において従業員より、業務終了し掃除後ガス漏れ警報器が鳴ると連絡があり、15時に販売事業者が訪問。ガス検知器にてガス漏れ警報器付近を調査したがガス漏れ箇所を特定できず。23時30分の閉店後に再訪。ガス検知器を用いて調査した結果、業務用厨房機器(ゆでめん器)の電磁弁からの漏えいと判明した。消費者側で10月14日までゆでめん器の電磁弁を修理したとのこと。一次原因は、ゆでめん器のガス電磁弁の劣化によるものと推定される。なお、2024年6月18日に実施した定期消費設備調査においては漏えい等は確認されなかった。二次原因は、消費者側で消費設備の維持管理が不徹底であり、経年劣化に気がなかったことによるもの。	業務用めんゆで器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故に該当するかの判断材料にもなるため、緊急時対応時はしっかり記録を残すよう伝えた(漏えい箇所の写真や図面、写真1点等)。 販売事業者は消費者に対し、改めてLPガスを使用する際の周知を行った。
2025/10/10	埼玉県川口市	C2級	漏えい	一般住宅	16:00	他工事業者(ガス工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年10月10日16時、ガス管工事業者からガス管を損傷した旨の連絡あり。ガス管工事中であったことから、漏えい防止テープ等にて応急処置を行うことを依頼。16時25分、販売事業者が現場に到着し、供給管(PE25A)に変形と穿孔を確認。変形・穿孔部分を切断し、EFノット2個とPE25A管をもち直し再接続(修繕)工事を実施。17時30分頃、再接続(修繕)作業終了。 一次原因は、掘削作業にあたり、埋設管の存在を確認していたにもかかわらず、販売事業者への事前連絡なしに機械で掘削したことによるもの。また、急いでいたとのこととガス管(を含む埋設物)が存在する付近を掘削する際には一旦手掘りて工事を進めるといった配慮を欠いていたことによるもの。二次原因は、今回の工事業者については現場で工事を行う際にガス管を所有するガス供給業者へ事前連絡し、工事の立会いを求めなくてはいけなという認識が欠如していたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・事業地域での巡回頻度を強化し、他工事実施状況を可能な限り事前に把握するよう努める。 ・集中供給の消費者へ他工事事故防止の周知文書を定期的に配布し、自宅内掘削工事や近所で工事を見かけた際には連絡したくよう願います。 ・他工事業者に対して埋設ガス管の危険性についての周知徹底。
2025/10/10	埼玉県川口市	C2級	漏えい	共同住宅	9:00	供給管の腐食による漏えい	2025年10月10日9時頃、共同住宅に配達員が容器交換に行った際に漏えい検知部を確認したところ、B表示が出ていることを確認した。連絡を受けた販売事業者が現場に到着後検査を行い、埋設部の漏えいと判断したため、ただちに供給を停止した。当日は仮設配管にて供給を行った。10月17日と10月31日に本工事を行い、供給配管を新たに施工した。修繕工事に伴って供給配管の埋設部を全て露出配管へ変更した。原因は、年数経過により白管埋設部より腐食し漏えいしたことによるもの。	供給管(白管埋設部)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	なし
2025/10/10	鳥取県米子市	C2級	漏えい	学校等	13:50	消費者による草刈り時の容器損傷に伴う漏えい	2025年10月10日13時50分頃、小学校敷地内で学校職員が草刈りを行ったところ、何かに草刈機の刃が当たった。その反動で跳ね返り周囲に設置してあったLPガス20kg容器1本に刃が接触し、容器に刃が開きガスが漏えいした。学校から連絡を受けた販売事業者が現場到着後、容器を取外し、安全な場所で容器内残ガスを放出し14時45分頃処置完了。到着時は容器の半分程度に漏が付き、漏えい箇所より白く吹き出していた。原因は、学校職員の草刈り機使用上の不注意によるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は情報収集及び産業保安監督部への報告を実施。 販売事業者は学校職員に対し、LPガス容器付近で草刈機など容器を損傷させる可能性がある機械等を使用しないことを指導。
2025/10/11	千葉県長生郡	C2級	漏えい	その他店舗	19:27	供給管の腐食による漏えい	2025年10月7日、BC遮断で保安機関より受付。18時31分、販売事業者が現場の店舗に到着し、BC遮断確認。従業員不在のため、外周リ確認。復帰操作するが復帰しないため、消費配管側の栓プラグより漏えい検査実施し問題なし。消費配管から漏えいがないことを確認したため、DAアダプターを使用しガス開栓。バルクからのメーターは2系統のため、共に全開の状態メイン管検査を同時に実施し問題なし。19時27分、供給設備高圧部のバルクから漏れ検知に入るガス配管より漏えいを確認。バルクのバルブを閉める。24時2分、シングルにて仮設供給。気密検査問題なし。漏えいなし。室内の安全弁差込のためメーターはプログラム開栓。7時30分、店内のガス栓の閉閉確認。器具元栓を開けて検査実施し漏えいなし。BC遮断の原因は、連絡器差込込みプラグが抜けていたことによるものと判明。コンセントプラグを差し込み直し、DAアダプターを外し、メーター復帰。9時49分、対応完了し使用再開。原因は、配管ねじ部腐食によるもの。	供給管(白管(継手部埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・各販売所に事例の情報共有を行い同様の事例が起きないよう周知。 ・容器交換時等供給設備点検の再徹底を周知。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/10/14	埼玉県春日部市	C2級	漏えい	一般住宅	9:00	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年10月14日9時頃、工事業者が外構工事(花壇スペースを駐車スペースにする工事)中、重機により供給管を損傷したと連絡が入る。工事業者に対し、濡れタオル等を使って損傷したガス管からの漏えいを最小限に留めるよう指示。9時25分、販売業者が現場に到着し、消費者宅敷地内の花壇スペースの埋設供給管(引込管)が重機により引断られ分析されていることを確認。工事業者により損傷部の応急処置が行われていたが、完全に漏えいを止められてはいなかったため、小規模燃焼管供給地域全戸の供給を停止、損傷箇所を修繕し、11時35分に作業完了。気密検査で異常のないことを確認後、容器バルブを開けガス供給を再開。 一次原因は、外構工事業者が掘削作業にあたり、埋設管の事前の確認を怠り、販売業者への連絡なしに機械で掘削したことによるもの。また、ガス管(を含む地下埋設物)が存在する付近を掘削する際には一手指りて工事を進めるといった認識も欠けていたと考えられる。 二次原因は、建物所有者、工事業者ともに現場で工事を進行中にガス供給業者へ連絡をしないという認識が欠かっていたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売業者は以下の対策を実施。 ・事業地域での巡回頻度を強化し、他工事実施状況を可能な限り事前に把握するよう努める。 ・集中供給の消費者へ他工事事故防止の周知文書を定期的に配布し、自宅内掘削工事や近所で工事を発見した際には連絡をいただくようお願いする。 ・他工事業者に対して埋設ガス管の危険性についての周知徹底。
2025/10/17	愛知県豊川市	C2級	漏えい	一般住宅	13:10	他工事業者(電気工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年10月17日13時10分、電気工事業者が蓄電池の設置工事において、外壁を開孔した際にフレキシ管を損傷し、ガスが漏えい。電気工事業者が容器バルブを閉止。13時16分、電気工事業者が販売業者へ電話連絡。13時44分、販売業者が現場へ到着し、メーターガス栓を閉止、ガスフレキシ管の損傷を確認。16時10分、復旧作業開始。17時45分、復旧作業完了、ガス供給再開。 一次原因は、蓄電池設置に伴い、電気工事業者が事前にガス配管を確認することなく、外壁の開孔を行いフレキシ管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、電気工事業者が事前に販売業者に対してガス設備の有無を確認(工事照会)をしなかったことによるもの。	配管(配管用フレキシ管(本管(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売業者に対し、以下を実施。 ・事故報告の提出の指示 ・事故後の聞き取り調査の実施及び原因を調査するよう指示 販売業者は当該電気工事業者及び消費者に対し、外壁貫通工事や、ガス配管を損傷させりすの工事を行う際は、事前に販売業者へ照会するよう周知を実施。
2025/10/17	神奈川県横浜市区	C2級	漏えい	一般住宅	13:25	高圧ホースの損傷による漏えい	2025年10月17日13時25分、近隣の住民からガス臭いと消防に通報が入る。14時30分頃、連絡を受けた業者が現場に到着し、容器バルブの閉栓及び高圧ホースの切り込み(箇所)も確認。15時40分、販売業者が現場に到着。高圧ホースを交換後、漏えい試験を実施し閉栓、点火テスト(一口ロコ、湯沸し器)を行い問題がないことを確認後、再供給に至る。 原因は、何らかの理由により高圧ホースに切り込みが入ったことによるもの。	高圧ホース	(株)I-T-O	NA6P	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売業者に対し、再発防止対策を指導。 販売業者は以下の対策を実施。 ・容器交換時、供給設備点検の徹底(容器のバルブが閉まっていないか・メーターエラー表示がないか・ホースが劣化していないかなどの異常の有無の確認) ・消費者に対しチラシを配布するとともに、ガス供給設備周辺に不審者などが立ち入ることがあった場合は販売業者へ連絡していただくよう声をかけを実施
2025/10/25	鳥取県米子市	C1級	漏えい・爆発	一般住宅	18:30	消費者によるガス栓と迅速継手の接続不良に伴う漏えい・爆発	2025年10月25日18時56分、一般住宅の消費者より緊急時連絡先に対し、グリルにガスが充満しておりガステーブルが爆発したとの連絡あり。20時5分、販売業者が現場到着後に現地を確認し、漏えい検査を実施したが異常はなかった。ビルトインコンロからも漏えいは見られなかった。システムキッチン上にコンセント型一口ヒューズガス栓が設置されており、ファンレター用の迅速継手付ガスコードが差込み込んであった。検知器によりガス漏れを発見したため差込を確認すると、「カチ」と音がするまで正確に差込んでいないことが発覚。正規の位置まで差込み漏えい試験を行い、異常のないことを確認。21時20分頃に作業を終了。 原因は、コンセント型一口ヒューズガス栓に迅速継手が正しく接続されていなかったことによるもの。	末端ガス栓(ヒューズガス栓(使用部))	矢崎エナジーシステム(株)	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は情報収集と産業保安監督部への報告を実施。 販売業者は以下の対策を実施。 ・迅速継手付ガスコードを新品に交換し、正規の使用方法を消費者に伝えた。 ・消費者がガス漏れ警報器を取り外していたが、設置を促した。
2025/10/30	愛知県岡崎市	C2級	漏えい	共同住宅	17:00	供給管の腐食による漏えい	2025年10月30日13時30分、配達事業者が当該マンションのバルク貯槽へ充填した際、充填量に異常が認められた。その後、報告を受けた販売業者が現場調査を実施。15時25分、現場の状況から、供給管の埋設部における漏えいと判断。16時22分、販売業者から当該マンション管理会社に対し、漏えいおよび供給停止する旨を報告。全入居者へその旨の通告を開始。17時00分、販売業者が漏えい検査を実施したところ、5分で圧力0kPaまで降下を確認。18時00分、応急対応として仮供給の工事(他箇所へ容器を設置)を開始。22時20分、仮供給工事が完了し、漏えい検査で異常のないことを確認。全入居者で試点火を実施した後、供給を再開。今後は、埋設配管の取替・本供給工事を実施予定。 原因は、白ガス管理課の経年劣化によるもの。	供給管(白管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売業者に対し、事故届の提出を指導。 販売業者はマンション管理会社等に対して、埋設部に白ガス管がある場合は、腐食しにくいポリエチレン管への入替を働きかける。
2025/10/30	熊本県熊本市	C2級	漏えい	学校等	16:38	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年10月30日16時53分頃、小学校関係者から販売業者者に「外構工事中、重機で埋設配管を破損し、ガスのおいが出る」との連絡があったため、販売業者が駆け付けて漏えい検知器等を使ってガスの漏えいを確認する。破損箇所を確認し、プラグ止めで漏れに対する応急処置を行う。処置後は漏えい検知器で漏れの反応なし。翌日、配管の取替え作業を行い、漏えい検知器による漏れの反応がないことを確認し、対応完了とする。 一次原因は、埋設配管に重機が接触し配管が破損したことによるもの。 二次原因は、外構工事業者が重機を使って工事中に誤って埋設配管に接触し配管を破損させたことによるもの。	供給管(強化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売業者に対し、以下を実施。 ・再発防止対策の策定を指示 ・建物所有者・管理者等の関係者に対して注意喚起を指示 ・工事関係部署を通じて、工事業者等へのホームページを利用した注意喚起を実施 販売業者は埋設表示板、ピン等を設置するほか、外構工事を行う場合はあらかじめ施工内容などを周知してもらい、必要があれば販売業者が工事に立ち会った関係者等への提供を行う。また、建物の所有者や関係者等に今回の事故について周知し注意喚起を行う。
2025/10/30	埼玉県三郷市	C2級	漏えい	共同住宅	16:53	供給管の腐食による漏えい	2025年10月30日16時53分頃、9世帯集合住宅の住人より外からガス臭いとする業務委託先に連絡が入り出勤。現場到着時、ガス臭い、漏えい検知メーターに白表示を確認。当該部屋の消費側で漏えい検査を実施し、漏えい無し。続いて各部屋の消費側で漏えい検査を実施し漏えい無し。続いて各部屋のメーターガス栓を閉め、供給側の漏えい検査を行うも圧力低下を確認し、漏えい箇所は供給側配管の埋設部と特定したが、その場所は分らず供給側配管をすべて露出にて仮設引き直し工事を行う。工事完了後、気密試験を行い異常がないことを確認し、供給を再開。現在、引き直し本工事の調整中。 一次原因は、埋設ガス配管の経年による腐食によるもの。 二次原因は、業務委託先による容器交換時点検での漏えい検知メータB表示見落としによるもの。	供給管(強化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売業者は以下の対策を実施。 ・経年劣化によるガス漏えいを未然に防ぐため、劣化が進む配管設備の設置消費者、共同住宅オーナー等に対して配管引き直しの提案と当社予算化を行い、計画的に配管更新を予定する。 ・2号業務委託先、並びに3号4号業務委託先と情報を共有し、他の消費者を告げるため異常の早期発見とする。
2025/10/30	三重県津市	C2級	漏えい	一般住宅	16:00	配管の腐食による漏えい	2025年10月30日16時頃、リフォーム業者より一般住宅においてガス臭いありと入電。調整器下のコック閉栓依頼し対応。16時半、現場にてメーター・ボンベ閉栓対応。漏えい箇所が不明のため、業者に基礎はつり依頼。10月31日15時半、現場にて埋設管の継手腐食による漏えいと確認。他工事(はつり)との接触が無かったことを確認。リフォーム業者にはつり工事を依頼。11月1日、リフォーム業者より、はつり工事が完了した報告を受ける。11月5日11時頃、現場にて浴室に飛び込んでいた配管の切断が必要と確認。11月6日11時頃、飛び込み管切断、プラグを打ち、気密検査にて漏えいが改善されたことを確認。 原因は、埋設管の腐食・劣化によるもの。埋設管に使用する配管部材ではない(現法令)。継手部に防食テープ等の措置がされていない。	配管(白管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売業者は、法令に準じた部材使用・配管工法にて施工を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/11/1	栃木県宇都宮市	C1級	漏えい・爆発	共同住宅	18:00		2025年11月1日18時00分頃、共同住宅において消費者が入浴のため湯沸器を使用したところ、湯沸器付近で爆発音が発生。11月2日15時14分、消費者から湯沸器のハイブリッド扉部が外れている旨の緊急連絡を受け販売事業者が現場へ急行。現地確認したところ、湯沸器全面パネル及びハイブリッド扉部が変形を認めた。メーカーガス栓から消費機器までの圧力保持による漏えい試験を実施し、漏えいが無いことを確認した。当該湯沸器の接続管を先しらぶりに処置し、使用禁止とした。11月4日に新品の湯沸器へ交換作業を行った。 一次原因は、給湯器内部に塵や土埃などの異物が大量に混入したため、バーナーの着火が正常に行われず、繰り返しの点火動作で器具内部に未燃焼ガスが滞留し、点火時のガス量が多くなり、異常着火したものと考えられる。直接の原因としては、湯沸器本体の長期使用による劣化が想定される。 二次原因は、湯沸器所有者の長期使用機器に対するメンテナンス不足が想定される。	瞬間湯沸器(RF式)	バーバス(株)	TP-SQ162R-1	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故箇所の提出 ・湯沸器の所有者に対して定期的な燃焼機器のメンテナンス及び経年劣化が認められる機器の交換が必要となる旨の説明を行うこと 販売事業者は消費者に対し、異常を発見した際には使用止めて速やかに販売事業者に連絡するよう周知・説明を行った。
2025/11/3	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	一般住宅	16:00		2025年11月3日16時、一般住宅において消費者からガスメータ付近よりガス臭がするので容器バルブを閉めたところ業務委託先に連絡が入り販売事業者が出動。現場到着時、消費者が既に容器バルブを閉止しているを確認。ガスメーターと接続する継手部に腐食がありガス漏れ箇所と特定。改善部材が必要となり、消費者の承諾を得て翌日の対応となった。11月4日10時より改善作業を開始し、12時30分頃作業完了。気密検査にて圧力低下の無いことを確認し再供給に至る。 原因は、経年によるメーター継手部の腐食によるもの。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、再発防止対策を指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・腐食原因は特定できないが、電食の可能性もあることから、メータユニオンは絶縁端子とし、供給側の白管にはアースを設置 ・LPW情報にも注意しつつ、2号業務委託先及び4号業務委託先と情報を共有し、他の消費者の分も含めて異常を早期の発見に務める。
2025/11/5	埼玉県川口市	C2級	漏えい	その他(小規模導管供給)	11:54		2025年11月5日12時42分、川口市の委託業者から販売事業者に対し、市役所の管理用地の草刈作業中に地面から出ているガス管を損傷させてしまいガスが漏れ出したと連絡が入る。事故発生時、都市ガスが供給されていると委託業者が判断し、都市ガス事業者に連絡。都市ガス事業者にて応急処置をするも、本格的な復旧は供給会社でないとできないと言われたため、販売事業者に連絡した模様。損傷したガス配管は小規模導管供給区域内の廃止(取り壊し)宅地内供給管であった。同区域内のガス供給支線などはなく、当日中に修繕を完了し漏えいが無いことを確認済み。 原因は、草刈り機で除草作業中のガス配管損傷によるもの。ガス明示杭は施されていたが、作業中に気付かなかった模様。	供給管(ポリエチレン管(継手部(埋設部)))	不明	不明	不明	販売事業者は以下の対策を実施。 1)ガス管が存在している旨の目印(ガス明示杭)はあったものの、ガス止めの配管位置が地上よりであったため、ガス配管を埋設し改めてガス明示杭を設置。 2)土地を管理している川口市へ当該地域のガス管敷設図面の提出と当該の緊急連絡先を周知し、当該地域で掘削作業を行う際は事前に連絡をいただくよう要請。
2025/11/7	長崎県諫早市	C2級	漏えい・火災	学校等	10:30		2025年11月7日10時頃より、販売事業者及び工事会社が老朽化した元正式瞬間湯沸器の取替工事のために高校の給湯室を訪問。取替に際し当該湯沸器に係る可とう管ガス栓も同時に取替予定であったことから、メーター下の中間ガス栓を閉じ、中間ガス栓とコンロ内の残ガス処理のため当該湯沸器近くのテーブルコンロを燃焼させた。燃焼開始から数分経過し燃焼が終了したように見えたため、残ガス処理が完了したものと判断し可とう管ガス栓を取り外したところ、ガスが噴出し実際に燃焼は継続していたコンロの火に引火し、湯沸器正面のカバーが一部焼損した。数秒後にガスメーターが遮断し炎は自然消滅した。 一次原因は、可とう管ガス栓の取替工事中に、コンロの消火確認が不十分のまま当該ガス栓を取り外してしまったことによるもの。 二次原因は、作業前に消費設備の接続を確認しなかったことによるもの。当該高校は他社からの引継物件で、供給系統は校舎系、保健室系、体育館系の3系統があるが、当該湯沸器の機器情報は校舎系として引き継がれ登録されていた。実際には当該湯沸器は校舎系でなく保健室系に接続されていた。	末端ガス栓(可とう管ガス栓(使用側))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンE9あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故情報の報告を求めるとともに今後同様の案件についての再発防止策を指示。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・販売事業者及び工事会社において、当事故を踏まえ全社員対象に改めてガスの取扱についての教育を実施 ・今回、作業前に登録の系統に誤りがないことを確認しなかった点(現場担当者には系統が一つだと思い込んでいた)を踏まえ、今後、残ガス処理の際にはデジタルマメーターを設置し圧力低下を監視確認する
2025/11/7	兵庫県加西市	C2級	漏えい	一般住宅	8:12		2025年11月7日8時12分、一般住宅の屋外のLPガス容器付近にてガス臭がすると通報。8時37分、販売事業者が現場到着時、供給設備付近にて臭気あり。容器と高圧ホース接続部にてガス検知器反応あり。高圧ホース接続部からの微量のガス漏れを確認。供給側容器接続部に虫(メムシ)が混入し濡れた状態を発見。除菌清掃、再接続。8時57分、漏えい検査、検知器で調査異常なし。 原因は、容器交換時の異物混入によるもの。 二次原因は、容器交換時等供給設備点検時の確認不足によるもの。	高圧ホース	桂精機	BH065	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、異物が混入しないよう、接続をする時には目視を徹底するよう指示。 販売事業者は容器交換時等供給設備点検時、目視確認及び漏えい検査を徹底。また、目視確認及び漏えい検査の再徹底を社内周知。
2025/11/10	広島県広島市	C2級	漏えい	一般住宅	23:32		2025年11月10日に付近住民からの通報を受け、消防が出動し現場対応実施。23時57分、消防より連絡を受けた販売事業者が現場到着。漏えい検査を実施したところ、高圧ホースホース接続口より漏えいを確認した。容器バルブを閉止し、ガス供給停止措置を実施。翌日11月11日10時に高圧ホースのOリングを交換し、交換後漏えいがないことを確認した。 一次原因は、高圧ホースのOリング劣化によるもの。 二次原因は、交換時の確認不足によるものと推定される。前回の容器交換は委託配送先により2025年9月24日に実施され、交換時の点検結果は異常なしとなっており、容器交換日から事故発生日まで約47日間で急速にOリングが劣化したとは考えにくい。	高圧ホース	伊藤工機(ITO)	HIS-6-6HQ	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故原因について容器交換時の確認不足であると考えられるので、販売事業所に対し確認を徹底するよう指導した。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・販売事業者と委託配送先の双方で劣化したOリングの状態について情報を共有した。 ・より確実に目視点検を実施するほか、交換用のOリングを販売事業者が委託配送先に配付し、点検時に劣化を確認した場合のOリング交換を確実にしようとした。
2025/11/12	長野県上伊那郡	C2級	漏えい	一般住宅	7:15		2025年11月12日7時15分頃、緊急時連絡先の集中監視システムにおいて、圧力低下の異常を知らせる信号を受信し、その直後、住民からガス臭いと販売事業者に連絡があった。販売事業者が現場の一般住宅を確認したところ、予備側の容器の高圧ホースが接続されていない状態であった。販売事業者が現場に駆けつけた時は、住民により供給側の容器バルブが閉められていたため、ガス止まっている状態であった。 一次原因は、高圧ホースの接続不良によるもの。 二次原因は、容器交換時等不備によるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BH-065	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故箇所の提出を指示 ・容器交換時供給設備点検が記録(未実施のおそれあり)であるため、販売事業者に対して、速やかに同様の一般消費者等を一貫化し、未実施のものについては実施するよう指導 販売事業者は、容器交換時の高圧ホースの接続確認を徹底。
2025/11/14	東京都足立区	C2級	漏えい	一般住宅	12:00		2025年11月14日12時頃、一般住宅の消費者から販売事業者に対し、容器周辺からガスが漏れ出ていると連絡が入った。近隣住人からも消防に同様の連絡が入っていた。販売事業者は現地に出動すると同時に、容器配送委託先に連絡を行った。販売事業者より先に到着した消防が容器バルブを閉め、ガス漏えい停止の措置をしていた。販売事業者が原因を確認したところ、事故発生当日に行った容器交換時における容器と高圧ホースの接続不良と判明した。 原因は、配達業務委託先事業者による容器交換時における容器と高圧ホースとの接続不良によるもの。	高圧ホース	I・T・O(株)	TIH-6-S	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故箇所の提出を指示 ・事故再発防止策の検討を指示 販売事業者は以下の対策を実施。 ・配達業務委託先の事業者に対して、社内での事象共有と作業時における教育とチェックシート等による容器交換時の漏えい検査実施の徹底を依頼 ・販売事業者の社内における事象共有と、作業フローの点検と保安教育による再発防止の徹底

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/11/14	和歌山県 和歌山市	C2級	漏えい火 災	一般住宅	10:05		2025年11月14日10時5分、LPWAにて警報器作動遮断受信、発電するも出られず。販売事業所に連絡し出動依頼、10時51分、販売事業所が現場である一般住宅に到着。消費者は在宅。台所二口ヒューズガス栓の予備側からの誤開放(半開き)によりガス漏えい火災を確認。出火原因はコンロ使用中に漏えいしたガスへの引火と見られる。ガス栓の一部が引けて使用できない状態であった。現場から消防へ連絡。13時45分、取り換え用のガス栓の手持者が無いため一旦保安閉栓実施。予備ガス栓を使用しないとのことであったため、一口ヒューズガス栓に取り換え済。 一次原因は、消費者が誤ってガス栓を半開きにしたことによるガス漏えいによるもの。 二次原因は、消費者のガス栓確認不足によるもの。	末端ガス栓 (ヒューズガス 栓(未使用 側))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器なし</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システム(双方向)あり</li> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	なし
2025/11/18	埼玉県 光市	C2級	漏えい火 災	飲食店	10:30		2025年11月18日10時30分頃、飲食店において業務用コンロと鍋物コンロにてスープの煮込み作業をしていたところ、鍋物コンロの火に漏えいしていたガスが引火して火が上がる。水をかけたが消火しなかったため、消火器にて鎮火。発火の際に警報器作動。11時10分、店舗従業員から連絡を受けた販売事業者が現場に到着。発泡剤にてガス用フタシキ管、さや管より漏えいがあることを確認。該当のガス用フタシキ管を取り外し漏えいが無いことを確認。17時23分、修繕完了。漏えい各箇検査を実施し、漏えいが無いことを確認。 原因は、母本シキ管部分の差し込み不良によるもの。パッキン部で押し当てられていた部分が振動等で隙間が生じ、そこからガスが漏えいし、業務用コンロの火に引火したものと思われる。	配管(継手部 (露出部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器あり</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓なし</li> <li>・自動ガス遮断装置なし</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システムなし</li> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	販売事業者は、販売事業者社員及び協力工事会社に対し、差し込み不良情報を共有し、メーカーの注意事項を周知。
2025/11/21	北海道 札幌市	C2級	漏えい火 災	病院等	14:00		2025年11月21日14時09分、警備会社から「厨房でガス釜から引火し、火災が発生した。消火器を使用し、消火済み。」と消防へ通報があった。消防隊が到着時、現場には既に発見者より調理室の外に設置された粉末消火器にて消火済みであった。出火箇所1箇調理室の業務用煮炊きで、調理後には消火、元栓及びパイロットコックを閉め忘れたことにより、液化石油ガスが漏えい。その2時間後に別の調理室が液化石油ガスの漏えいに気づく。隣に設置してあった別の業務用煮炊きで調理をしていたところ、約30分経過後、漏えいしていた液化石油ガスが当該釜蓋に引火して火災に至ったもの。 一次原因は、従業員による業務用煮炊き使用後の元栓等コックの閉止忘れによるもの。 二次原因は、立ち消え安全装置の未装備である業務用煮炊きであったが、使用後に元栓を閉止していなかった。また、ガス漏れ警報器は正常に作動していたが、従業員がその鳴動音に気が付かなかった。	業務用煮炊き	販工工業	KGS-15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器あり</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システムなし</li> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	道は販売事業者に対し、業務用厨房施設であることから、CO中毒事故防止をするため注意喚起を実施した。 販売事業者は消費者に対し、以下を実施。 ・業務用煮炊きを使用後の元栓を含む全てのコックの閉止の徹底を要請 ・安全装置付き業務用煮炊きへの交換の提案
2025/11/23	熊本県 熊本市	C2級	漏えい	共同住宅	5:34		2025年11月23日5時34分、共同住宅からLPガス遮断装置が作動した旨の移報を受信したため販売事業者が現場へ急行。ガス漏えい検知器でガス漏えいを確認し、床下配管部にピンホール状の漏えい箇所を特定。その場で配管の修繕を行い、他に漏えいがないことを確認し、LPガス遮断装置を復旧。工事等を実施した記録もないため他工事による破壊は考えにくい。また、腐食等により自然発生した可能性はあるものの、原因特定には至らなかった。	配管(本管(隠 ぺい部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器あり</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓なし</li> <li>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システム(双方向)あり</li> <li>・ガス漏れ警報器なし</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	県は販売事業者に対し類似の事案がないか情報収集に努めるほか、立入検査等のタイミングで他販売所に対して注意喚起を行う。 販売事業者はこれまでと同様の事案が発生していないか情報収集を行うとともに、今後漏えい等が発生しないか継続して状況の把握に努める。
2025/11/23	奈良県 磯城郡	C2級	漏えい	一般住宅	7:50		2025年11月23日7時24分、屋外メーター付近にてガス臭気がするとの通報あり。7時44分、販売事業者到着時、メーター付近にて臭気あり。メーター2次側ユニット部にてガス検知器反応有り。メーターユニットからの漏えいを確認。メーターを取り外し確認すると前回のメーター交換時〜無理に接続された形跡があり、パッキンが濡れて漏えいしていたと判明。配管組み直し作業を行うと報告有り。9時19分、メーター2次側配管組み直し実施。メーターパッキン交換。メーター再接続完了。漏えい調査異常無し。ガス検知器反応無し確認。修繕完了。 一次原因は、メーター接続不良によるもの。 二次原因は、メーター交換時に無理な接続をしたことにより、パッキンが濡れた状態となっていたことによるもの。	ガスメータ	東洋計器	STK25MT1P ELW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器なし</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・自動ガス遮断装置なし</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システムあり</li> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	県は販売事業者に対し、再発防止措置の実施、社内周知を行うよう指導。 販売事業者はメーター交換時、無理な接続をせず、施工するよう社内再周知実施。
2025/11/27	奈良県 北葛城郡	C2級	漏えい	一般住宅	17:37		2025年11月27日17時37分、LPWAによる圧力低下遮断の通知があった直後に当該消費者から連絡あり、今朝からガスファンヒーター付近でガスの臭いがするとのこと。緊急時対応先に出勤依頼。 18時45分、販売事業者が現場に到着。消費者にて容器バルブの閉止を確認。室内に入ると、ファンヒーターを使用していたリビングでガスの臭気あり。デジタルメーターによる配管の漏えい検査を行った結果、漏えいを確認。ガス検知器による漏えい調査にて、BOXガス栓とガスコードとの接続部で漏えいを確認。消費者がガスコードを無理にBOXガス栓と接続し、BOXガス栓の接続部が損傷したことが原因と判明。20時00分、ガスコードを接続していない状況でデジタルメーターとガス検知器で漏えい確認をしたが、漏えいなし。当該BOXガス栓とファンヒーターを使用中止にして、供給再開。後日BOXガス栓を交換予定。後日再度ガス漏れの原因を調べたところ、ガスコード側からのガス漏れであったことを確認済み(BOXコック側は異常なし)。 一次原因は、ガスコードとBOXガス栓との接続不良によるガス漏えいによるもの。 二次原因は、消費者の無理な接続によるもの。	ガスコード	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器なし</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・自動ガス遮断装置なし</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システム(双方向)あり</li> <li>・ガス漏れ警報器なし</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	県は販売事業者に対し、適正な器具使用について消費者へ注意喚起するよう指導。 販売事業者は消費者に対し、無理な接続は行わないこと及びガス機器・ガス栓の異常を感じた時は連絡頂けるよう周知した。
2025/11/27	北海道 網走郡	C2級	漏えい	共同住宅	14:05		2025年11月26日11時45分、共同住宅の1F消費者より燃焼器具の調子が悪くガスが蓄かなく販売事業者へ入電(当該消費者は以降の時間より外出のため不在)。12時10分頃、販売事業者が現場へ到着しガスメーター確認。メーター遮断表示がなく、翌日燃焼機器確認訪問の旨連絡。11月27日14時59分頃、燃焼機器確認のためF消費者と訪問。コンロ点火動作したが不燃火。F消費者も同様。ガス不燃火とのこと。ガスメーター遮断表示は漏れかつたが、ガスメーター再検査させるためガス表示表示。取替庫の容量がF本と違いなかった。その間に供給管を自己圧力計にて検査し漏れいがあることを確認。ガス検知器、ガス検知器にて漏えい箇所確認したが特定できず。基礎換気口からガス検知器を差し込み反応があり埋設部での漏えいが見られた。消費者宅台所床下床下検口より確認したが基礎に入通りがな漏えい箇所を特定できず。床下の滞留ガスを基礎換気口から排風機にて屋外放出処理しガス検知器にて滞留ガスの無いことを確認した。 原因は、向らかの原因で供給管接続部のケーブルが切れ、配管が腐食し漏えいしたものと推測される(昭和59年10月施工)。	供給管(ポリエ チレン保護 管(本管、継 手部(埋設 部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器なし</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・自動ガス遮断装置あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システム(双方向)あり</li> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	道は販売事業者に対し、事故報告書を提出するよう依頼。
2025/11/28	東京都 八王子市	C2級	漏えい	共同住宅	13:00		2025年11月28日13時00分頃、集合住宅敷地内の外構工事をしている工事業者から、「埋設管をサンダーで傷つけてしまった。ガスの臭気がある。」と販売事業者へ連絡が入る。13時30分、保安機関が現場に到着し損傷箇所を確認。保安閉栓。入居者への周知実施。復旧工事業者を手配。15時40分、復旧工事開始。17時30分、復旧工事了。18時45分、入居中全部屋の点火試験完了。 一次原因は、外構工事業者が敷地内外構解体中にサンダーで埋設管を破壊したことによるもの。 二次原因は、外構工事業者が埋設管の有無を事前に確認しないうちに掘削工事を行ったことによるもの。	供給管(ポリエ チレン保護 管(本管 (埋設部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス放出防止器あり</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓なし</li> <li>・自動ガス遮断装置(対震)あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・集中監視システム(双方向)あり</li> <li>・ガス漏れ警報器なし</li> <li>・業務用換気警報器なし</li> </ul>	道は販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故届書の提出。 ・事故再発防止策の検討。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・継続して埋設配管損傷事故防止についての周知啓発を徹底する。 ・管理会社、オーナーからの工事情報の収集、社内各部からの工事情報の収集に努める。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/11/28	東京都品川区	C2級	漏えい・爆発	飲食店	7:30	ゴム管の腐食・劣化による漏えい・爆発 二次原因は、販売事業者は消費者に対し、詰物コンロの置き方を改善するよう何らか依頼していたが、管理が不十分だった可能性がある。	2025年11月28日8時30分、A社(配送)からB社に飲食店(ラーメン)付近で火災発生と連絡があり、消防への連絡を指示。8時35分、B社から消防に連絡。9時05分、A社配送員が現場に到着し、容器ハルプが閉まっていることを確認。消防がB社にガス容器引上げの依頼。9時10分、集中監視のアラーム履歴で、7時47分にメーター室が圧力低下遮断したことを確認。9時50分、販売事業者が店が現地に到着し消防から状況を確認し、消防によると、詰物コンロに繋がるとゴム管に亀裂があり、元栓も開いていたため、ここから漏えいしたガスに引火して爆発した可能性が高いとのこと。10時50分、A社配送員と販売事業者がボンベを撤去。 二次原因は、ゴム管の亀裂からガスが漏れ、詰物こころ点火時に引火したことによるもの。 二次原因は、販売事業者は消費者に対し、詰物コンロの置き方を改善するよう何らか依頼していたが、管理が不十分だった可能性がある。	ゴム管	(株)十川ゴム	HI-Nゴム管 (G0484)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、以下を実施。 ・事故現場確認(配管の漏えい検査等を実施) ・消防署及び店主への聞き取り 販売事業者は以下の対策を実施。 ・警報器遮断遮断の設置を徹底する。 ・検針時での消費設備の確認(自視など)。 ・通知の徹底(器具の使用・消費設備の管理)。 ・消費者も高齢化していることを踏まえ、より慎重かつ丁寧な周知を徹底する。
2025/11/29	三重県南牟婁郡	C2級	漏えい	一般住宅	16:40	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管整備に伴う漏えい 二次原因は、リフォーム工事業者による工事施行前の確認不足によるもの。	一般住宅の居住者がリフォームを依頼。2025年11月29日、大工が台所の床張り替えを行うため床を手のこぎりで切断する際、誤ってガス管を損傷(メーターにて圧力低下遮断)。大工によりガスの元栓を閉止、販売事業者に連絡。現場に到着した販売事業者によりガス漏れを確認。損傷部配管を容器から切り離すことにより仮修繕。後日、損傷部配管を取り換えることにより、修繕完了。 二次原因は、手のこぎりによる配管損傷によるもの。 二次原因は、リフォーム工事業者による工事施行前の確認不足によるもの。	配管(配管用フレキ管(隠ぺい部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者はリフォーム工事業者に対し、リフォーム工事施工前の確認を行うよう要請。
2025/12/1	秋田県潟上市	C2級	漏えい・爆発・火災	一般住宅	13:30	ビルトインコンロの点火操作の繰り返しによる漏えい・爆発・火災 ＜法令違反＞ 施行規則第44条1号ホ/高圧ガス保安法第63条第1項	2025年12月1日13時30分頃、外壁工事に伴う配管組み直し工事を実施。工事終了後、点火棒(チャッカマン)にてビルトインコンロの着火テストを実施したところ、爆音と火花が発生。 一次原因は、点火棒を使用する前の点火操作の繰り返しで溜まったガスに、点火棒から出る火が引火したためと推定される。ビルトインコンロが点火しなかったため、点火棒にて着火テストを実施した。 二次原因は、コンロの経年劣化および油脂等の表面付着によるもの。	家庭用こころ	リンナイ	RS31W13H2R-BR	・ガス放出防止器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	販売事業者に対し、以下を実施。 ・12月25日(事故発生から24日後)に販売事業者から電話にて第一報があり、可及的速やかに「液化石油ガス事故速報」の様式にて報告するよう指示。併せて事故報告書を作成するよう指示 ・事業者から電話での第一報があった直後に、一般社団法人秋田県LPガス協会へ情報提供。事業者へのフォローを依頼 ・事故発生時及び報告の要否に迷う案件が発生した場合は、速やかに報告するよう指導。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・点火棒で燃焼器具の着火を行わない。 ・配管組み直しの際は必ず気密試験を実施する。(気密試験の未実施と事故の関係は不明。)
2025/12/1	岡山県倉敷市	C2級	漏えい	共同住宅	23:00	高圧ホース等の交換作業時の容器と高圧ホースの接続不良による漏えい 二次原因は、高圧ホース等の交換作業完了時における容器と高圧ホースの締め込み部分の漏えい確認が不十分であったことによるもの。	2025年12月1日23時頃、共同住宅の入居者から部屋とポムベ庫周辺がガス臭い旨の通報があり、販売事業者が現場に急行したところ、ポムベ庫内のLPガス50kg容器と高圧ホースの接続部分からガスが漏れしていることを確認した。供給設備はLPガス50kg容器が6本(うち予備側4本)あり、予備側に切り替えて供給中であったが、現地確認した時には予備側の4本もほとんど空に近い状況であった。 一次原因は、2025年10月29日に調整器及び高圧ホースの交換作業をガス工事業者が実施した際、容器と高圧ホースの締め込みが不十分であったことによるもの。 二次原因は、高圧ホース等の交換作業完了時における容器と高圧ホースの締め込み部分の漏えい確認が不十分であったことによるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BH-065	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、情報収集を実施 販売事業者は工事業者に対し、容器と高圧ホース接続完了後の締め込み部分の漏えい確認を徹底するよう指示。
2025/12/2	長野県長野市	C2級	漏えい	一般住宅	7:50	容器交換時の高圧ホースの接続不良による漏えい ＜法令違反＞ 法16条第2項、規則第16条第1項第3号	2025年12月2日7時50分頃、集中監視システムで圧力低下遮断を受信。消費者に連絡し、漏えいはないが、LPガス50kg容器2本のうち1本の高圧ホースが外れていることを確認。8時10分、現地到着時にガス臭が確認されたので、容器切り替え時に漏えいがあったと推定される。 一次原因は、高圧ホースの接続不良によるもの。 二次原因は、容器交換時等不備によるもの(高圧ホースの接続確認漏れと推定される)。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BH-5	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、以下を指示。 ・事故状況の情報収集 ・事故届の提出を指示 ・容器交換時等供給設備点検の徹底を口頭指導 販売事業者は、容器交換時の高圧ホースの接続確認の徹底。
2025/12/3	京都府亀岡市	C2級	漏えい	一般住宅	11:22	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい 二次原因は、他工事業者及び市の3者で事前に図面を渡し、作業を誤ったことによるもの。打合せ時に作業開始前に連絡をもらおうようになっていたが、連絡がなかった。工事作業は、事前連絡が必要との認識はなかった。	2025年12月3日11時22分、水道工事業者から販売事業者に対し、水道工事中に重機にて埋設配管を破壊したと通報あり。11時47分、販売事業者が到着し現場を確認したところ、重機にて埋設部15A配管を破壊したと判明。破壊した配管を取り外し、プラグ止めで修繕実施。14時47分、プラグ止めの措置後、総ゲージテストの結果、圧力降下ありのため容器庫からの供給を停止し、供給戸数8件に対し臨時供給を実施。 一次原因は、他工事業者による水道工事中の埋設配管の破壊によるもの。 二次原因は、他工事業者及び市の3者で事前に図面を渡し、作業を誤ったことによるもの。打合せ時に作業開始前に連絡をもらおうようになっていたが、連絡がなかった。工事作業は、事前連絡が必要との認識はなかった。	供給管(埋設部)	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、以下を実施。 ・事故報告書の提出を指示 ・当該工事の発注者に対し、「請負事業者に対してガス管の位置を必ず確認するよう指示すること」を指導 販売事業者から工事業者に対し、事前打合せ内容をきっちり連携頂くことと、ガス配管等の状況確認を行ってから工事を行うて頂くよう再周知。
2025/12/5	福岡県久留米市	C2級	漏えい	共同住宅	9:30	ガス栓の接続不良による漏えい 二次原因は、維持管理不完全によるもの。	2025年12月5日9時30分頃、消防より共同住宅内でガス臭があり全部屋ガス止め対応していると連絡あり。販売事業者が現地確認(全部屋BR表示確認漏れ特定作業)したところ、302号室メータガス栓(供給側メーターガス栓)からの漏れを特定した。ガス栓取替工事を行った。工事後、自記圧検査にてガス漏れ無し確認し復旧完了。 一次原因は、ガス栓の接続不良によるもの。 二次原因は、維持管理不完全によるもの。	消費設備その他(器具ガス栓)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、事故内容の聞き取りを実施し対策の報告を指示。
2025/12/7	福岡県筑紫野市	C2級	漏えい	共同住宅	13:00	ガスメータの不具合による漏えい 二次原因は、原因は不明だがメータガス栓が開状態であったことによるもの。	2025年12月7日13時頃、近隣住民より「場所は不明だがガス臭い」との119番通報あり。消防からの自動通報を受けたガス事業者が出動。15時45分頃、ガス事業者が周辺調査を行い、共同住宅からの漏えいを確認。漏えい元である101号室のメーターガス栓を閉栓し、一次対応を完了。その後、容器に記載された配送センターへ連絡がある。15時56分、配送センターより販売事業者の夜間休日受付センターへ入電。16時29分、販売事業者が現場に到着。101号室の内管側漏えい検査を行い、異常がないことを確認。供給管の気密検査および各戸の漏えい検査を実施後、順次供給を再開。101号室は閉栓中のため、ガスメータを撤去しプラグ止め処置を実施。19時30分、全対応を完了。供給停止中は在宅者がおらず、供給支障の発生はなし。 原因は、ガスメータの不具合によるもの。後日調査の結果、ガスメータ本体からの漏えいを確認。 二次原因は、原因は不明だがメータガス栓が開状態であったことによるもの。	ガスメータ	愛知時計電機(株)	SA25MT-1	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者に対し、事故発生状況の聞き取りを実施。 販売事業者は閉栓前のメータガス栓運用ルールを定めて再発防止に努める。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/12/10	埼玉県加須市	C2級	漏えい	一般住宅	10:00	容器の腐食・劣化による漏えい	2025年12月10日、配達時の残ガス量が少なく、漏えいを疑い事業所に持ち帰る。調査の結果、容器下部溶接部よりピンホールが発覚し、メーカーに報告。調査を依頼。同日に対象容器を交換後、消費宅で漏えいがなく、被害がないことを確認済み。 →次原因は、LPガス容器下部溶接部付近のピンホールからのガス漏れによるもの。 二次原因は、容器溶接部に融合不良により溶接不具合があったことによるもの。(製造時の耐圧試験、気密試験の際には不具合が確認されず。)	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	メーカーによる容器製造時、浸透探傷試験ではなく、磁粉探傷試験に変更。
2025/12/11	愛知県名古屋	C2級	漏えい	共同住宅	20:00	供給管の腐食・劣化による漏えい	2025年12月11日18時04分、共同住宅の消費者より風呂釜点火不良の連絡。20時00分、修理訪問した委託会社よりガス切りの疑いがあると報告が入り、販売事業者が現場へ急行。20時25分、販売事業者が全ての容器(50g×4本)の残量が無いことを確認。漏えい検査を試みたが加圧しても昇圧せず。メーター下流側に漏れは無かったため供給管(埋設白ガス管)からの漏れと判断し、保安閉栓を実施。12月12日9時30分、販売事業者が漏えい箇所を調査したが、埋設部のため特定に至らず、個別供給への切替工事を実施。14時15分、気密・漏えい試験により異常が無い旨を確認した後、ガス供給を再開。 原因は、埋設白ガス管の経年劣化による腐食漏えいによるもの。	供給管(白管 (埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・事故届の提出。 ・事故発生原因の追及及び再発防止策の検討。 販売事業者は、経年埋設白ガス管の管理を継続し、所有者に対し入替街に取り組む。
2025/12/11	千葉県成田市	C2級	漏えい	その他 (消防署)	15:45	地盤沈下等による配管劣化に伴う漏えい	2025年12月11日9時40分、LPWAIにて圧力微小漏えい警告が発生。当日15時半頃販売事業者が訪問、自記圧力計にて測定したところ圧力が0まで降下。検知機にて露出部測定するが反応がないため、埋設・隠ぺい部での漏えいと判断し、消費者へ説明しガス止め措置を行った。後日消費者と協議し、12月17日に露出配管として引き直して対応済み。 原因は、埋設部の地盤面がコンクリート舗装されてあり破壊時の調査が困難であるが、地盤沈下等による配管劣化と思われる。	配管(白管、 塩化ビニル被 覆鋼管(本管 (隠ぺい部、埋 設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警 報器連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故届書の提出を指示。
2025/12/11	富山県高岡市	C2級	漏えい	工場	15:35	他工事業者(基礎工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2025年12月11日15時30分、他工事業者が工場増築基礎工事のため、工場敷地内を掘削していたところ、消費設備側の埋設配管が折損し、ガスが漏えいした。供給先からの連絡を受け、供給事業者かつ保安機関である事業者が現地に急行し、ガスの供給を停止した。12月12日午前、販売事業者にて仮設配管工事(特定供給設備以外部分)を実施し、気密試験及び漏えい試験の後、ガス供給を再開した。 →次原因は、他工事業者が埋設配管の事前照会を行わずに掘削工事を行ったため、配管を折損したことによるもの。 二次原因は、消費先においてガス管理照会書の必要性を認識せず、販売事業者へ連絡することなく、他工事業者を手配し工場増築に伴う基礎工事を実施したことによるもの。消費者から販売事業者に対しては、同時期に上記工事とは別件のGHP移設工事の件で連絡があったが、GHP本体と露出配管との繋ぎこみ工事のみ計画であり、埋設配管の協議にはならなかった。	配管(ポリエチ レン被覆鋼管 (本管(埋設 部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、高圧ガス保安法第63条に基づく事故届の提出を指示。 販売事業者はこれまで年一回、消費者に対する周知に加え、他工事業者(解体、下水道、住宅、不動産、建設等)計361事業者に対して、独自に案内文書を送付していたが、送付先に今回の他工事業者が含まれていなかった。今後は、案内送付先に当該他工事業者を追加し、事前にガス管理ルートの確認を行ってから施工するよう、改めて周知を徹底する。
2025/12/14	神奈川県相模原市	C1級	漏えい爆発・火災	一般住宅	18:30	消費者による風呂釜の点火ミスによる漏えい爆発・火災 →特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条	2025年12月14日、一般住宅の浴室において居住者が風呂釜(バランス外壁式)を使用する際、種火がつかなくなったため、何度か点火操作を行ったところ、燃焼器具内部で爆発が発生し、風呂釜の側面パネルが変形した。爆発時の火災により、居住者は右下腿を負傷し、居住者の着用していた衣類(スウェット)の一部が焼損した。なお、居住者の判断により、消防への連絡は行われていない。事故発生後18時30分頃、居住者が架電により保安機関に連絡し、18時5分頃、保安機関職員が現場到着。被害状況を確認。マイコンメーターから燃焼器具までの漏えい検査を行い、異常がないことを確認した後、末端ガス栓から液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを外し、燃焼器具を使用禁止とした。当該風呂釜については、12月26日にRF式給湯専用温水器へ交換済み。 原因は、居住者が繰り返し点火操作を行ったため、燃焼器具内部に未燃焼ガスが滞留し、点火操作時に引火し爆発したものと推定される。	風呂釜(BF 式)	(株)ノーリツ	GUQ-5D	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を実施。 ・事故に至った原因及び居住者の負傷程度の聴取 ・再発防止策の確定 販売事業者は、供給開始時点検・調査等の機会を捉え、BF式風呂釜を使用する消費者について、種火がつかない場合は、確実に5分以上待たせ、再度点火操作を試みるよう継続的に周知する計画を立てている。
2025/12/15	奈良県奈良市	C2級	漏えい	一般住宅	16:15	容器交換時の高圧ホースの接続不良による漏れ →法令違反 →施行規則第36条第1項第1号イ	2025年12月15日、配達員が一般住宅の消費者宅の容器交換に伺った際、容器交換中に対向車が来たため、運搬車両の移動を余儀なくされ、やむを得ず作業を中断して車両を移動した。その後、高圧ホースの接続が不十分であったが、作業中であったことを失念したまま次の配達先へ移動し、接続不十分の高圧ホースからガスが漏れ出した。その後、消費者からの電話により漏えい箇所を確認した。その後、消費者からの電話により漏えい箇所を確認した。 →次原因は、高圧ホースの接続が不十分であったため、ガスが漏れ出したことによるもの。	高圧ホース	桂精機製作所	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、再発防止措置をとること及び、社内での周知徹底をするよう指導した。 販売事業者は以下の対策を実施。 ・保安機関として今一度、定められた点検項目の完全履行を徹底させる ・容器交換時点検にあたっては指差呼称を行うことで接続不良を防止し、保安機関としての責務を全うできるよう社員教育の徹底を図る ・再発防止策として、12月26日にガス担当社員を対象として、事故状況の共有ならびに容器交換時点検に係る保安教育を実施
2025/12/17	茨城県土浦市	C2級	漏えい	共同住宅	9:51	他工事業者による配管損傷に伴う漏えい	2025年12月17日9時51分頃、建物のグリストラップ交換作業中、既存グリストラップ撤去に伴うアスファルト掘削作業時に誤って共同住宅消費設備側の埋設ガス配管損傷しガス漏えい。埋設配管損傷部を切断。メカニカル継手を用いて接続し直し修繕。 原因は、他工事業者が販売事業者に連絡せず掘削作業を実施し、埋設配管が損傷したことによるもの。	配管(ポリエチ レン被覆鋼管 (本管(埋設 部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、大家と工事業者へ埋設ガス配管設置場所の周知と、今後他工事業者による工事を行う際は連絡をするよう依頼。
2025/12/17	神奈川県横浜	C2級	漏えい	共同住宅	8:20	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2025年12月17日8時20分頃、解体業者が誤って埋設配管を切断。連絡を受けた販売事業者は解体業者へガス容器のバルブを閉めるよう連絡するとともに現場へ出動した。8時51分、販売事業者が現場に到着し、容器バルブ閉止によりガス供給停止状態となっていること及びガス埋設管バルブ部分に切り込みがあることを確認した。販売事業者は共同住宅居住者へガス使用停止の周知を実施。12時38分、配管工事施工会社による供給復旧工事開始。漏えい箇所の配管を被覆管(PLV)からポリエチレン管に変更して接続後、気密検査でガス漏えいがないことを確認。14時30分、共同住宅居住者へガス使用可能の周知を実施。15時00分、完了撤収。 →次原因は、解体業者が埋設供給管の有無を確認せず、ガス供給している共同住宅と解体工事現場の境界線付近で解体工事を行った結果、サンダーで埋設供給管を切断したことによるもの。 二次原因は、解体業者や物件所有者から事前に解体作業を行う旨の連絡がなかったことによるもの。	供給管(本管、 継手部 (埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、再発防止対策を指導。 販売事業者は、他工事施工の情報について、アパートオーナーや管理会社等から情報収集できるように周知し、関係者間での情報共有に努める。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2025/12/19	鹿児島県 鹿児島市	C2級	漏えい	共同住宅	9:56	原因不明の漏えい	2025年12月19日9時56分、共同住宅においてマイコンメーターの使用時間満了あり。10時20分頃、販売事業者が確認のため現場に到着。家主が不在のため電気式自気圧計により調査したところ、消費配管からの圧力不保持を確認。当該配管には縁切り処置を実施し、14時37分頃処置完了。12月22日18時30分頃、原因特定のため室内配管を調査。床下突出部からの漏えいは認められず、床下埋設部からの漏えいと判断。漏れは固着したため後日新設配管による配管工事を実施予定。漏えい箇所が特定できないため原因不明。	配管(ポリエチレン被覆鋼管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、事故概要を整理し、事故報告書等を作成、提出するよう指示。
2025/12/20	茨城県 稲敷郡	C2級	漏えい	共同住宅	18:30	容器交換時の高圧ホースの接続不良による漏えい	2025年12月20日、共同住宅の近隣住人が、容器置場(ボンベ庫)周辺からガスの臭いを感じたため消防へ連絡した。消防が出動し現場を確認したところ、容器置場(ボンベ庫)周辺からガス臭と検知器での反応があると連絡があり、販売事業者が現地へ出動した。高圧ホース全10本中(片側5本設置×2系列)1本が容器へ接続されていなかったため、高圧ホースよりガス漏れが発生していた。未接続の高圧ホースを容器に接続し、供給設備周りの漏えい検査及び供給設備配管の圧力試験(漏えい試験)を行い、漏えいが無いことを確認して供給側の圧力が低下し自動切替が準備に切り替わる際、供給側の未接続の高圧ホースから漏えいが発生したと思われる。一次原因は、容器交換時における容器と高圧ホースとの接続不良によるもの。二次原因は、容器交換時における容器と高圧ホースとの接続確認の不備によるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BS-105	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器なし	販売事業者は以下の対策を実施。 ・容器交換を実施する担当部門での事象共有、作業時における教育、リークチェック等による容器交換時の漏えい検査実施の徹底。 ・全社内従業員、作業フローの点検と保安教育による再発防止の徹底。 ・配達責任者へ事象の共有及び作業フローの徹底。配達責任者より全配送員に保安教育を実施。
2025/12/22	群馬県伊 勢崎市	C2級	漏えい爆発・火災	一般住宅	11:00	こんろの腐食による点火不良に伴う漏えい爆発・火災	2025年12月22日11時頃、一般住宅に居住する住人がお湯を沸かそうとガスコンロの着火を何度か試みても火が付かず、その後確認されたため、スプレータイプの消火剤により消火を実施。その後、緊急連絡先に連絡し、元栓やバルブの閉鎖指示を受けて対応。住人によると操作時にガス臭はしなかったとのことだが、ガスコンロ裏側のプラスチック部分が焼け、溶けていた。一次原因は、燃えたガスコンロは1994年製のものであり、安全装置が設置されていないものであった。数度の着火操作によりガスが漏えいし、その後の操作により着火したと推測される。二次原因は、対象のガスコンロでメーカーが引き取って調査中ではあるが、長年使用による劣化や維持管理の不備により点火不良を起こしたものと推測される。(2022年1月6日実施の定期消費設備調査では改善事項なし)	家庭用こんろ	パロマ	DA-60FB	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指示。 ・現場を確認し、住人及び販売事業者への情報収集 ・産業保安監督部への報告 販売事業者は消費者に対し、消費設備機器(ガスコンロ等)のこまめな手入れ、長期使用している機器の更新について周知(当該消費者については、事故発生日中に安全機能つきのガスコンロを購入し、販売事業者が継続)
2025/12/18	石川県加 賀市	C2級	漏えい	工場	9:20	配管の腐食による漏えい	2025年12月18日9時20分頃、配達業者より容器交換時ガスメーターにBの表示ありと連絡があった。同日、販売事業者が現場へ駆け付け、自記圧力計で漏えい点検を実施して当該物種(工場)のガス漏えいを確認。詳細な漏えい箇所を確認するため、ガス検知器を用いて末端ガス栓付近及び埋設配管付近を調査したところ、ガスメーターの2次側で埋設となっている箇所からガス漏えい反応があり、埋設配管で漏えいがあると判断した。12月18日、消費者に調査結果を報告。保安のため消費者の同意のもとガス供給を停止し、容器のバルブを閉鎖した。12月22日にガスファンヒーターの使用はやめて石油ストーブを使用することとなったため、現在もガス供給は停止した状態である。一次原因は、経年による埋設配管の腐食・劣化によるもの。二次原因は、埋設部のために老朽化や腐食を感じつつも、維持管理が不完全だったことによるものと思われる。	配管(白管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、報告の遅れ(発生18日→報告22日)について指摘し、事故発覚時に一報を入れるように指導。また、今年だけで当該販売事業者から5件もの報告があったため、立入検査等によるヒアリングを検討。
2025/12/24	兵庫県高 砂市	C2級	漏えい	共同住宅	18:54	容器交換時の高圧ホースの接続不良による漏えい	2025年12月24日18時54分、共同住宅において玄関の外からガス臭気がすると通報あり。19時27分、緊急委託先会社到着。供給設備付近にて臭気あり。19時34分、販売事業者が現場に到着。通報者の玄関近く(供給設備)に使用側LPガス50kg容器2本中1本の容器と高圧ホース接続部にてガス検知器反応あり。高圧ホース接続部からの漏えいを確認。容器と接続が完全に閉まっておらず1周ほど緩んでいたため再接続を行う。20時28分、漏えい検査を実施。検知器で調査異常なし。一次原因は、高圧ホース容器接続不良によるもの。二次原因は、容器交換時等供給設備点検時の確認不足によるもの。	高圧ホース	桂精機	BH065	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システム(双方向)あり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、原因究明と再発防止策の実行を指示。販売事業者は委託会社に対し、容器交換時等供給設備点検時、目視確認及び漏えい検査徹底を指導。
2025/12/26	群馬県伊 勢崎市	C2級	漏えい爆発・火災	一般住宅	20:48	異形ニップルのサイズ違いによる漏えい爆発・火災	リフォーム業者が一般住宅においてビルトインコンロの取り付けを行ったため、2025年12月26日16時頃、販売事業者がガスコンロと配管の接続を行った(漏えい確認実施)。20時48分頃、住人がコンロを点火しようとしたところ、コンロ下部より煙が発生。消防に通報し、駆けつけた隊員が消火器で消し止めたものの、コンロ下部とガス台上部が焼け焦げた。二次原因は、ガスコンロと配管を接続する際に用いた異形ニップルのサイズが相違しており、これによりガスが漏れたもの。二次原因は、配管のサイズと資材の確認不足によるもの。	配管(白管)	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下を指導。 ・情報収集 ・事故発生時の早期通報指導 ・産業保安監督部への報告 販売事業者は、配管サイズの確認、適切な資材の使用及び施工、漏えい試験の実施。